

令和5年度版

# 清掃事業の概要

令和4年度実績

～『循環型都市 やまと』の実現を目指して～



令和4年度 大和市環境ポスターコンクール最優秀賞〔低学年部門〕  
西脇 唯華 さん 緑野小学校1年

大 和 市



# 目 次

## ○ 総括

総括Ⅰ	ごみ処理の現状	総1
総括Ⅱ	ごみ量の変化	総2
総括Ⅲ	ごみの組成	総3
総括Ⅳ	家庭から出る不用品	総4
総括Ⅴ	市民1人1日当たりの家庭系ごみ・資源物排出量	総4
総括Ⅵ	ごみ処理の経費	総5
総括Ⅶ	ごみの資源化・再利用	総6
総括Ⅷ	中間処理	総7
総括Ⅸ	し尿収集業務	総8
総括Ⅹ	資源のゆくえの概要	総9

## I 総説

1	人口の推移	1
2	事業の沿革	2
3	組織	6
(1)	機構図	6
(2)	事務分掌	6
(3)	職員配置表	12
(4)	勤務体制表	13
4	予算・決算	14
5	廃棄物(ごみ・資源物)処理経費	17
6	物件費の事務事業別内訳	17
7	廃棄物(ごみ・資源物)処理単価	18

## II ごみ

1	ごみ処理の概要	19
(1)	ごみの収集・運搬	20
(2)	ごみの処理・処分	26
(3)	施設の概要	29
2	年度別廃棄物搬入量	31
3	市民1人当たりのごみ・資源物排出量	32
4	ごみ処理に関する放射性物質の影響	33
(1)	焼却灰に含まれる放射性物質濃度	33
(2)	環境管理センター敷地境界における空間放射線量	34

Ⅲ	ごみの減量化・資源化	
1	ごみの減量化・資源化	35
2	資源分別回収事業	36
3	生ごみ処理容器等設置費補助金制度	45
4	資源循環型生ごみ処理事業	46
5	家具類の再使用	48
6	使用済小型家電の回収	49
7	「大和市ごみカレンダーアプリ」の配信	50
Ⅳ	美化思想の普及・公衆衛生	
1	大和市クリーンキャンペーン	51
	(1) 清掃の日	51
	(2) 例月まち並み清掃	51
	(3) 美化推進月間クリーンキャンペーン	52
	(4) 環境サポーター	53
2	大和市環境ポスターコンクール	54
3	環境事業推進員	54
4	大和市環境フェア	55
5	ポイ捨て等の防止	55
6	公衆衛生	56
	(1) 公衆便所	56
Ⅴ	し尿	
1	し尿収集業務	57
	(1) し尿処理形態別人口	57
	(2) し尿・浄化槽汲取状況	57
2	家庭し尿浄化槽放流水・家庭污水汲取業務	58
	(1) 家庭し尿浄化槽放流水汲取状況	58
	(2) 家庭污水汲取状況	58
3	処理	58

○ 資料		
1	ごみの月別搬入状況	59
2	処理・処分状況	61
3	廃乾電池等回収量	61
4	ダイオキシン類分析結果	62
5	犬・猫死体収集状況	62
6	有価物回収状況	63
7	収集車両稼働状況	63
8	ごみの組成分析	65
	(1) 組成分析結果(乾分析)	65
	(2) 組成分析結果(湿分析)	66
	(3) ごみ発熱量の推移	66
9	ごみ焼却による発電の状況	67
	(1) 発電電力量の推移	67
	(2) 発電電力量及び使用電力量	67
10	大気(排ガス)分析結果	68
11	最終処分場水質分析結果	69
	(1) 最終処分場水処理施設放流水分析結果	69
	(2) 地下水調査結果(下流側)	70
	(3) 地下水調査結果(上流側)	71
12	環境管理センターの視察・施設見学	72
13	柳橋ふれあいプラザ利用状況	72
○ 条例等		
	大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例	73
	大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則	77
	大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱	80
	大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱	82
	大和市資源分別回収事業実施規則	82
	大和市柳橋ふれあいプラザ条例	83
	大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則	85
	大和市証紙条例	87
	大和市証紙条例施行規則	87
	大和市ポイ捨て等の防止に関する条例	88
	大和市ポイ捨て等の防止に関する条例施行規則	89
	大和市ボランティア袋取扱要領	89
	大和市手数料条例(抜粋)	90
	大和市粗大ごみふれあい収集実施規則	90
	大和市家具類再生展示施設運営要領	91

# 総括 I ごみ処理の現状

大和市では、週2回の燃やせるごみと月2回の燃やせないごみの戸別収集の他、資源物をリサイクルステーションから分別回収しています。粗大ごみについては、随時受け付け、戸別収集を行っています。

令和4年度のごみと資源物の総排出量は、66,182.981 tでした。焼却量は53,104.850 tで、焼却処理により6,494.220 tの焼却灰が発生しています。このうち5,900.110 tを資源化処理（注1）し、残りの594 tを埋立処理しています。また、排出されたごみと資源物から資源として利活用した総量は19,202.432 tで、リサイクル率（注2）は29.0%となっています。

## 【処理方法】

燃やせるごみ：埋立量の減量化と安全で衛生的な処理のため、全て焼却処理を行っています。

燃やせないごみ：粗大ごみ処理施設において、処理不適物や危険物を手選別で除去するとともに、カレット（注3）、アルミがら（注4）等の資源物を回収した後、焼却処理を行っています。

粗大ごみ：可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみに分類し、可燃性粗大ごみは焼却処理し、不燃性粗大ごみは、資源を回収した後、焼却処理しています。

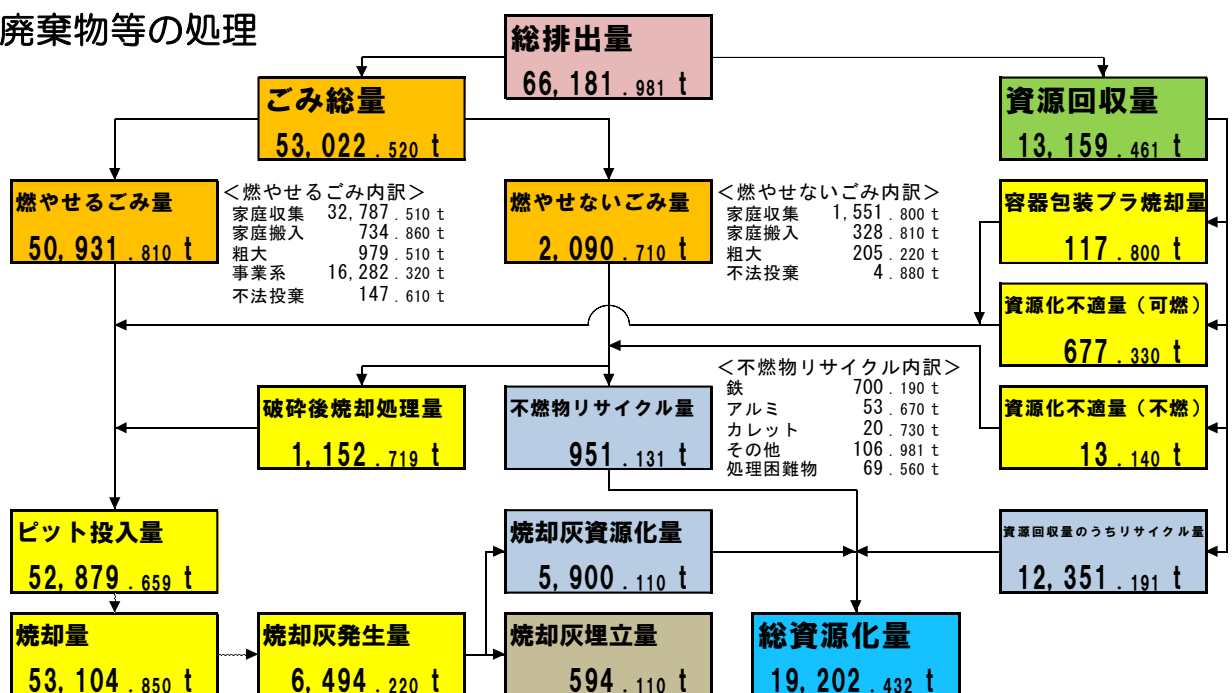
（注1）高温で溶かし、再度冷却して固化したもの。天然石と同等な土木資材として資源化・活用できる。

（注2）リサイクル率 = 総資源化量 / 総排出量 × 100

（注3）ガラスびんを選別後、原料再生用に細かく砕いたもの。

（注4）鍋やフライパンなど不純物付きアルミを総称したもの。

## 廃棄物等の処理



### <資源回収量内訳>

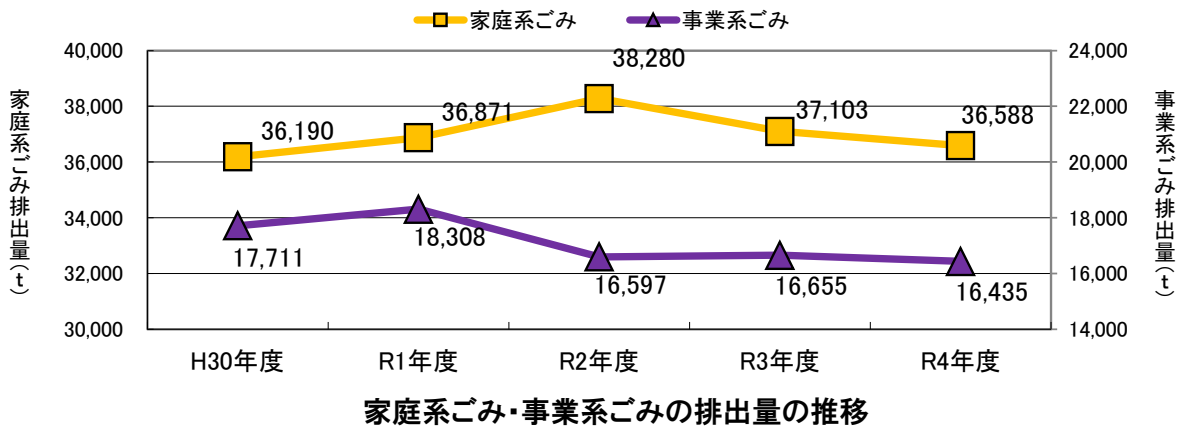
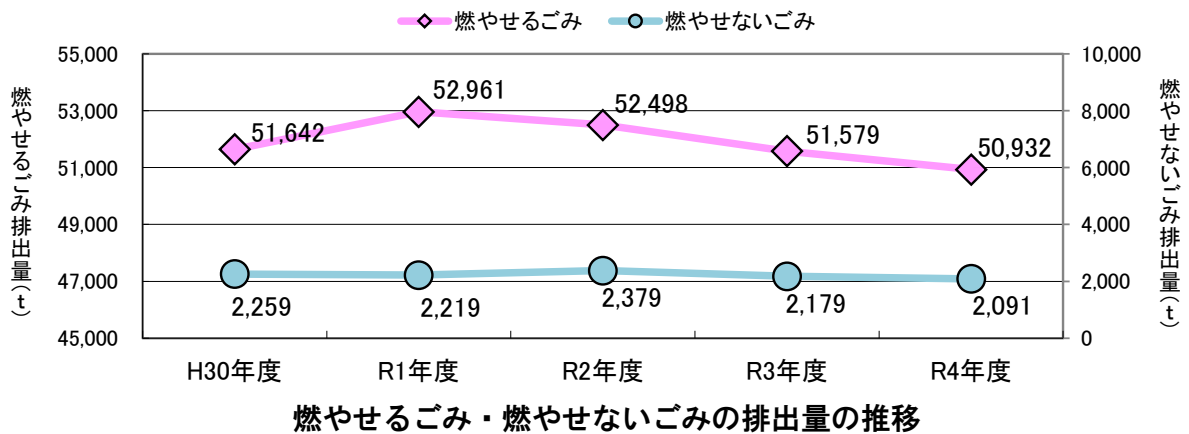
新聞・チラシ	969.920 t	布類	960.170 t	ペットボトル	663.975 t	廃食用油	5.010 t
雑誌・本・その他	1,987.050 t	空きびん類	1,338.185 t	白色トレイ	41.140 t	堆肥	0.395 t
段ボール	2,178.075 t	アルミ	415.165 t	紙製容器包装	882.060 t	使用済小型家電	9.441 t
紙バック	129.735 t	スチール	310.600 t	容器包装プラ	3,268.540 t		

## ●ごみになるものは買いません。（1）

- 食料品は食べきれる量を買きましょう。生ごみを捨てる時は、しっかり水を切りましょう。
- 衣料品は、しっかりした素材で愛着の持てるものを必要なだけ買きましょう。
- 家電製品は、長持ちし、部品の保証期間が長く、修理体制の整っているものを選びましょう。
- 使い捨て商品を減らし、リターナブルびん（回収し再利用する空きびん）や詰め替え製品を選びましょう。
- 旅行鞆や乳幼児商品など、使用期間が耐久年数より短いものは、リースやレンタルを活用しましょう。

# 総括Ⅱ ごみ量の変化

市民、事業者から排出されるごみ総量は、平成13年度をピークにおおむね減少傾向にあります。これは、環境管理センターでのごみ受入基準に基づく適正搬入の確保、平成15年11月からの「事業系有料指定ごみ袋」導入等による事業系ごみを中心としたごみ搬入量の減少、平成18年7月から実施している「ごみの戸別収集」の開始と「家庭系有料指定ごみ袋」の導入により、市民のごみ減量意識が高まり、主に家庭系ごみ排出量が減少したものです。近年の状況は、令和元年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け増加したごみ排出量は、令和2年度以降減少傾向にあります。市は、更なる排出抑制に向けて、積極的な啓発活動に取り組んでいきます。



各事業所のごみ排出量は、詳細にはつかめないのが現状ですが、事業所に対し、積極的な排出抑制の実施と事業系ごみの適正負担の周知、啓発を行っています。

また、大和市役所も一事業所として、大和市役所環境マネジメントシステムにおいて、リサイクルの推進を環境負荷低減メニューに取り入れるなど、ごみの減量に取り組んでいます。

## ●ごみになるものは買いません。(2)

- ・レジ袋・ペットボトル・割り箸などの使い捨て製品は、なるべく使わない・もらわないようにしましょう。その代わりにマイバッグ・マイボトル・マイ箸を持ち歩くよう心がけましょう。
- ・過剰包装を断り、なるべく簡易包装の商品を選びましょう。

# 総括Ⅲ ごみの組成

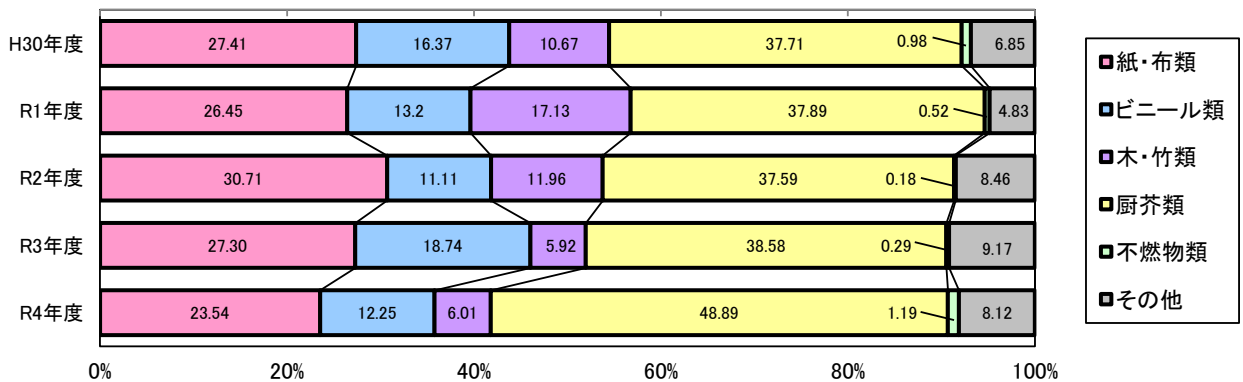
環境管理センターに集められた燃やせるごみの組成分析の結果は、下のグラフのとおりです。

湿分析（※1）の結果では、厨芥類（生ごみ）が約49%を占めています。生ごみには水分が多く含まれることから、生ごみの水切りはごみの減量化に効果的といえます。

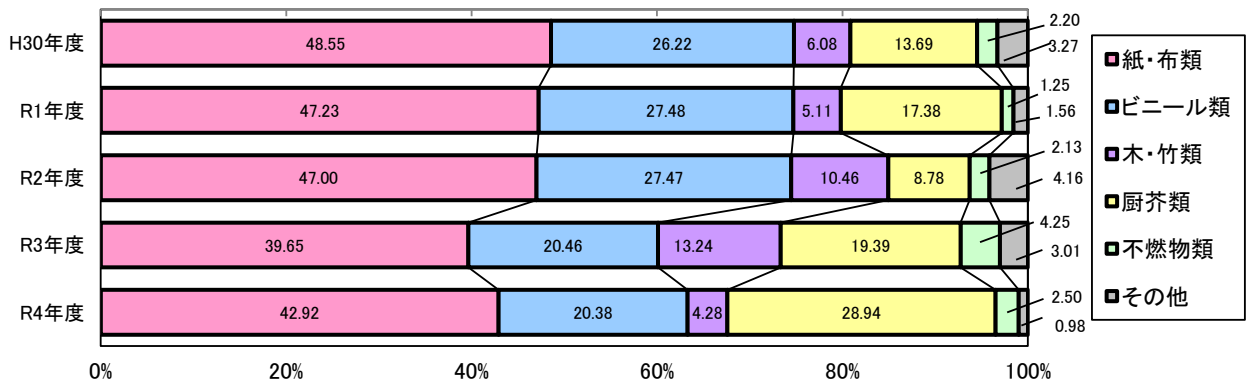
一方、乾分析（※2）の結果では、紙・布類が最も多く（約43%）、3番目に多いビニール類（約20%）とあわせて約60%を占めています。このことから、燃やせるごみには、更なる資源分別の余地があるといえます。

※1 収集直後の、水分を含んだ状態の燃やせるごみを、種類別に重量測定する手法。

※2 収集した燃やせるごみを乾燥させた後、種類別に重量測定する手法。



ごみの組成の推移（湿分析）



ごみの組成の推移（乾分析）

## ●環境のことを考えたお店で買います。

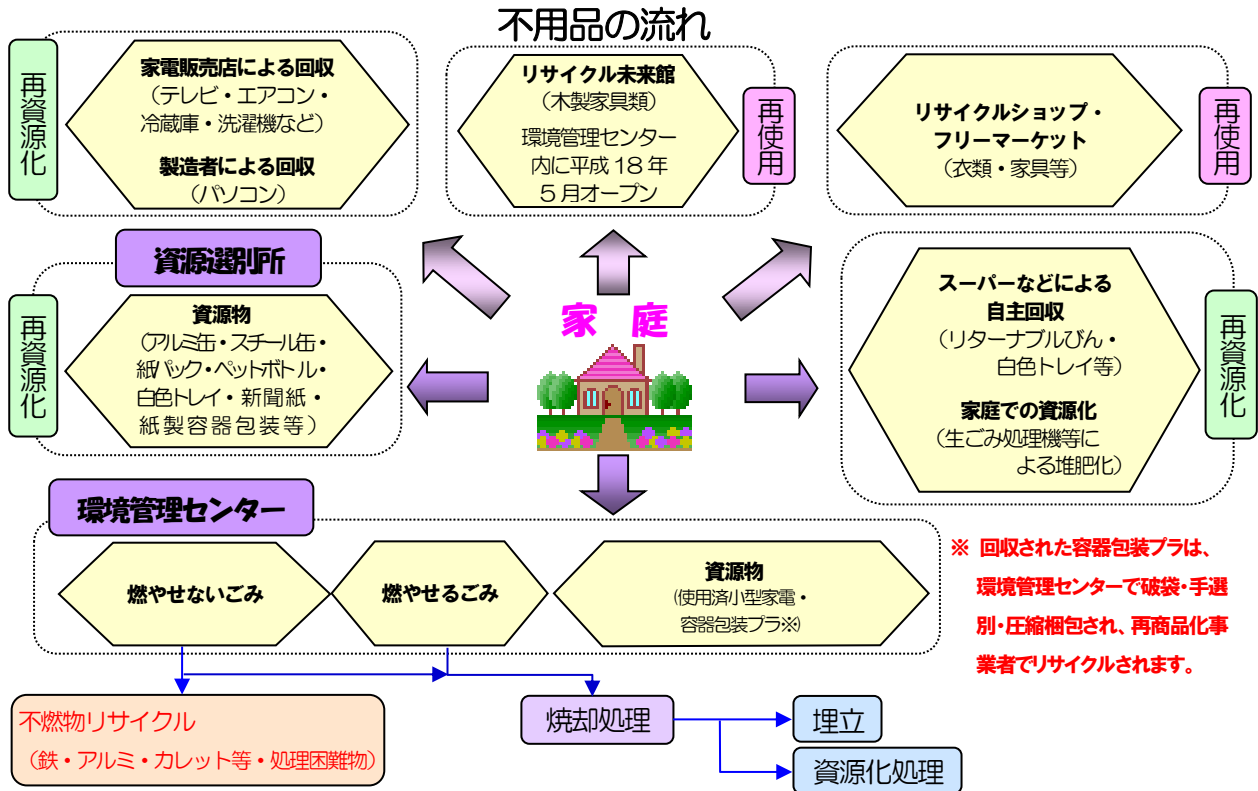
近年、「マイバッグの持参を推奨している」「簡易包装を推進している」「環境にやさしい商品・製品を販売・取扱っている」等の、環境に配慮した取組に力を入れるお店が増えています。そうした取組を行っているお店を利用するようにしましょう。

環境に配慮したお店を見分ける目安には次のようなものがあります。

- ごみの減量化・資源化に力を入れている。
  - ・レジ袋削減に取り組んだり、簡易包装を推奨しており、使い捨て商品やリサイクルできない商品が少ない。
  - ・分別回収ボックスなどを設置して、容器包装や廃食油の回収などを行っている。
- 搬送に係るCO<sub>2</sub>排出量など商品の環境情報を積極的に表示している。
- 使用時・廃棄時に有害な物質が生じるおそれのない商品を優先的・積極的に販売している。
- エコマークや古紙利用マークなどのついた環境にやさしい商品を優先的・積極的に販売している。
- ISO14001 認証等の環境マネジメントシステムを構築するなど、環境改善のための仕組みを持っている。
- アイドリングストップの励行や、環境に配慮した次世代自動車を導入している。

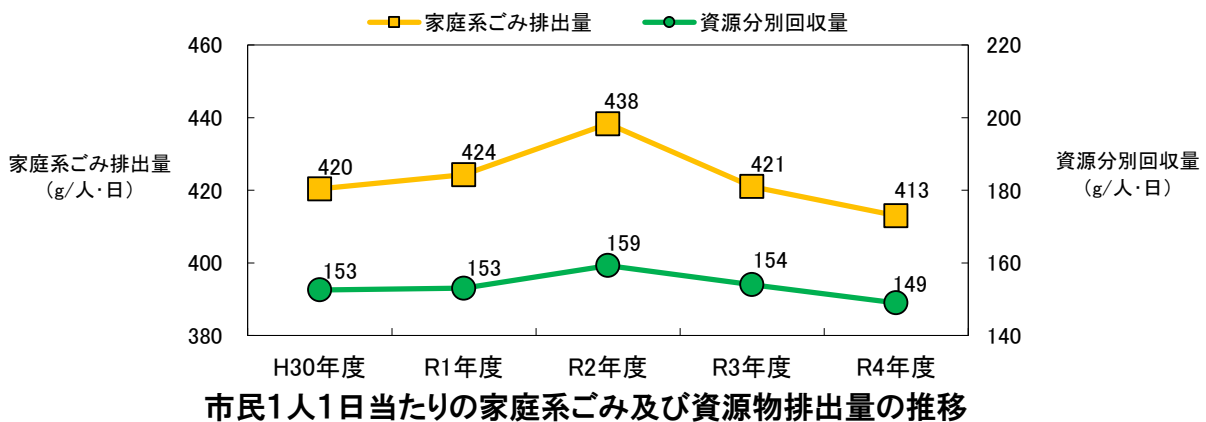
# 総括Ⅳ 家庭から出る不用品

私たちの周りには、「もの」があふれています。あふれているがゆえに、多くの「もの」が家庭から不用品として出されています。「もの」をどのように取り扱うか、考えるときです。



# 総括Ⅴ 市民1人1日当たりの家庭系ごみ・資源物排出量

資源・ごみの分別の推進により、ごみの量が減少するだけでなく、資源の有効利用が図れ、地球温暖化防止につながります。市民一人ひとりが、ごみに対してこのような意識を持つことが大切です。



- ・グリーン購入法適合商品やエコマーク商品を購入するようにしましょう。
- ・省エネ型の家電製品を購入するようにしましょう。



エコマーク

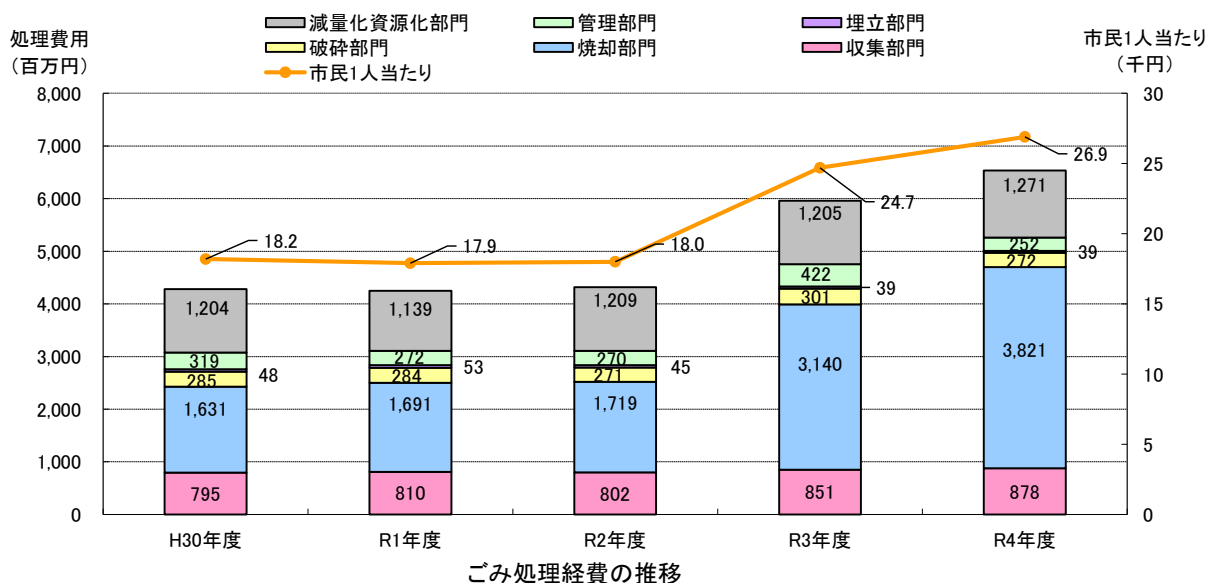


# 総括VI ごみ処理の経費

令和4年度の、市でごみ（事業系ごみを含む）を処理するためにかけた経費（人件費、物件費、減価償却費及び公債利子の合計額）は約65.3億円でした。これを市民一人当りに換算すると約26,900円、一世帯当りでは約57,200円になります。

令和4年度は、環境管理センターのごみ焼却炉を延命化させるための基幹改良工事を実施中のため、焼却部門の経費が増え、ごみ処理費用の総額が増額となっています。

ごみの処理経費を削減するためには、より一層の発生抑制や資源分別の徹底、生ごみの水切りや堆肥化などによるごみ量の減少が重要です。



## ●ルールを守って正しいごみ処理ルートに出します。

### ☆「ごみの出し方のルールとマナー」

- 燃やせるごみ（週2回）・燃やせないごみ（月2回）→ 市指定のごみ袋に入れて、決められた収集日・時間までに定められた場所へ出してください。
- 粗大ごみ → 環境管理センター廃棄物対策課（電話269-1511）に申し込んでください（手数料として1個500円、大型粗大ごみは1,000円が必要です）。
- 資源 → 他の人の迷惑にならないよう、ルールを守ってリサイクルステーションに出してください。

### ☆「危険なごみや有害なごみ」

- 包丁などの危険なもの → 新聞紙などでしっかり包んで、マジックで品名を書き、市指定のごみ袋に入れて出してください。
- 使い捨てライター、電池類（充電式電池含む、ただし鉛蓄電池・カーバッテリー等は出せません）、蛍光灯、水銀体温・水銀血圧計、電球・LED電球 → 品物ごとに中が見える透明・半透明の袋に入れて、燃やせないごみの日に出してください。

### ☆「家電・家具」

○家具や家電がいらなくなったときは？

- 知り合いなどに譲りましょう。
- リサイクルショップを利用しましょう。
- 市の粗大ごみとして出しましょう。
- 家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法に則って処分しましょう。
- まだ使える家具類は、リサイクル未来館を利用しましょう。
- 販売店に引き取ってもらいましょう（特に買い替えのとき）。

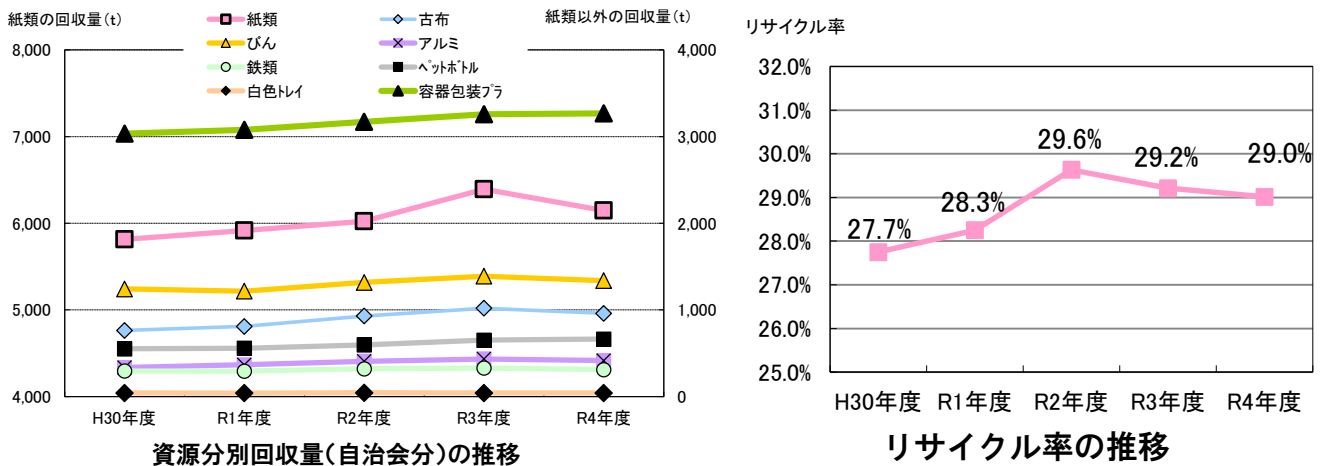
# 総括Ⅶ ごみの資源化・再利用

## ☆ 資源分別回収

平成3年度に3自治会のモデル地区で始まった紙、布、缶、びん、非鉄金属の資源分別回収は、平成6年6月からは市内全域を対象としました。

ペットボトル・紙パックは、容器包装リサイクル法の制定を受け、テストケースとして平成9年10月から資源分別回収を開始し、段階的に拡大し、平成11年4月に市内全域を対象としました。

そして、平成13年度から白色トレイ、平成14年度から紙製容器包装、平成18年7月からその他プラスチック製容器包装を分別回収品目に加えています。



## ☆ 資源循環システム運用の取組（資源循環型生ごみ処理機の維持管理）

市では、学校給食単独調理校8校に設置した業務用生ごみ処理機を使用して給食調理くずや食べ残しを堆肥化し、農家が堆肥を利用して、収穫物を給食食材として利用する「資源循環システム」に取り組んでいます。本事業は、実証試験を経て平成18年度に本事業化し、平成25年度に全8校への生ごみ処理機の設置を完了し、学校関係者や農家の協力のもと、資源の循環・有効利用しています。

平成23年以降、一部の生ごみ処理機で経年変化などによる故障、あるいはその兆候が見られ、保守点検結果をもとに適切な修繕を行うなど、「資源循環システム」を円滑に運営するための維持管理に努めています。また、平成30年度には一部の学校で、生ごみ処理機の設置・維持を含め堆肥化作業の一部を民間事業者へ委託するなど、生ごみ処理機の維持管理が困難になった時に代替となる資源化手法の検討も行っています。

## ☆ 生ごみ処理容器等の購入費の一部助成

ごみ減量化対策の一環として、生ごみ処理容器、電動式生ごみ処理機を設置する市民や事業者に対し、その購入費用の一部を助成しています。

### ●ものは大事に長く使います。

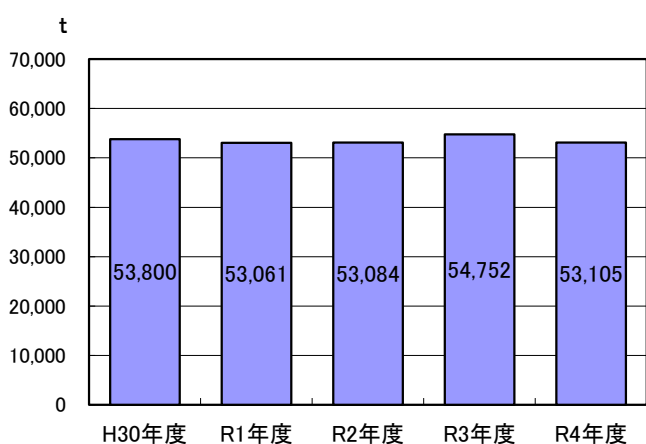
#### ○「直して使う」「交換して使う」

- ・衣料品は、ほころびをつくろったり、子供服にリフォームするなどして長く使いましょう。
- ・電化製品など耐久消費財は、大事に扱い、直せるものは修理して長く使いましょう。
- ・まだ使えるが、いらなくなった物は、知人に譲ったり、フリーマーケットやバザーなどへ提供し、交換しましょう。また、必要な物はフリーマーケットやバザーなどで手に入れるよう努めましょう。

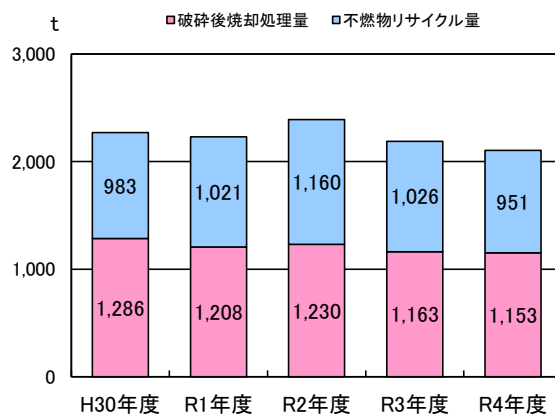
# 総括Ⅷ 中間処理

ごみ(可燃物・不燃物)は、燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみとして収集してから資源化または一部埋立処分されるまでに、資源回収、破砕、焼却などの中間処理を行います。

現在のごみ処理施設は、平成6年から稼働しており、収集されたごみの中から、有価物として鉄類・アルミ類・カレット・使用済小型家電を、また処理困難物として乾電池等を選別し、資源化するとともに、残ったごみを焼却しています。



ごみ焼却量の推移

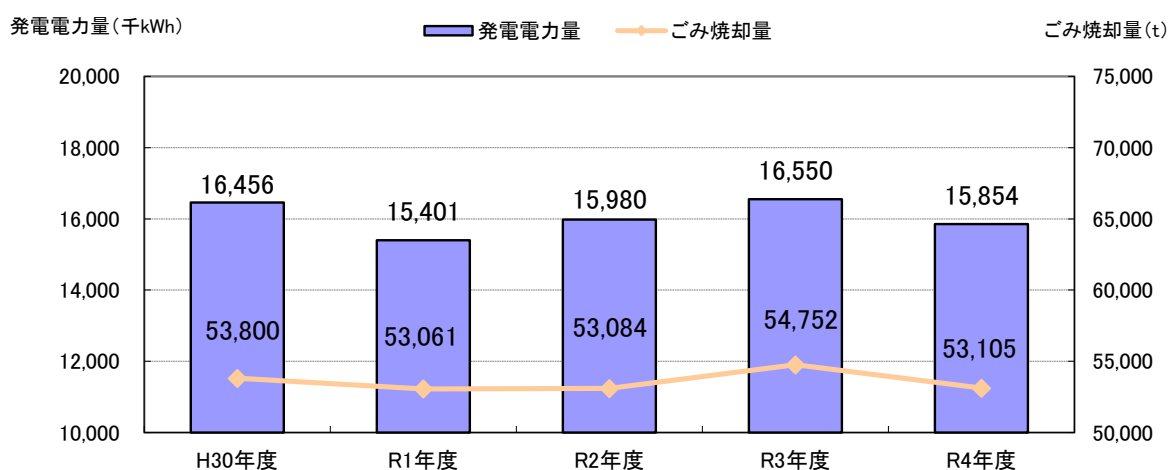


不燃物・不燃性粗大ごみ処理状況の推移

注) 資源化した処理困難物は、不燃物リサイクル量に含まれています。

## ☆ エネルギーの利用

現在の焼却施設では、焼却によって得られるエネルギーを有効かつ効率的に利用するため、焼却処理の熱回収で得られる蒸気を環境管理センター場内と隣接する引地台温水プールへ熱源として供給しています。また、その蒸気で蒸気タービン発電機を動かし、発電した電気は、環境管理センター場内・引地台温水プール・大和スタジアムへ供給するとともに余剰電力を電力会社に売電しています。



発電電力量の推移

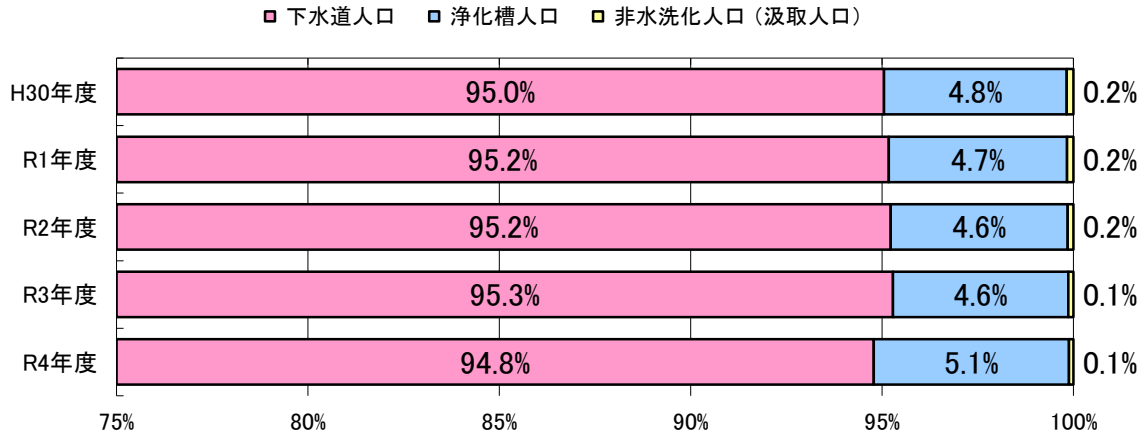
### ● リサイクルの輪にのせます。

#### ○ 生ごみのリサイクル

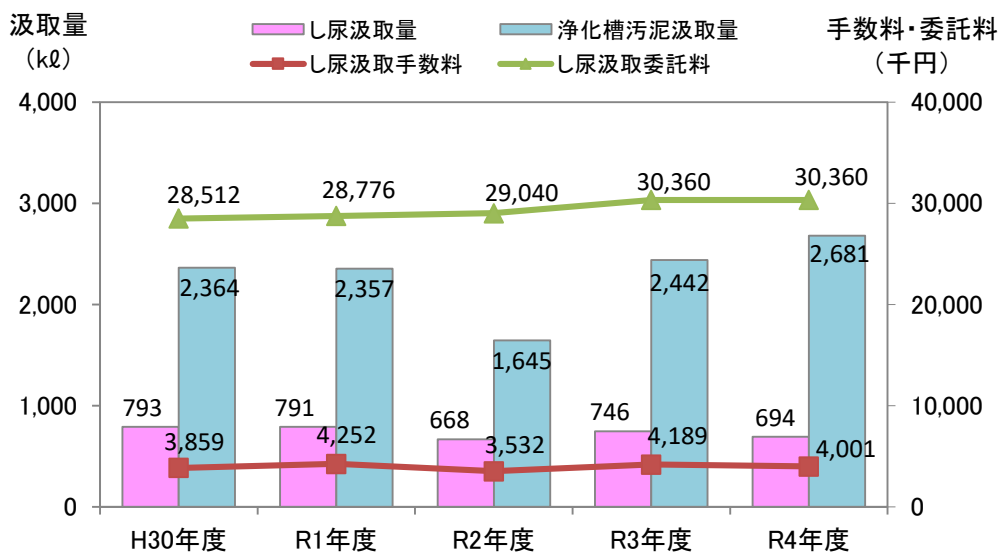
生ごみを市のごみ収集に出すと他のごみと一緒に焼却されますが、コンポストなどの生ごみ処理機を使えば、ご家庭でリサイクル・処理することができます。この結果、燃やせるごみの量が減るため、より小さなサイズの市の有料指定ごみ袋での排出が可能となります。

# 総括Ⅹ し尿収集業務

し尿収集（汲取）業務は、公共下水道の普及に伴い、年々減少しています。また、浄化槽の汲取り（清掃）は、許可業者4社によって行われています。



し尿処理形態別人口の推移



し尿・浄化槽汲取状況の推移

●**雨水を活用します。**

- 雨水を地下にしみこませましょう（雨水浸透ますの設置）。
- タンクで雨水をためて上手に使いましょう。

●**生活排水をたれ流しにしません。**

- 公共下水道が未整備の地区では、し尿と生活雑排水をあわせて処理する合併浄化槽を設置しましょう。
- 浄化槽を定期的に点検しましょう。

# 総括×資源のゆくえの概要

市民から排出された資源は、その品目ごとにそれぞれ再商品化し、再使用・再利用に努めています。市では、今後ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいきます。

資源分別回収品目	再商品化品名	引渡し先
<b>紙類</b> （溶かして紙製品等として再商品化）		
①新聞・チラシ	新聞紙、週刊誌、まんが本、紙箱の裏などの灰色部分（紙器用板紙）	組合※1 ⇒ 製紙・段ボール・紙器製造事業者等
②雑誌・本・その他の紙	新聞紙、週刊誌、まんが本、雑誌、本、紙器用板紙、段ボールの中の波状の部分（中芯原紙）	組合※1 ⇒ 製紙・段ボール・紙器製造事業者等
③段ボール	段ボール箱、紙器用板紙	組合※1 ⇒ 段ボール・紙器製造事業者等
④紙パック	トイレトーパー、ティッシュ、ペーパータオル	組合※1 ⇒ 製紙事業者等
⑤紙製容器包装	新聞紙、雑誌、段ボールなど	容リ協※2 ⇒ 製紙・段ボール・紙器製造事業者等
<b>布類</b> （そのまま古着として再使用、または裁断して工業用ウエス※3として再利用）		
⑥布類	古着、海外へ輸出、工業用ウエス※3	組合※1 ⇒ 中古衣料等取扱事業者
<b>空き缶・金物類</b> （溶かしてそれぞれの製品原料として再利用）		
⑦アルミ	アルミ缶、アルミ製品	組合※1 ⇒ アルミ缶・アルミ製品製造事業者等
⑧スチール	スチール缶、鉄製品	組合※1 ⇒ 製鉄事業者
<b>ペットボトル</b> （再生PETフレーク※4化し、断熱材等の繊維製品やパック等の原料として再利用）		
⑨ペットボトル	再生PETフレーク※4 ⇒フルーツ容器、食品用透明容器・卵パックなど	組合※1 ⇒ プラスチック加工事業者
<b>廃食用油等</b> （飼料の油脂成分として加工調整され、鶏などの家畜飼料として再生利用）		
・廃食用油等	鶏の飼料	組合※1 ⇒ 飼料製造業者
<b>空きびん類</b> （国内の各飲料メーカーに返却し洗浄後再利用、またはカレット※5化してガラス原料として再利用）		
⑩生きびん※5	洗浄後再利用	組合※1 ⇒ 国内飲料製造事業者
⑪透明びん	カレット※6⇒ガラスびん	容リ協※2 ⇒ ガラス原料製造事業者
⑫色付きびん A 茶色	カレット※6⇒ガラスびん	容リ協※2 ⇒ ガラス原料製造事業者
⑫色付きびん B その他の色	カレット※6 ⇒ガラス短繊維（グラスウール※7等の原料）	容リ協※2 ⇒ ガラス原料製造事業者
<b>白色トレイ</b> （溶かしてトレイ原料として再利用）		
⑬白色トレイ	エコトレイ（トレイトトレイ）	容リ協※2 ⇒ 食品トレイ製造事業者
<b>その他プラスチック製容器包装</b> （コークス炉化学原料化して再利用、または焼却して熱源として利用）		
⑭その他プラスチック製容器包装	高炉還元剤※8	容リ協※2 ⇒ 再商品化事業者
	ガス化※9	容リ協※2 ⇒ 再商品化事業者
<b>使用済小型家電</b> （有用金属を取り出し製品原料として再利用）		
⑮使用済小型家電	金・銀等貴金属、鉄・アルミ等常用金属	大和市環境管理センター ⇒ 資源リサイクル認定事業者

- ※1 大和市リサイクル事業協同組合（再商品化原料として売却）
- ※2 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（容器包装リサイクル法に基づき再商品化を委託）
- ※3 機械類の汚れを拭き取るための布
- ※4 ペットボトルを選別後、原料再生とするために細かく砕いたもの
- ※5 洗浄し、繰り返し使用されるガラスびん
- ※6 ガラスびんを細かく砕いたもの
- ※7 住宅の壁・天井・床・屋根の断熱材等として広く用いられる、ガラス繊維でできた綿状の素材
- ※8 製鉄所で、鉄鉱石に含まれる酸化鉄から鉄を取り出す（還元）際に利用される酸化還元剤
- ※9 ガス化炉に入れて熱分解しガスにし、更に酸素や蒸気と反応させて合成ガスを生成すること

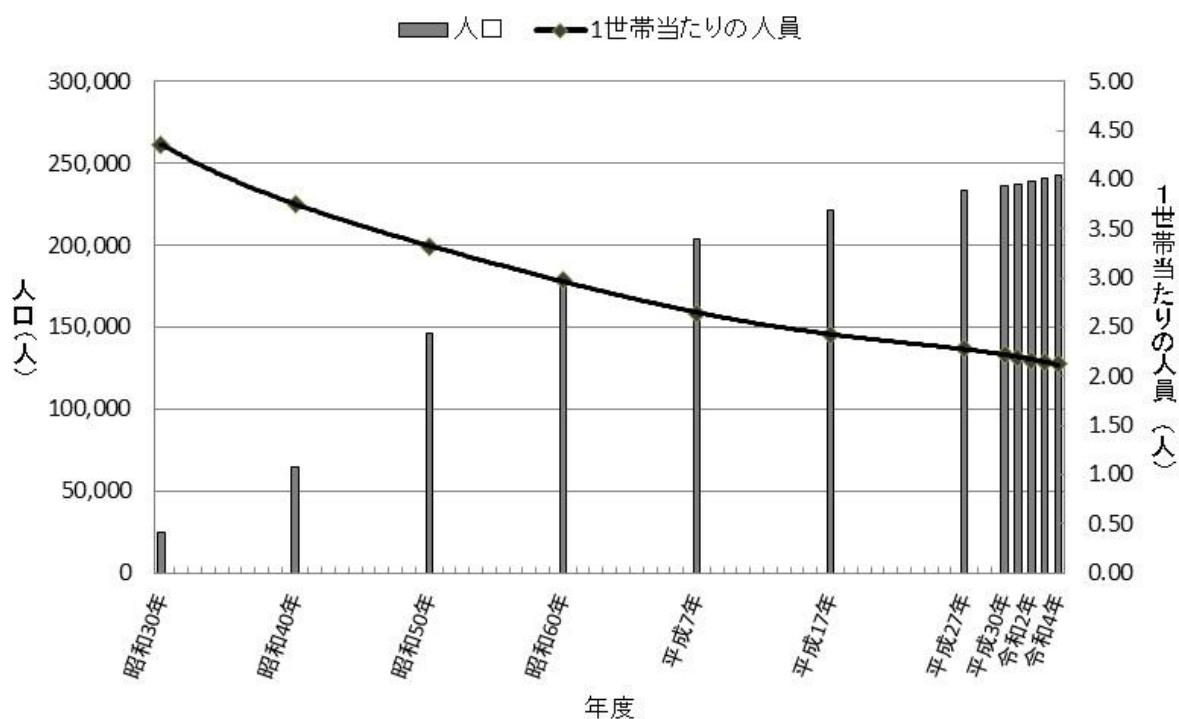
# I 総 説

1	人口の推移	1
2	事業の沿革	2
3	組織	6
	(1) 機構図	6
	(2) 事務分掌	6
	(3) 職員配置表	12
	(4) 勤務体制表	13
4	予算・決算	14
5	廃棄物(ごみ・資源物)処理経費	17
6	物件費の事務事業別内訳	17
7	廃棄物(ごみ・資源物)処理単価	18

# 1 人口の推移

(各年10月1日現在)

年 度	世 帯 数(世帯)	人 口 (人)	1世帯当たりの 人 員 (人)
昭和30(1955)年	5,729	24,981	4.36
40(1965)年	17,300	64,991	3.76
50(1975)年	43,990	145,881	3.32
60(1985)年	59,528	177,669	2.98
平成 7(1995)年	77,383	203,933	2.64
17(2005)年	91,072	221,220	2.43
27(2015)年	101,971	233,061	2.29
30(2018)年	106,294	235,846	2.22
令和元(2019)年	108,465	237,446	2.19
令和2(2020)年	110,519	239,169	2.16
令和3(2021)年	112,630	241,180	2.14
令和4(2022)年	114,194	242,680	2.13



## 2 事業の沿革

		S29	S40	S50	S60
取 組	ご み		・大和市清掃公社設立。塵芥収集開始(S42.4)		・不燃ごみ収集を委託化(S60.4)
	リ サ イ ク ル		・大和市清掃公社解散し、業務を市に移管(S49.4)		
	し 尿		・し尿収集運搬委託化(S40)		・自治会活動による集団資源回収奨励金制度開始(S52)
施 設 整 備		・大和市第1衛生作業所(上草柳570)	・廃棄物処理センター分場に名称変更(S46.5)		
		・20t/8h固定炉着工(S35.12)竣工(S36.3) 廃止(S46.5)	・30t/8h固定炉2炉着工(S40.11)竣工(S41.3) → 廃止(S53.7)		・環境管理センターに名称変更(S52.6)(草柳3-12-1)
関 係 法 令 等	市	・大和町清掃条例施行(S29)	・大和市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行(S47.3)		
	国	・清掃法制定(S29.4)	・大和市廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定(S45.12)(以下「廃掃法」という)		
社 会 情 勢	市	・市政施行(S34.2)	・第13次住居表示実施(S40~41)	・第49次住居表示実施(S54~59)	・東急線つきみ野駅開通(S51.11) ・東急中央林間駅開通(S59.4)
	国	・人口5万人(S38)	・人口10万人(S45)	・人口15万人(S51)	・4大公害問題をはじめとして大規模な公害問題が深刻化(S30~40)
			・高度経済成長(S40~)	・オイルショック(S49)	・ごみ焼却施設からのダイオキシン類 排出問題発生(S58)





		H15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
取組	ごみ	・ごみ減量化推進協議会(H15.4~H21.10)		・大和高座7ロックごみ処理広域化実施計画策定(H20.3)								
		・事業系有料指定ごみ袋収集の導入(H15.11)		・大和市ごみ処理基本計画改訂(H21.8)								
		・大規模事業者の「減量化等計画書」の提出義務化(H15.11)		・大和高座地域循環型社会形成推進地域計画策定(H22.12)								
		・ごみ処理手数料改定(H15.11)		・家庭系有料指定ごみ袋の導入(H18.7)			・燃やせるごみ収集の委託拡大(H23.4)					
				・燃やせるごみ、燃やせないごみの戸別収集開始(H18.7)			・袋価格改定(H21.4)					
				・使用済み紙おむつの無料収集開始(H19.8)								
		・「環境立市 大和」宣言(H16.4)		・燃やせるごみ収集の一部委託開始(H21.4)								
	リサイクル			・その他プラスチック製容器包装を回収品目に追加(H18.7)			・使用済					
				・資源をA、B資源に分け、毎週同一曜日の回収に変更(H18.7)								
		・拠点回収を2ヶ所で開始(H16.2)		・その他プラスチック製容器包装の一部再商品化開始(H20.4~)								
		・拠点回収場所を4ヶ所に拡大(H17.4)		・拠点回収場所を8ヶ所に拡大(H21.4)								
		・拠点回収場所を6ヶ所に拡大(H18.4)										
	し尿											
施設整備				・リサイクル未来館着工(H17.11) 竣工(H18.3)								
				・家庭系直接持込み施設着工(H18.10) 竣工(H19.3)								
				・その他プラ容器包装搬出施設着工(H19.11) 竣工(H20.3)								
関係法令等	市	・大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例一部改正(H15.11、H17.9、H20.3、H20.9、H21.3、H23.9、H25.3)		・大和市環境基本計画改定(H20.3)			・大和市環境配慮指針改定(H21.3)					
		・大和市柳橋ふれあいプラザ条例一部改正(H16.4、H18.4)		・大和市ポイ捨て等の防止に関する条例施行(H22.10)			・大和市ポイ捨て等の防止に関する条例一部改正(H24.7)					
	国	・廃掃法一部改正(H15.6、H16.4、H17.5、H22.5)		・自動車リサイクル法施行(H15.1)			・環境影響評価法一部改正(H16.4、H26.6)					
		・グリーン購入法一部改正(H15.7)		・環境基本法一部改正(H16.6、H26.5)			・自動車リサイクル法本格施行(H17.1)					
				・食品リサイクル法一部改正(H17.10)			・容器包装リサイクル法一部改正(H18.6、H19.6)					
社会情勢	市	・やまと みどりの学校プログラム開始(H16.4)		・人口22万人(H16.5)			・環境マネジメントシステム“やまとEMS”開始(H21.4)					
							・人口23万人(H23.11)					
	国	・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(H15.10)		・二輪車リサイクルシステム開始(H16.10)			・東日本大震災発生(H23.3)					

- ・大和市一般廃棄物処理基本計画改定(H28.3)
- ・大和高座地域循環型社会形成推進地域計画策定(H27.12)

- ・大和市ごみカレンダーアプリ配信開始(H27.1)

①み小型家電の回収を12ヶ所で開始(H25.11)

- ・使用済み小型家電の回収場所を14ヶ所に拡大(H26.4)
- ・使用済み小型家電の回収場所を16ヶ所に拡大(H29.3)

→ 稼働中

→ 稼働中

→ 稼働中

→ 稼働中

- ・その他プラ容器包装  
中間処理設備  
着工(H30.6)竣工(H31.3)稼働(R1.7) → 稼働中

→ 稼働中

→ 稼働中

→ 稼働中

→ 焼却灰の搬入終了(H28.6) → ふれあいの森草柳広場

→ 稼働中

- ・大和市環境基本計画改定(H30.3)
- ・大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例一部改正(R1.9)
- ・大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則一部改正(R2.3)
- ・大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱一部改正(R3.4)
  - ・大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱一部改正(R4.4)

- ・廃掃法一部改正(H26.6、H27.8)

②リサイクル法施行(H25.4)

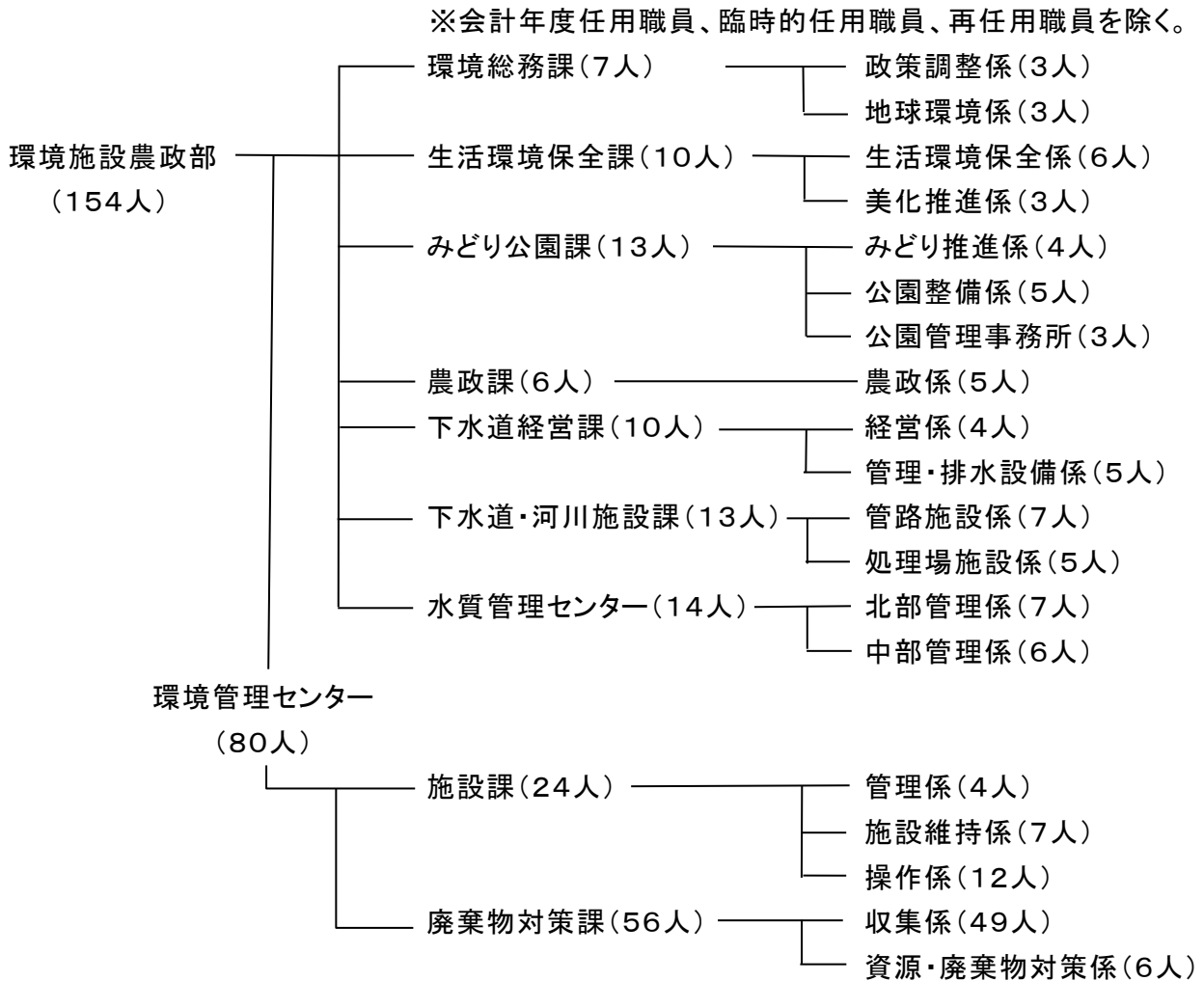
- ・プラスチック資源循環法施行(R4.4)

・人口24万人(R3.3)

- ・平成28年熊本地震発生(H28.4)

### 3 組織 (令和4年4月1日現在)

#### (1) 機構図



#### (2) 事務分掌

環境施設農政部

環境総務課

政策調整係 地球環境係

- ① 部内の庶務(環境管理センター及び水質管理センターに係る庶務を除く。)及び人事に関すること。
- ② 部内の一般会計の予算執行(環境管理センターに係る予算執行を除く。)及び事務事業の調整に関すること。
- ③ 部内の施策の総合調整に関すること。
- ④ 部内会議に関すること。
- ⑤ 環境審議会に関すること。
- ⑥ 環境政策(他部に属するものを除く。)の企画及び調整に関すること。

- ⑦ 環境保全思想の普及及び啓発に関すること。
- ⑧ 環境基本計画の推進及び進行管理に関すること。
- ⑨ 地球環境の保全に関すること。
- ⑩ 環境マネジメントシステムの運用管理に関すること。
- ⑪ 地球温暖化対策の推進に関すること。
- ⑫ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づく実行計画の進行管理に関すること。
- ⑬ エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)に基づく省エネルギー対策の推進に関すること。
- ⑭ 気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)に基づく気候変動対策の推進に関すること。

## 生活環境保全課

### 生活環境保全係 美化推進係

- ① 環境基本法(平成5年法律第 91 号)に基づく騒音に係る環境基準の地域類型の指定に関すること。
- ② 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)に基づく事務に関すること。
- ③ 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく事務に関すること。
- ④ 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく事務に関すること。
- ⑤ 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく事務に関すること。
- ⑥ 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)に基づく事務に関すること。
- ⑦ 土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)に基づく事務に関すること。
- ⑧ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和 46 年法律第 107 号)に基づく事務に関すること。
- ⑨ 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)に基づく事務に関すること。
- ⑩ 事務処理の特例に関する条例(平成 11 年神奈川県条例第 41 号)の規定により本市が処理することとされた神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第 35 号)に基づく事務に関すること。
- ⑪ 公害対策に関する企画及び公害防止計画に関すること。
- ⑫ 公害の未然防止及び啓発に関すること。
- ⑬ 大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭に係る調査に関すること。
- ⑭ 有害化学物質等による環境汚染対策に関すること。
- ⑮ 公害に関する苦情の相談に関すること。
- ⑯ 公害に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- ⑰ その他公害対策に関すること。
- ⑱ 小規模水道、小規模貯水槽水道等の衛生に関すること。
- ⑲ 合併処理浄化槽設置の補助に関すること。
- ⑳ スズメバチの巣の駆除に関すること。
- ㉑ 不法投棄防止対策に関すること。
- ㉒ 美化運動の推進に関すること。

- ②③ 環境フェア等の運営に関する事。
- ②④ 路上喫煙の防止に関する事。

## みどり公園課

### みどり推進係 公園整備係

- ① 公園等の調査、計画、調整、設計及び工事の監督に関する事。
- ② 公園等の用地の取得並びに新規借受け及び更新に関する事。
- ③ 都市公園台帳の作成に関する事。
- ④ 緑地の調査、計画、調整、設計及び工事の監督に関する事。
- ⑤ 緑化の推進、普及及び啓発並びに緑の保全等に関する事。
- ⑥ 保全緑地等の維持管理に関する事。
- ⑦ 緑地の使用及び占用の許可に関する事。
- ⑧ 緑化団体の育成及び指導に関する事。
- ⑨ 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団との連絡調整のうち、緑化推進活動に関する事。
- ⑩ 市の木及び市の花の普及に関する事。
- ⑪ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)に基づく許可及び立入検査に関する事。
- ⑫ 大和市みどり基金に関する事。
- ⑬ 泉の森特別緑地保全地区に係る都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)に基づく行為の許可等に関する事。
- ⑭ 都市計画法に基づく開発行為に係る公共施設の管理者の同意等に関する事。

### 公園管理事務所

- ① 公園等(次号に掲げるものを除く。)の維持管理に関する事。
- ② つきみ野1号公園、引地台公園、宮久保公園、多胡記念公園及び大和ゆとりの森に関する事。
- ③ 公園等管理団体の育成に関する事。
- ④ 都市公園台帳の管理に関する事。
- ⑤ 公園の使用及び占用の許可に関する事。
- ⑥ 公園等樹木の病虫害防除に関する事。
- ⑦ 公園の電気工作物の日常保守管理に関する事。
- ⑧ 所管に属する車両及び物品の維持管理に関する事。
- ⑨ 引地台温水プール立体駐車場に関する事。

## 農政課

### 農政係

- ① 農業の振興に関する事。
- ② 土地改良事業に関する事。
- ③ 主要食糧の需給調査に関する事。

- ④ 生鮮食糧の流通対策に関する事。
- ⑤ 農業関係諸団体の指導育成に関する事。
- ⑥ 家畜伝染病予防に関する事。
- ⑦ 土壌及び農作物病虫害防除に関する事。
- ⑧ 農業委員会との連絡調整に関する事。
- ⑨ 神奈川県農業共済組合との連絡調整に関する事。
- ⑩ 生産緑地の運用に関する事。
- ⑪ 土地改良事業に係る国有地管理者の承認に関する事。

## 下水道経営課

### 経営係 管理・排水設備係

- ① 下水道運営審議会に関する事。
- ② 下水道使用料の改定に関する事。
- ③ 下水道事業の経営計画に関する事。
- ④ 下水道事業の啓発及び普及に関する事。
- ⑤ 下水道事業の業務状況の公表に関する事。
- ⑥ 水道事業の予算の編成及び執行管理(水質管理センターに係る予算執行を除く。)に関する事。
- ⑦ 下水道事業の決算に関する事。
- ⑧ 下水道事業の資金計画及び一時借入金に関する事。
- ⑨ 下水道資産の固定資産台帳の管理に関する事。
- ⑩ 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- ⑪ 企業債に関する事。
- ⑫ 排水区域及び処理区域の指定に関する事。
- ⑬ 排水設備に関する事。
- ⑭ 指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者に関する事。
- ⑮ 公共下水道区域内の特定施設等に関する事。
- ⑯ 水道受益者負担金の賦課に関する事。
- ⑰ 下水道受益者負担金の納期前納付報奨金の公金振替に関する事。
- ⑱ 下水道使用料の賦課に関する事。
- ⑲ 下水道事業協力金に関する事。
- ⑳ 水洗便所改造資金の助成に関する事。
- ㉑ 公共樹の設置に関する事。
- ㉒ 下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく台帳の作成及び管理に関する事。
- ㉓ 開発行為等に伴う公共施設(下水道施設に限る。)の帰属に関する事。
- ㉔ 物件設置の許可に関する事。
- ㉕ 私設下水道の移管に関する事。
- ㉖ 水洗化の普及促進に関する事。

## 下水道・河川施設課

### 管路施設係 処理場施設係

- ① 公共下水道施設の新設改良に係る調査、設計及び施工に関する事。
- ② 準用河川に係る調査、設計及び施工に関する事。
- ③ 公共下水道、準用河川及び水循環に係る調査、計画及び事業の調整に関する事。
- ④ 下水道法に基づく事業計画の策定及び変更に関する事。
- ⑤ 処理場の周辺環境整備に関する事。
- ⑥ 建設工事に係る協定に関する事。
- ⑦ 公共下水道及び準用河川の構造の基準等に関する事。
- ⑧ 河川に関する関係機関との調整及び整備促進に関する事。
- ⑨ 公共下水道管渠<sup>きよ</sup>及び河川施設の維持管理及び補修に関する事。
- ⑩ 公共下水道管渠及び河川施設の巡視に関する事。
- ⑪ 公共下水道施設及び河川施設の災害復旧の設計及び施工に関する事。
- ⑫ 公共下水道管渠及び河川施設の管理<sup>かし</sup>瑕疵に関する事。
- ⑬ 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)に基づく台帳の作成及び管理に関する事。
- ⑭ 準用河川に係る国土交通省所管国有財産の立入り及び境界確定に関する事。
- ⑮ 準用河川に係る国土交通省所管不動産の囑託登記に関する事。
- ⑯ 準用河川の占用許可及び占用料の徴収に関する事。
- ⑰ 河川管理者以外の者が行う河川工事の承認、監督及び検査に関する事。
- ⑱ 河川の資産評価に関する事。
- ⑲ 特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号)に基づく雨水浸透阻害行為の許認可に関する事。
- ⑳ 水循環の促進に関する事。

## 水質管理センター

### 北部管理係 中部管理係

- ① 水質管理センターの予算執行及び庶務に関する事。
- ② 下水、し尿、雑排水等の処理及び処分にに関する事。
- ③ 施設の運転記録に関する事。
- ④ 施設の補修に係る調査、設計及び施工に関する事。
- ⑤ 汚泥処分地に関する事。
- ⑥ 施設の水質管理に関する事。
- ⑦ 施設に係る環境調査に関する事。

## 環境管理センター施設課(以下「施設課」という。)

### 管理係 施設維持係 操作係

- ① 所管に属する予算執行及び庶務に関する事。
- ② 所管に属する車両及び物品の維持管理に関する事。



- ③ 一般廃棄物収集運搬業等の許可及び指導に関する事。
- ④ 柳橋ふれあいプラザに関する事。
- ⑤ 一般廃棄物処理施設、管理棟等の維持管理に関する事。
- ⑥ 搬入物の計量に関する事。
- ⑦ 一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事。
- ⑧ 熱利用及び供給設備に関する事。
- ⑨ 大和市環境管理センター発電所の電力供給区域内の電気工作物の保安に関する事。
- ⑩ ボイラー、タービン設備等の保安及び運転指導に関する事。
- ⑪ 一般廃棄物の分析及び調査研究に関する事。
- ⑫ 一般廃棄物の処理及び処分に関する事。
- ⑬ 一般廃棄物処理施設の運転計画及び運転業務に関する事。

環境管理センター廃棄物対策課(以下「廃棄物対策課」という。)

収集係 資源・廃棄物対策係

- ① 可燃物及び不燃物の収集運搬に関する事。
- ② 粗大ごみの収集運搬に関する事。
- ③ し尿の収集運搬に関する事。
- ④ 雑排水の収集運搬に関する事。
- ⑤ 動物の死体(路上にあるものに限る。)の収集運搬に関する事。
- ⑥ 所管に属する車両の維持管理及び安全運転の指導に関する事。
- ⑦ 粗大ごみ家具類の再生に関する事。
- ⑧ ごみ収集場及びリサイクルステーションに関する事。
- ⑨ 資源分別回収及び資源選別に関する事。
- ⑩ 生ごみ処理容器等設置補助に関する事。
- ⑪ 事業系一般廃棄物を排出する事業者に対する減量化、資源化等の指導に関する事。
- ⑫ 一般廃棄物処理計画に関する事。
- ⑬ ごみの減量化及び資源化の推進に関する事。
- ⑭ 一般廃棄物処理施設等の整備計画に関する事。
- ⑮ ごみ処理広域化計画に関する事。

## (3)職員配置表

(人)

課名等	事務職	技 術 職					技能職	合計
		土木	設備	機械	電気	化学		
部長		1						1
環境総務課	6	1						7
生活環境保全課	4			1		5		10
みどり公園課	5	8						13
農政課	6							6
下水道経営課	7	1				2		10
下水道・河川施設課		7		4	1		1	13
水質管理センター	1	1		4	4	4		14
環境管理センター 所 長								0
施設課	5	1	1	4	5	1	7	24
廃棄物対策課	11					1	44	56
合計	45	20	1	13	10	13	52	154

※ 臨時的任用職員、非常勤職員及び再任用職員を除いた職員の内訳です。

※ 環境管理センター所長は廃棄物対策課長を兼務しているため、廃棄物対策課の人数に含まれています。

(4)勤務体制表

区 分	正規の勤務時間の割振り	週 休 日
環境施設農政部長、環境総務課、生活環境保全課、みどり公園課、農政課、下水道経営課、下水道・河川施設課、及び水質管理センターに勤務する職員	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで 1日につき7時間45分	土曜日及び日曜日
環境管理センター所長及び施設課に勤務する職員	月曜日から金曜日までの午前8時から午後4時45分まで 1日につき7時間45分	土曜日及び日曜日
廃棄物対策課に勤務する職員	月曜日から土曜日までの午前8時から午後4時45分まで 1日につき7時間45分	日曜日及び任命権者が別に定める日

## 4 予算・決算

令和5年度の清掃費予算は、総額で約61.0億円であり、清掃総務費では、資源分別回収推進支援事業費などの減少により約0.4億円の減額(前年度比2.5%減)、塵芥処理費では、環境管理センターごみ処理施設維持補修事業などの増加により、約3.3億円の増額(前年度比8.3%増)となっています。

令和4年度の清掃費決算額は、総額で約57.0億円となり、清掃総務費では、資源分別回収推進支援事業費などの増加により約0.6億円の増額(前年度比3.6%増)、塵芥処理費では環境管理センターごみ処理施設維持補修事業などの増加により約5.2億円の増額(前年度比15.3%増)でした。

○令和5年度 一般会計当初歳出予算(850億円)

総務費 9.2%	民生費 50.0%	衛生費 12.7%	土木費 6.7%	教育費 8.6%	その他 12.9%
保健衛生費 43.4% 4,672,697千円		清掃費 56.6% 6,097,211千円			
清掃総務費 28.4% 1,729,529千円		塵芥処理費 70.7% 4,310,288千円			
し尿処理費0.9% 57,394千円					

○令和4年度 清掃費当初歳出予算(5,810,576千円)

清掃総務費 30.5% 1,773,421千円	塵芥処理費 68.5% 3,981,472千円
し尿処理費1.0% 55,683千円	

○令和4年度 清掃費決算(5,700,870千円)

清掃総務費 30.0% 1,712,654千円	塵芥処理費 69.0% 3,933,192千円
し尿処理費1.0% 55,024千円	

○令和4年度事業別決算内訳(衛生費のうち環境施設農政部所管事業分)

科 目	決算額 (千円)	備 考
4款 衛生費 1項 保健衛生費	6,063,908	環境施設農政部所管以外の事業費(6,035,598千円)を含む
5目 環境衛生費	88,462	環境施設農政部所管以外の事業費(86,390千円)を含む
01 スズメバチ駆除対策事業	1,977	スズメバチの巣の駆除
02 専用水道等衛生対策事業	94	専用水道等の設置者への立入検査、指導啓発等
6目 環境対策費	26,238	
01 環境基本計画推進事業	1,414	環境基本計画の目標達成状況の点検等
02 環境意識啓発事業	331	小中学校の「総合的な学習の時間」での活動の支援等
03 太陽光発電等推進事業	6,608	住宅用太陽光発電システムの設置及び売電に対する補助等
04 公共施設省エネ推進施設整備事業	6	再生可能エネルギーの活用などによる公共施設の省エネ推進
05 生活環境保全課内庶務事務	3,406	
06 公害対策調査事業	13,836	河川水質調査・地下水質調査・ダイオキシン類調査・騒音調査等
07 公害防止啓発・指導事業	111	公害関連施設等の届出審査、事業所への立入調査・指導等
09 環境フェア等運営事業	305	大和市環境フェアの開催、環境ポスター等の募集
10 環境保全団体支援事業	47	本市の環境を保全する活動を行っている団体への支援
11 ごみ処理広域化事業	174	ごみ処理広域化に向けた研究、検討等
2項 清掃費	5,700,870	
1目 清掃総務費	1,712,654	
01 職員給与費	809,517	
02 環境農政部内庶務事務	2,735	
03 環境総務課内庶務事務	1,605	
04 新しい生活様式等対応事務	1,353	感染症拡大防止対応事務
05 路上喫煙防止対策事業	13,753	路上喫煙防止のための普及啓発活動や巡視・指導
06 大和市クリーンキャンペーン事業	1,464	例月まち並み清掃、清掃の日、クリーンキャンペーン等実施
07 不法投棄物未然防止事業	4,566	不法投棄・ポイ捨て監視パトロール、調査、不法投棄物の回収等
08 公衆便所管理運営事業	9,749	つきみ野駅前公衆便所、小田急大和駅前公衆便所の維持・管理等
09 ごみ減量化推進事業	43	ごみ量の公表、市民意識啓発等
10 資源循環型生ごみ処理機維持管理事業	2,382	業務用電動生ごみ処理機の保守点検、協力農家への支援
11 家庭系ごみ排出抑制推進事業	127,762	ごみ袋の製造・保管・配送、手数料徴収事務委託等
12 環境事業推進員事業	1,465	環境事業推進員の報酬

科 目		決算額 (千円)	備 考
13	生ごみ処理容器等設置支援事業	1,962	コンポスト、電動式生ごみ処理機等の購入者への補助
14	資源分別回収推進支援事業	722,418	資源分別回収業務の委託、自治会への報奨金等
15	事業系ごみ処理適正負担事業	11,881	適正処理推進のためのパトロール実施、ごみ袋の製造・保管・配送等
2目 塵芥処理費		3,933,192	繰越明許 8,036 千円 通次繰越 22,772 千円
01	施設課内庶務事務	6,988	
02	直接搬入ごみ受入施設等運営事業	14,272	環境管理センターに市民が直接搬入する、ごみ・資源物の受入施設の運営
03	焼却灰等有効利用事業	308,943	溶融化による焼却灰の再利用
04	柳橋ふれあいプラザ管理運営事業	18,419	指定管理者制度によるプラザの管理・運営
05	ごみ処理啓発事業	347	施設見学の受入れ、施設見学者用の副読本の作成
06	搬入物管理事務	138	環境管理センターへ搬入される一般廃棄物の処理手数料の徴収等
07	環境管理センター安全衛生推進事業	1,299	ダイオキシン・粉塵等の測定、安全衛生委員会の開催
08	環境管理センター建物設備等維持管理事務	98,065	環境管理センターの建物及び建築設備等の維持・管理
09	環境管理センターごみ処理施設維持補修事業	2,469,821	可燃、不燃及び粗大ごみ処理施設の維持・補修
10	環境管理センターごみ処理施設維持管理事務	151,599	可燃、不燃及び粗大ごみ処理施設の保守・点検
11	一般廃棄物運搬処分事業	22,236	焼却灰等の運搬及び処分
12	可燃ごみ焼却処理事業	329,714	可燃ごみの焼却処理
13	不燃・粗大ごみ処理事業	66,742	不燃ごみ及び粗大ごみの中の資源を選別した後、破碎処理
14	最終処分場施設維持管理運営事業	10,471	最終処分場の維持・管理
15	廃棄物対策課内庶務事務	33	
16	家具類再生展示施設運営事業	7,020	家具類再生展示施設「リサイクル未来館」の運営等
17	塵芥収集事業	399,364	可燃、不燃、粗大ごみの収集運搬
18	犬猫死体収集運搬事業	2,606	路上等の動物の死体の収集、運搬及び処理
19	塵芥収集車両等維持管理事務	23,750	塵芥収集車両の維持・管理
20	塵芥収集車両等整備事業	1,364	塵芥収集車両の整備・更新
3目 し尿処理費		55,024	
01	し尿処理運搬事業	43,848	し尿の収集及び運搬
02	家庭污水等収集運搬事業	11,176	家庭污水及びし尿浄化槽放流水の収集及び運搬

※四捨五入で表示しているため、合計が一致しない場合があります。

## 5 廃棄物(ごみ・資源物)処理経費

単位：円

項目	合計	収集部門	焼却部門	破砕部門	埋立部門	管理部門	減量化資源化	
人件費	605,266,857	362,444,046	38,009,323	29,416,103	4,034,958	97,684,893	73,677,534	
物件費	4,807,068,647	427,051,818	2,920,892,620	93,942,653	32,383,565	142,976,774	1,189,821,217	
減価償却費	1,064,803,381	33,863,148	856,537,199	148,483,601	2,160,000	10,774,525	12,984,908	
公債利子	6,712,666	34,513	5,617,110	48,568	0	394,911	617,564	
合計	利子含む	6,483,851,551	823,393,525	3,821,056,252	271,890,925	38,578,523	251,831,103	1,277,101,223
	利子除く	6,477,138,885	823,359,012	3,815,439,142	271,842,357	38,578,523	251,436,192	1,276,483,659

※ 清掃総務費・塵芥処理費のうち、し尿処理、公衆便所管理運営及び路上喫煙防止対策に係る経費については除いています。

## 6 物件費の事務事業別内訳

単位：円

予算科目	事務事業名	合計	収集部門	焼却部門	破砕部門	埋立部門	管理部門	減量化資源化	
清掃総務費	06 大和市クリーンキャンペーン事業	1,463,765						1,463,765	
	07 不法投棄物未然防止事業	4,565,776						4,565,776	
	09 ごみ減量化推進事業	42,764						42,764	
	10 資源循環型生ごみ処理機維持管理事業	2,382,025						2,382,025	
	11 家庭系ごみ排出抑制推進事業	127,762,179						127,762,179	
	12 環境事業推進員事業	1,464,750						1,464,750	
	13 生ごみ処理容器等設置支援事業	1,962,056						1,962,056	
	14 資源分別回収推進支援事業	722,417,743						722,417,743	
	15 事業系ごみ処理適正負担事業	11,881,269						11,881,269	
	塵芥処理費	01 施設課内庶務事務	6,988,059					6,988,059	
		02 直接搬入ごみ受入施設等運営事業	14,272,232					14,272,232	
		03 焼却灰等有効利用事業	308,942,972					84,352	308,858,620
		04 柳橋ふれあいプラザ管理運営事業	18,418,562					18,418,562	
		05 ごみ処理啓発事業	346,500					346,500	
06 搬入物管理事務		137,862					137,862		
07 環境管理センター安全衛生推進事業		1,298,611					1,298,611		
08 環境管理センター建物設備等維持管理事務		98,065,433		817,600			97,247,833		
09 環境管理センターごみ処理施設維持補修事業		2,469,820,694		2,453,441,144	16,379,550		0		
10 環境管理センターごみ処理施設維持管理事務		151,599,193		141,082,073	8,039,460		2,477,660		
11 一般廃棄物運搬処分事業		22,236,397				21,952,551	283,846		
12 可燃ごみ焼却処理事業		329,714,024		325,551,803	2,867,014		1,295,207		
13 不燃・粗大ごみ処理事業		66,742,421			66,656,629		85,792		
14 最終処分場施設維持管理運営事業		10,471,272				10,431,014	40,258		
15 廃棄物対策課内庶務事務		32,928	32,928						
16 家具類再生展示施設運営事業		7,020,270						7,020,270	
17 塵芥収集事業	399,364,215	399,364,215							
18 犬猫死体収集運搬事業	2,606,450	2,606,450							
19 塵芥収集車両等維持管理事務	23,750,225	23,750,225							
20 塵芥収集車両等整備事業	1,298,000	1,298,000							
計		4,807,068,647	427,051,818	2,920,892,620	93,942,653	32,383,565	142,976,774	1,189,821,217	

## 7 廃棄物(ごみ・資源物)処理単価

トン当り 単価	収集量・処理量(t)	66,182	1人当り 単価	人口(人)	242,680	1世帯当り 単価	世帯数	114,194
	公債利子を含む(円)	<b>97,970</b>		公債利子を含む(円)	<b>26,718</b>		公債利子を含む(円)	<b>56,779</b>
	公債利子を除く(円)	97,869		公債利子を除く(円)	26,690		公債利子を除く(円)	56,720

※ 人口、世帯数ともに令和4年10月1日現在の数値です。

### 部門別単価

項	目	収集部門	焼却部門	破碎部門	埋立部門	管理部門	減量化資源化
トン当り 単価	収集量・処理量(t)	35,677	52,880	3,207	594	53,023	19,060
	公債利子を含む(円)	23,079	72,259	84,792	64,935	4,750	67,006
	公債利子を除く(円)	23,078	72,153	84,777	64,935	4,742	66,973
一人当り 単価	公債利子を含む(円)	3,393	15,745	1,120	159	1,038	5,262
	公債利子を除く(円)	3,393	15,722	1,120	159	1,036	5,260
世帯当り 単価	公債利子を含む(円)	7,210	33,461	2,381	338	2,205	11,184
	公債利子を除く(円)	7,210	33,412	2,381	338	2,202	11,178

※1 廃棄物処理に伴う収入金(有価物売り払い代金、塵芥処理手数料)は含みません。

※2 原単位の収集量・処理量(t)は、各部門で扱った廃棄物の量です。



## Ⅱ ごみ

1	ごみ処理の概要	19
	(1) ごみの収集・運搬	20
	(2) ごみの処理・処分	26
	(3) 施設の概要	29
2	年度別廃棄物搬入量	31
3	市民1人当たりのごみ・資源物排出量	32
4	ごみ処理に関する放射性物質の影響	33
	(1) 焼却灰に含まれる放射性物質濃度	33
	(2) 環境管理センター敷地境界における空間放射線量	34

## 1 ごみ処理の概要

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目指して、市民の日常生活の営みや事業所の事業活動により発生するごみ及び資源物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等に努めています。

しかし、地球温暖化等の地球環境問題、石油等天然資源の埋蔵量の減少などから、廃棄物処理業務を取り巻く環境や市民の認識とニーズは変化しており、ごみの減量化・資源化のより一層の推進、清掃行政の効率化、市民へのきめ細かな対応等を図っていく必要があります。

これらの諸課題に対し、本市では、法制度及び社会情勢の変化とともに本市域内で排出されるごみ及び資源物の現状を捉え、安全で効率的な処理体制の確立を目指して、次のとおりごみ処理事業を展開しています。

### ● 収集・運搬

排出されたごみは、生活環境の保全上支障がないように計画的に収集し、中間処理施設へ運搬します。

ごみの収集は市内全域を対象とし、平成18年6月までは、燃やせるごみ及び燃やせないごみはステーション収集方式、粗大ごみは戸別収集方式を採用していました。平成18年7月からは、家庭系有料指定ごみ袋の導入に併せ、燃やせるごみ及び燃やせないごみの収集方法を戸別収集方式に変更しました。

### ● 中間処理

最終処分に先立つ中間処理として、燃やせるごみは全量を焼却し、燃やせないごみ及び粗大ごみについては、破碎前後にその中に含まれる資源(有価物)を回収した後、焼却しています。この中間処理工程における物理的、化学的手段によって、ごみを生活環境保全上支障の少ないものにするとともに、徹底したごみの減量化・資源化に努めています。なお、乾電池、蛍光管、水銀体温計等の有害ごみについては、戸別収集し一時保管後、専門業者による委託処理を行っています。

現在、中間処理施設として稼働しているごみ焼却処理施設(450t/日、150t/24h×3基)・粗大ごみ処理施設(80t/5h)は平成6年3月に完成し、周辺環境との調和はもとより公害対策に万全を期すとともに、ごみの増加及びごみ質(ごみの組成)の変化に対応できる機能を備えています。また、この施設では、焼却炉から出る熱エネルギーを有効かつ効率的に利用するために、発生した蒸気を環境管理センター場内と隣接する引地台温水プールに熱源として供給しています。更に、蒸気タービン発電機(最大出力3,100kW)で発電した電力を、環境管理センター場内、引地台温水プール、引地台公園及び大和スタジアムへ供給し、余剰電力は東京電力エナジーパートナー(株)へ売電しています。

### ● 最終処分

燃やせるごみ及び破碎残渣の焼却後に残る焼却灰は、無害化・安定化させた後、有

効利用を図るため、高温で溶融したものを上層路盤材として活用するなど資源化を行っています。

なお、焼却灰の一部については県外の最終処分場に埋めています。

## ● 減量化・資源化

ごみの減量化・資源化については、市民、事業者及び行政が一体となった取り組みが必要です。本市では、自治会を中心とした「資源分別回収の徹底」、容器包装リサイクル法を受けた「回収品目の拡大」、排出前段階での減量化・資源化を図るため「一般家庭、事業所、自治会等に対する生ごみ処理容器等の購入費に対する補助」を行い、排出後は「中間処理施設での有価物の回収」、「焼却灰の一部資源化」などを行っています。

さらに、平成18年7月からは「家庭系有料指定ごみ袋」の導入と「その他プラスチック製容器包装の資源分別回収」の実施、平成25年11月からは「使用済小型家電回収」の実施、平成31年4月からは「小型充電式電池のリサイクル(分別収集)」の実施により、一層のごみの減量化・資源化を図っています。

### (1)ごみの収集・運搬

昭和30年代初めは、ごみを集める業者が7社ほどあり、商店街及び住宅街を個別にリヤカーで回り、有料でごみを収集していました。昭和34年ごろになると、三輪車による収集へと変わっていきました。

昭和40年代に入ると、人口の増加に伴ってごみ量も増えてきました。このため、昭和42年「きれいな街は我らの手で！」をスローガンに清掃公社が設立され、大和市のごみ収集業務が従業員38人、回収車10台でスタートしました。ごみは、市内全域で燃やせるごみと燃やせないごみに分けて収集しました。収集・運搬には平型のダンプ車及びオート三輪車が使われ、運転手及び助手の2人で作業を行いました。燃やせないごみは、収集後に分別作業をしていました。収集車には、ごみを荷台まで持ち上げるときに飛散したごみを収集するために、竹箕又はマンノウが常備されていました。昭和46年には現在のような機械車を2台導入し、作業の能率を向上させました。これと同時に、ごみの出し方は、それまでのポリバケツ、ダンボール箱等からビニール袋で出す方法に変更しました。

清掃公社は昭和49年に解散し、ごみの収集業務は市に移管されました。市は機械車を随時導入し、昭和51年には燃やせないごみも機械車で収集するようになりました。しかし、燃やせないごみの収集を機械車に変更したことにより、ごみ停留所に出された粗大ごみを収集することができなくなったため、平型ダンプで一般収集の合間に粗大ごみを収集することにしました。現在は電話での申込みにより戸別収集しています。

昭和60年4月から、燃やせないごみの収集は、業者に委託しました。

平成5年7月から粗大ごみの収集は、1個につき500円の有料制となりました。

平成7年4月には、収集職員の週休2日制(日曜日のほか、水曜日、土曜日にそれぞれ職員の半数を休ませる体制)を実施するため、水・土曜日収集地区を縮小し、月・木曜日及び火・金曜日収集地区を5～6地区拡大する区域変更を行いました。これと同時に、燃やせないごみに混入されている資源の分別回収をうながすため、市内を10分割し、燃やせないごみの収集回数を週1回から月2回に減らし、資源分別回収と同一曜日の1

週おきに収集する方式に変更しました。

平成9年4月には、ごみの分別徹底、減量化・資源化の更なる推進、収集作業の安全確保のため、ごみの排出袋を透明又は半透明の袋にしました。

平成13年4月に家電リサイクル法が施行され、家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機。平成21年4月から液晶テレビ、プラズマテレビ及び衣類乾燥機が追加）を市で回収しないこととしました。

平成13年7月には、65歳以上の方や身体障害者（1・2級）、介護保険法の要支援者・要介護認定者で他の協力が得られない方を対象に、市の職員が屋内に入り粗大ごみを収集する「ふれあい収集」を始めました。

平成14年4月には、一部地域の収集曜日を変更し、平成14年8月にはごみ排出時間を「8時」、「9時30分」及び「13時」の3段階制とする定時収集を実施しました。これは収集ルート別に収集開始時刻を決め、これにあわせ停留所への排出時間を定めることにより、ごみ停留所におけるごみの滞留時間を短縮して歩道の確保、カラス対策、まちの美観向上等を目指したものです。

平成15年11月には、平成15年10月のパソコンリサイクル法の施行に伴い、パソコンを市で収集しないこととするとともに、粗大ごみの処理手数料を改正して、大型粗大ごみ（一辺150センチメートルを超える大型家具等）は、1個につき1,000円で収集することとしました。

平成16年11月には、平成16年10月にオートバイのリサイクルシステムが実施されたことに伴い、原動機付自転車を回収しないこととしました。

平成18年7月には、家庭系有料指定ごみ袋の導入及び戸別収集の実施に併せて、資源とごみの収集地区、収集曜日及び収集時間の見直しを行いました。

平成21年4月には、家庭系有料指定ごみ袋価格を改定するとともに、30リットルの家庭系有料指定ごみ袋の販売を開始しました。また、燃やせるごみの収集の一部地域（28台中4台）を委託しました。

その後も、燃やせるごみの収集運搬委託は、平成23年4月には28台中8台分、平成27年4月には28台中12台分、令和4年4月には28台中16台分に拡大しています。

## ① 収集体系

	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ
収集回数等	週 2 回	月 2 回	随 時
収 集 体 制	直 営 (一部地域委託)	委 託	直 営
収 集 方 式	戸 別 収 集	戸 別 収 集	電話受付→戸別収集

## ② 収集地区

### a. 燃やせるごみの収集地区

燃やせるごみの収集は、市内を月・木曜日地区、火・金曜日地区及び水・土曜日地区に3分割し、週2回、戸別収集しています。

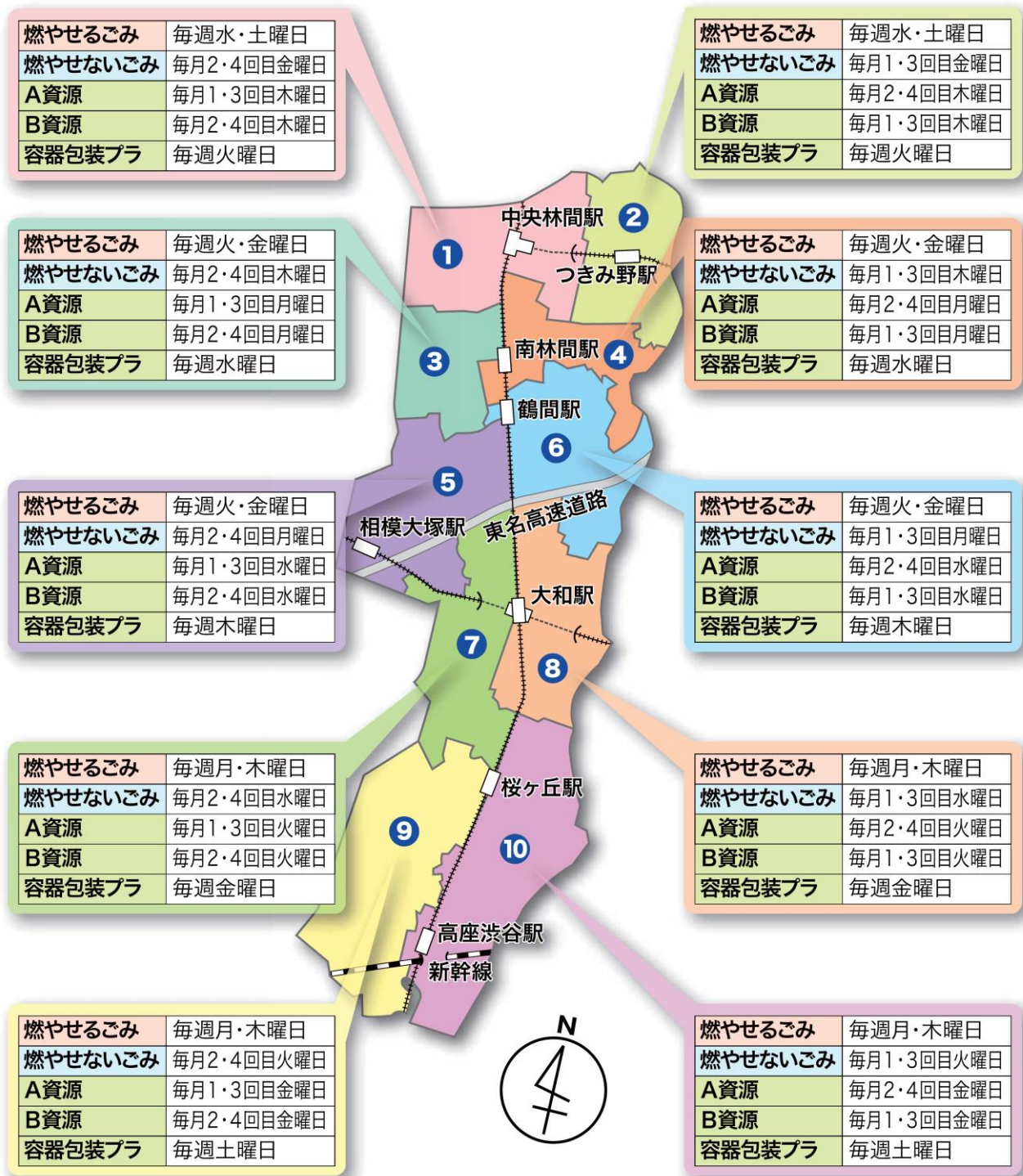
b. 燃やせないごみの収集地区

燃やせないごみの収集は、市内を10分割し、各月の1・3回目の月～金曜日地区と、各月の2・4回目の月～金曜日地区に区分し、収集する曜日を指定して、月2回、戸別収集しています。

c. 粗大ごみ収集地区

粗大ごみは、全市域を対象に電話受付による戸別収集を行っています。

○収集地区表



③ 家庭系ごみの収集

平成18年7月に家庭系有料指定ごみ袋を導入しました。その後、平成21年4月に手数料を改定すると同時に、「30リットルの家庭系有料指定ごみ袋」の販売を開始しました。

家庭系有料指定ごみ袋の価格及び販売実績は、次のとおりです。

○家庭系ごみ処理手数料[家庭系有料指定ごみ袋価格(10枚1組)]

区 分	5リットル	10リットル	20リットル	30リットル	40リットル
現行価格 (参考:改定前)	80円 (100円)	160円 (200円)	320円 (400円)	480円 (設定なし)	640円 (800円)

○家庭系有料指定ごみ袋販売実績(10枚1組)

区 分	5リットル	10リットル	20リットル	30リットル	40リットル
平成30年度	147,370 組	319,700 組	295,990 組	161,060 組	188,260 組
令和元年度	154,920 組	326,380 組	302,240 組	164,740 組	191,160 組
令和2年度	155,200 組	335,450 組	316,630 組	183,770 組	213,360 組
令和3年度	156,390 組	332,300 組	320,710 組	187,260 組	229,780 組
令和4年度	157,410 組	336,360 組	316,350 組	187,420 組	235,680 組

④ 収集車両

(令和5年3月31日現在)

区 分	車 種	積 載 量	台 数	乗車人員
燃 やせるごみ	塵 芥 車	2t	12台	2人
	軽トラック(収集困難地区)	350Kg	1台	2人
燃 やせるごみ (委託)	塵 芥 車	2t	16台	2人
粗 大 ごみ	深床ダンプ車(垂直ゲート付)	2t	3台	2人
パ ト ロ ール (内、軽2台は資 源のパトロール)	軽 ト ラ ッ ク	350Kg	5台	2人
	深床ダンプ車(垂直ゲート付)	2t	1台	2人
燃 やせないごみ (委託)	塵 芥 車	2t	6台	2人

※ 上記の台数は予備車を含みません。

※ 収集困難地区とは、道路等の状況により、2tの塵芥収集車での収集が困難な箇所、平成18年戸別収集開始時に設定しています。

※ 粗大ごみは、平成18年度から、水・土曜日が2台、月・火・木・金曜日が3台稼働していますが、収集の申し込み件数に合わせ対応しています。

⑤ 事業系一般廃棄物の収集

a. 一般廃棄物収集運搬業等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされています。また、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとするものは、市の許可を受ける必要があります。

現在、本市の許可を受けた業者は、市内約2,140件の事業所の一般廃棄物の収集運搬を行っています。

○許可業者の状況 (令和5年3月31日現在)

許 可 期 限	2年 (令和4~5年度)
業 者 数	36社
保有車両数 (大和市内専用)	101台

b. 事業系一般廃棄物の適正負担

事業系一般廃棄物の処理経費の適正負担及びごみの減量化・資源化を目指して、平成15年11月から市指定の有料指定ごみ袋を利用し、ごみ停留所へ排出する方法を制度化しました。

これにより、従来からの「専門業者と契約する方法」、「事業者自ら処理施設へ持ち込む方法」に、新たに「少量排出用の市指定の有料指定ごみ袋を利用する方法」が加わりました。これは、ごみの収集日に1回2袋までの量であれば、事業所・店舗の所在する地域のごみ停留所に出せるようにしたものです。

その後、平成18年7月からは、家庭系ごみの戸別収集開始に合わせて、少量排出事業者のごみも戸別収集の対象(事前申込制:排出量は従前と同様1回2袋まで)としました。

○事業系ごみ処理手数料{事業系有料指定ごみ袋価格(10枚1組)}

区 分	10リットル	20リットル	45リットル
1組の価格	640円	1,280円	2,880円

○事業系有料指定ごみ袋販売実績(10枚1組)

区 分	10リットル	20リットル	45リットル
平成30年度	723組	1,713組	5,888組
令和元年度	771組	1,720組	5,333組
令和2年度	605組	1,511組	4,854組
令和3年度	509組	1,518組	4,961組
令和4年度	670組	1,543組	5,689組

⑥ 大和市有料指定ごみ袋による歳入(処理手数料)

家庭系有料指定ごみ袋及び事業系有料指定ごみ袋の売上げに伴う歳入額(処理手数料)は、次のとおりです。

○家庭系有料指定ごみ袋及び事業系有料指定ごみ袋の売上げに伴う歳入額

年 度	家庭系有料指定ごみ袋	事業系有料指定ごみ袋
平成30年度	355,453,600円	19,612,800円
令和元年度	362,748,800円	18,054,080円
令和2年度	391,633,600円	16,931,520円
令和3年度	405,250,400円	17,267,840円
令和4年度	408,439,200円	18,788,160円

⑦ 大和市有料指定ごみ袋(家庭系)による歳入(処理手数料)の充当事業

家庭系有料指定ごみ袋の売上げに伴う歳入額(処理手数料)の充当事業及び金額は、次のとおりです。

○家庭系有料指定ごみ袋の売上げに伴う歳入額と充当先

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
家庭系ごみ排出抑制推進事業 (事業費全額に充当)	118,730,834円	122,820,119円	123,386,402円	127,170,017円	127,762,179円
生ごみ処理容器等設置事業 (事業費全額に充当)	3,393,453円	3,759,541円	3,804,632円	3,155,064円	1,962,056円
資源分別回収推進支援事業 (事業費の一部に充当)	158,159,313円	160,469,140円	189,096,566円	197,806,319円	200,394,965円
塵芥収集事業 (事業費の一部に充当)	72,523,000円	74,067,000円	74,747,000円	77,119,000円	78,320,000円
塵芥収集車両等維持管理事業 (事業費の一部に充当)	2,647,000円	1,633,000円	3,695,000円	0円	0円
合計	355,453,600円	362,748,800円	394,729,600円	405,250,400円	408,439,200円



## (2)ごみの処理・処分

昭和30年代初め、収集したごみは穴を掘って埋めるか野焼きをして処理していました。

昭和36年、大和市上草柳570番地に本市初の焼却炉となる20t／8h固定炉が完成しました。この焼却炉にはピットがなく、最初に燃料として紙類を入れて点火し、その上に生ごみ等をかぶせて焼却していました。勤務は日勤で、数人が早出して前日の灰をかき出し、その日に搬入されたごみはその日のうちに処理することとし、焼却しきれないごみは埋めていました。

昭和40年代に入ると、人口の増加に伴い、焼却しきれないごみの量が増加したため、30t／8h固定炉を2炉建設して対応しました。

昭和46年には、20t／8h固定炉が老朽化のため廃炉となり、代わって福田4925-1番地に90t／24h機械炉が完成しました。この炉の当初の勤務体制は2直制で、日勤者が朝に点火を行い、夜勤者が埋火を行っていました。しかし、30t／8h固定炉の老朽化とごみ量の増加に対応するため、昭和47年5月から2週間(終日)連続運転となり、勤務体制も3班編成になりました。

昭和48年には、粗大ごみ及び燃えないごみを処理するため、50t／5hの破砕機と金属、ガラス類等の資源を回収するための破砕前処理施設を設置しました。

昭和52年及び昭和55年には、120t／24h機械炉が各1炉竣工し、合計で1日当たり240tのごみを焼却できるようになりました。

昭和61年には近代的な不燃物リサイクル施設が完成しましたが、新しい中間処理施設を建て替えるために廃止し、新施設が完成する平成6年3月まで仮設の施設で作業を行いました。

平成3年3月に完成した最終処分場は本市初の管理型最終処分場であり、周辺環境にできるだけ影響を及ぼすことがないように埋立面にゴムシートを張るとともに、浸出液を水処理施設で薬液処理及び凝集沈殿処理を行った後に、下水道に放流するシステムを導入しました。

高度経済成長期以降の大量生産・大量消費に伴う使い捨てのライフスタイル、OA機器の普及による紙ごみの増加などにより、本市から発生する平成元年のごみ量は、市が収集を始めた昭和43年のごみ量17,000tの約4.5倍の76,000tに達し、焼却炉の処理能力を超過する事態になりました。更に、焼却施設の老朽化による処理能力の低下も著しかったため、平成2年7月に新しい施設の建設に着手、平成6年3月に竣工し、現在も稼働しています。

この焼却施設は、ごみ量の増加に対応できるよう1日当たり150tのごみを処理できる焼却炉を3基備えています。本施設には、周辺の環境保全のため高度な公害防止装置を設けており、ダイオキシン(※)については「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成12年1月施行)の既設施設基準に適合しています。このほか、余熱の有効利用のため、環境管理センター場内及び引地台温水プールへの余熱供給をはじめ、3,100kWの発電設備を設けています。

---

※ビニールなど塩素を含有する物質が低温で燃焼する際に発生しやすい、発がん性が特に高いと考えられている物質

このように、焼却施設ではごみの衛生的かつ効率的な処理及び熱エネルギーの有効利用を図っていますが、清掃事業(とりわけ「ごみの処理・処分」)は、焼却後の“灰”の処分、地球環境への影響など新たな問題に直面しており、これらの問題解決に向けた施策を積極的に展開していかなければなりません。

#### ① 現在のごみ処理の流れ

##### a. 燃やせるごみの処理

燃やせるごみは、計量の後、埋立量の減量化及び安全かつ衛生的な処理のため、全量を焼却しています。

収集されたごみはごみピットに貯留され、燃えやすいものと燃えにくいものをクレーンで攪拌(かくはん)して均一にしてから焼却炉に投入します。投入されたごみは乾燥・燃焼・後燃焼の各ストーカー(火格子)に順次送られ、ダイオキシン類などの有害物質の発生防止のため、高温で完全に燃焼して“灰”にします。

可燃性粗大ごみは、可燃性粗大ごみ破砕機によって裁断された後、ごみピットへ投入され、燃やせるごみと同様に焼却処理されます。

焼却灰には、ストーカー等に燃え残った主灰と、バグフィルター(※)で集められる飛灰があります。主灰は薬品処理をした後に灰ピットへ、飛灰は薬品処理した後にセメントと混ぜて固化されてから灰ピットへ送られます。

##### b. 燃やせないごみの処理

燃やせないごみは、燃やせないごみ・有害ごみ・不燃性粗大ごみに分けて搬入されます。

燃やせないごみは不燃ごみピットに貯留され、処理困難物及び危険物を手選別で除去するとともに、カレット、アルミがら等の資源物を回収します。

不燃性粗大ごみ及び手選別後の燃やせないごみは、一緒に破砕機にかけて粉々にした後、磁選機で鉄分の資源を回収し、次に粒度選別機により可燃物等と資源を含む破砕残渣とに選別します。破砕残渣は鉄・アルミ選別機及びアルミ選別機で鉄及びアルミを回収し、残った物は焼却します。

また、乾電池、蛍光管、水銀体温計、電球等の有害ごみは、破砕前に回収し、専門業者による適正な処理を行っています。

##### c. 埋立処分・焼却灰資源化

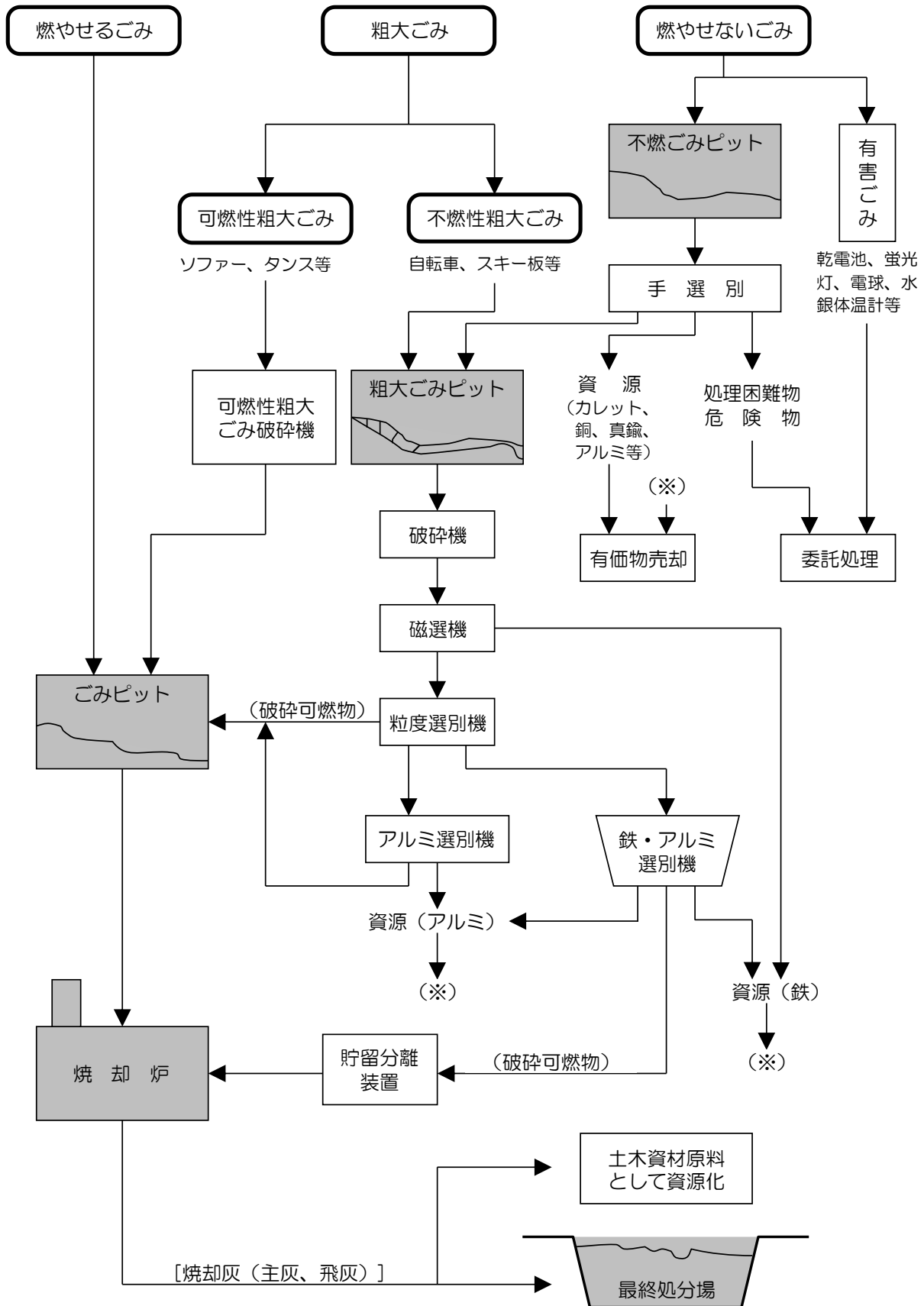
平成3年3月に完成した最終処分場(大和市上草柳46-1)は、管理型(埋立面にゴムシートを張り排水処理施設を設けたタイプ)の処分場であり、平成28年6月末に焼却灰の搬入を終了しました。令和2年12月に上部の公園整備が完了し、公園として上部を有効利用するとともに適正な管理をしています。

灰ピットに送られた焼却灰は、主灰、飛灰とも有効利用を図るため、高温で熔融したものを上層路盤材として資源化・活用している民間の資源化処理施設へ資源化委託しているほか、一部は民間の県外最終処分場に埋立処分を委託しています。

---

※ばいじんを捕集・除去し、払い落とすため集じん機に取り付ける袋状のフィルター

# ごみ処理のフロー



### (3) 施設の概要



大和市環境管理センター

所在地 大和市草柳3-12-1

#### ① ごみ焼却処理施設

形式	全連続燃焼式焼却炉
処理能力	450t/24h(150t/24h×3炉)
工期	平成2年7月26日～平成6年3月30日
構造・規模	RC・S・SRC造、地下2階・地上7階
敷地面積	21,780㎡
延床面積	16,471㎡
建築面積	5,438㎡
付属施設	管理棟(2階 柳橋ふれあいプラザ)
建築費	・焼却処理施設 18,250,520千円 ・管理棟 1,721,130千円

#### ② 粗大ごみ処理施設

処理方式	併用方式(横型回転破碎機及び手選別)
処理能力	回転系 80t/5h 手選別系 15t/5h
工期	平成3年12月25日～平成6年3月30日
構造・規模	RC・S造、地下2階・地上6階
延床面積	2,937㎡
建築面積	1,803㎡
建築費	3,079,700千円



### 上草柳処分場

所在地 大和市上草柳46-1

#### ③ 最終処分場

工期	平成元年4月～平成3年3月
全体面積	11,073m <sup>2</sup>
埋立面積	8,637m <sup>2</sup>
埋立容量	61,385m <sup>3</sup>
埋立方式	サンドイッチ方式(焼却灰と土を交互に埋める方式)
水処理設備	60m <sup>3</sup> /24h(凝集沈殿方式)
建設費	348,000千円

※平成28年6月に焼却灰の搬入を終了し、最終覆土実施後、平成29年11月に埋立終了しました。

## 2 年度別廃棄物搬入量

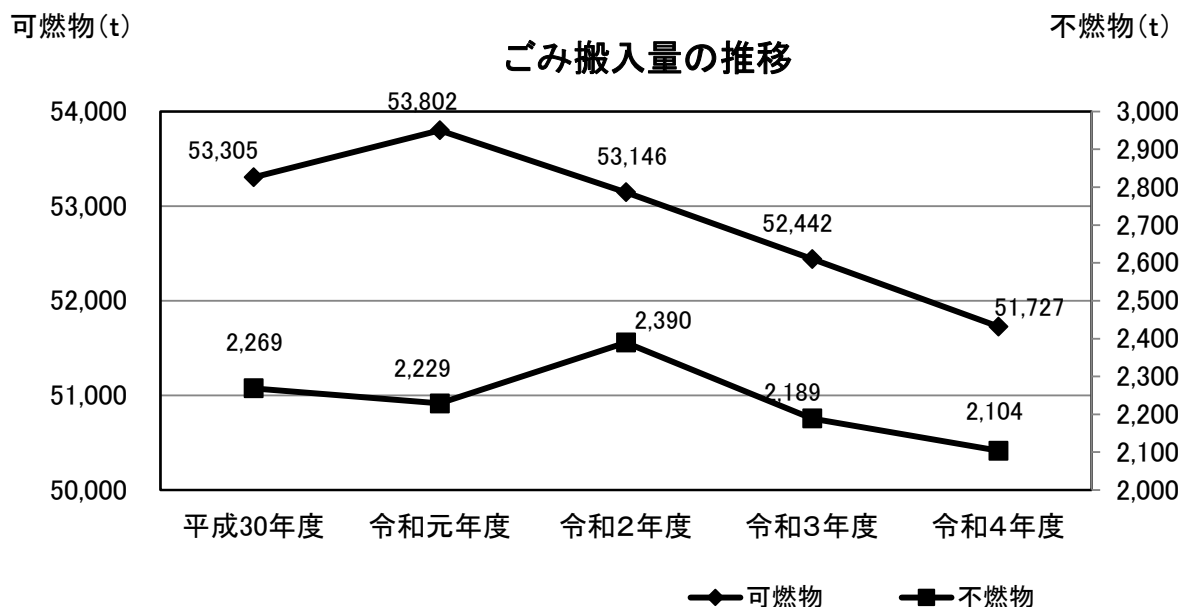
環境管理センターへのごみ搬入量は、次のとおりです。

単位：t

年度			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
可燃物	収集	家庭系	可燃ごみ	32,444.78	33,005.76	33,967.16	33,187.74	32,787.51
			粗大ごみ	836.11	932.14	1,125.10	1,024.49	979.51
	直接搬入	家庭系	可燃ごみ	546.73	587.56	667.43	579.93	598.51
			粗大ごみ	124.27	134.18	145.66	135.66	136.35
			事業系	17,621.45	17,976.35	16,130.31	16,446.71	16,282.32
			不法投棄	68.28	129.25	222.52	204.12	147.61
			資源化不適物	149.73	361.64	32.44	35.36	33.33
			容器包装プラ焼却量	1,513.74	674.82	855.30	827.69	761.80
			小計	53,305.09	53,801.70	53,145.92	52,441.70	51,726.94
不燃物	収集	家庭系	不燃ごみ	1,720.38	1,695.33	1,796.18	1,679.60	1,551.80
			粗大ごみ	185.66	170.84	177.99	155.42	205.22
	直接搬入	家庭系	不燃ごみ	160.43	161.57	183.12	162.67	156.22
			粗大ごみ	171.62	184.07	217.04	177.19	172.59
			不法投棄	20.97	6.83	4.31	3.67	4.88
			資源化不適物	9.58	10.32	10.92	10.45	13.14
			小計	2,268.64	2,228.96	2,389.56	2,189.00	2,103.85
		合計	55,573.73	56,030.66	55,535.48	54,630.75	53,830.79	

※ 資源化不適物とは、資源として回収された後、選別の過程で発生した資源化に適さないものです。

※ 令和2年度実績より容器包装プラ焼却量は容器包装プラの資源化不適合物実績としています。



### 3 市民1人当たりのごみ・資源物排出量

市民1人当たりの年間及び1日ごみ排出量並びに資源排出量の推移は、次のとおりです。

上段 単位 : kg/年度

下段 単位 : g/日

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口(10月1日現在)	235,846	237,446	239,169	241,180	242,680
燃 やせるごみ	140	142	145	141	138
	385	388	398	385	378
燃 やせないごみ	9	9	9	8	8
	24	23	25	23	21
粗大ごみ(直営)	4	5	5	5	5
	12	13	15	13	13
家庭系ごみ合計	153	155	160	154	151
	420	424	438	421	413

資源分別回収量	56	56	58	56	54
	153	153	159	154	149

排 出 量	209	211	218	210	205
	573	577	597	575	562

※ 四捨五入で表示しているため、合計が一致しない場合があります。

## 4 ごみ処理に関する放射性物質の影響

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が放出されるという、深刻な事態を引き起こしました。

本市でも、一般廃棄物の処理における影響を確認するため、焼却灰に含まれる放射性物質濃度や、環境管理センター敷地境界における空間放射線量の測定を実施しました。令和4年度の結果は次のとおりでした。

### (1) 焼却灰に含まれる放射性物質濃度

#### ① 測定機関 民間の専門検査機関

#### ② 測定結果

(単位: Bq/kg ベクレル/キログラム)

試料採取日	セシウム-134	セシウム-137	合計
令和4年 4月 8日	不検出	12	12
令和4年 5月 9日	不検出	不検出	不検出
令和4年 6月 3日	不検出	14	14
令和4年 7月 6日	不検出	12	12
令和4年 8月12日	不検出	10	10
令和4年 9月 2日	不検出	21	21
令和4年11月10日	不検出	21	21
令和4年12月 5日	不検出	12	12
令和5年 1月 5日	不検出	12	12
令和5年 2月 2日	不検出	10	10
令和5年 3月 2日	不検出	不検出	不検出

10月は全休炉期間につき測定はありません。

※不検出とは、定量下限値未満のことをいいます。

セシウム-134,137・・・10 ベクレル/キログラム

※ヨウ素-131については、当初から法令の測定物質対象外であったことと、これまでの測定で検出されることがないことから、平成29年度以降は測定しないこととしました。

※放射性物質汚染対処特措法では、焼却灰等に含まれる放射性セシウムの濃度が 8,000 ベクレル/キログラム以下であれば、従前どおり埋立処分できるとしています。



## (2)環境管理センター敷地境界における空間放射線量

① 測定機器 線シンチレーションサーベイメーター

(富士電機製 NHC710B1-AYYYY-S)

② 測定位置 地表から50センチメートルの高さで測定

③ 測定結果 (単位:  $\mu\text{Sv/h}$  マイクロシーベルト/時、有効数字2桁)

測定年月日	天候	東	西	南	北
令和4年 4月14日	雨	0.055	0.063	0.067	0.047
令和4年 6月17日	曇	0.057	0.058	0.059	0.056
令和4年 8月 8日	晴	0.055	0.062	0.059	0.051
令和4年 10月11日	晴	0.046	0.062	0.064	0.049
令和4年 12月15日	晴	0.050	0.049	0.048	0.057
令和5年 2月15日	晴	0.048	0.059	0.058	0.059

測定回数は2ヶ月ごととします。

※国が示した追加被ばく線量の基準である年間1ミリシーベルト(1,000マイクロシーベルト)を、1時間あたりの放射線量に換算すると、0.19マイクロシーベルト/時となります。

### Ⅲ ごみの減量化・資源化

1	ごみの減量化・資源化	35
2	資源分別回収事業	36
3	生ごみ処理容器等設置費補助金制度	45
4	資源循環型生ごみ処理機維持管理事業	46
5	家具類の再使用	48
6	使用済小型家電の回収	49
7	「大和市ごみカレンダーアプリ」の配信	50

## 1 ごみの減量化・資源化

昭和49年頃、オイルショックを契機として省資源化の機運が高まり、これを受けて本市では昭和52年に自治会活動による集団資源回収を対象とする奨励金制度を設け、ごみの再資源化・減量化の取組を開始しました。

昭和59年以降、年々増加する人口、ライフスタイルの変化、OA機器の普及などにより急激にごみが増加し、平成元年度には焼却炉の能力を超える事態となりました。このため、平成2年度に新焼却炉(150t/24h×3基)の建設に着手し、平成6年3月に竣工しました。

しかし、その後も人口の増加とともにごみも増え続け、平成13年度にはピークの約9万9千トンに達しました。また、年間1万トン以上発生する焼却灰の最終処分を全て他県に依存している状況であり、他自治体より率先してごみの減量化・資源化に取り組む必要性がありました。そこで、ごみの減量化・資源化に向け、実効性・即効性のある取組を推進するため、平成14年4月にごみ半減化計画を策定し、ごみ減量化に関する様々な施策を展開しました。

まず、平成15年11月に事業系ごみの持ち込み・処理にかかる料金(塵芥処理手数料)の見直しを行うとともに、少量排出事業者の適正排出を促すために事業系有料指定ごみ袋制を取り入れ、家庭ごみの燃やせるごみの日に事業系一般廃棄物を収集できる仕組みとしました。次に、家庭ごみの減量化・資源化を推進するため、広報活動の強化、環境関連イベント、環境教育事業等、様々な啓発事業等を実施しました。

しかしながら、計画の最終目標である減量化・資源化率50%を達成するためには、これら啓発事業のみならず、動機付けとなる経済的インセンティブが必要であり、また当時で45億円を超えるごみ処理にかかる費用に対し、個々の家庭でのごみ排出量に応じた適正な費用負担を求める市民の声も多くありました。

こうした状況を受けて、平成17年3月、市は施政方針演説において、家庭系ごみ有料指定袋制度を平成18年4月に導入することを発表しました。その後、ごみ減量化・資源化の意義、有料化の目的、戸別収集制度への移行などをテーマに市民説明会を実施するとともに、市に寄せられたご意見などを踏まえ、家庭系ごみの有料指定袋制度の導入時期を平成18年7月とする条例改正案を平成17年9月議会に提出、可決されました。こうして平成18年7月、家庭系有料指定ごみ袋制度は、ごみの戸別収集及びその他プラスチック製容器包装の資源回収と同時に開始されました。

その後も、平成25年11月に使用済小型家電の回収を開始したほか、現有焼却炉の使用期間の延伸を図るとともに、焼却後に発生する灰の処分場確保の問題、資源枯渇などの地球環境問題に取り組んでいます。

## 2 資源分別回収事業

### ● 資源回収の経過

大和市の資源分別回収は、自治会の自主的な資源回収から始まりましたが、その後安定的な資源回収を行うため、市の事業として行うようになりました。

モデル地区から市内全域に規模を段階的に拡大し、回収品目も容器包装リサイクル法の制定により平成18年度までの間に14品目に拡大しました。また、小型家電リサイクル法の施行に伴い使用済小型家電13品目を対象に回収を開始し、ごみの減量化・資源化を図っています。

時 期	資 源 回 収 の 経 過
それ以前	自治会の独自による集団回収
平成 3年 9月	市況に影響されることなく、安定的で効率的な資源回収を行うため、市の事業として実施。モデル地区による資源回収(紙・布・缶・びん・非鉄金属)の実施 → 3自治会・約5,000世帯
平成 6年 6月	資源回収を市内全域で実施
平成 7年 6月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の制定
平成 9年10月	ペットボトル、紙パックの回収をテストケースで実施 → 約500世帯
平成11年 4月	ペットボトル、紙パックの回収を市内全域で実施
平成13年 4月	白色トレイの回収を開始。
平成14年 4月	紙製容器包装の回収を開始。
平成18年 7月	家庭系ごみの有料化等、制度を大幅に変更し、資源回収の促進を図る。 ・その他プラスチック製容器包装の回収を開始し回収品目が14品目となる。 ・資源を、A資源、B資源、その他プラスチック製容器包装の3種類に区分。 ・回収を、A資源、B資源は従前と同様に月2回ずつ、その他プラスチック製容器包装は週1回とする(これまではA資源、B資源を月2回、同一日に回収)。
平成25年11月	13品目を対象に使用済小型家電の回収を開始。
平成31年4月	小型充電式電池のリサイクル(分別収集)を開始。

### ● 回収品目及び回収日

回 収 品 目		回収日
A資源	① 新聞・チラシ ② 雑誌・本・その他の紙 ③ 段ボール ④ 布類	月2回
B資源	① 紙パック ② 紙製容器包装 ③ 空き缶・金物類(アルミ、スチール) ④ ペットボトル ⑤ 空きびん類(生きびん、透明びん、色付きびん) ⑥ 白色トレイ	月2回
その他プラスチック製容器包装		週1回

● 報奨金制度

自治会又は集合住宅管理団体には、資源物の回収量に応じて報奨金を支払い、事業の推進を図っています。資源排出場所であるリサイクルステーションでは、平成18年6月までは、市の依頼により自治会が選任したリサイクル推進員が資源の分け方・出し方を指導していました。しかし、同年7月以降は、自治会が地域の事情に合わせてリサイクルステーションを管理する方法に変更しました。

種 別	報 奨 金 算 定 基 礎 額
可 燃 性 資 源	3円/kg
不 燃 性・樹 脂 製 資 源	2円/kg
リサイクルステーション維持管理料	4,000円/月・1ヶ所

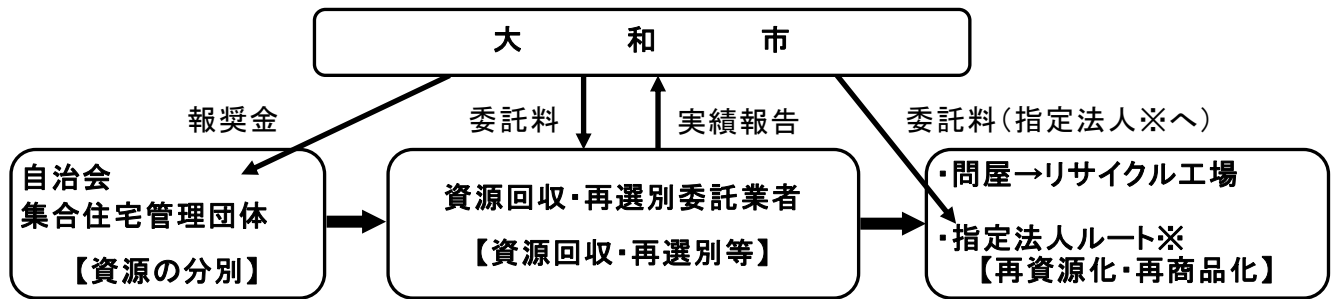
※リサイクル推進員の廃止に伴い、「資源分別指導報奨金」制度(1ヶ所1回1,800円)を廃止し、代わりに「リサイクルステーション維持管理料」(1ヶ所月額4,000円)を自治会に支払っています。

● 資源の持ち込み・拠点回収について

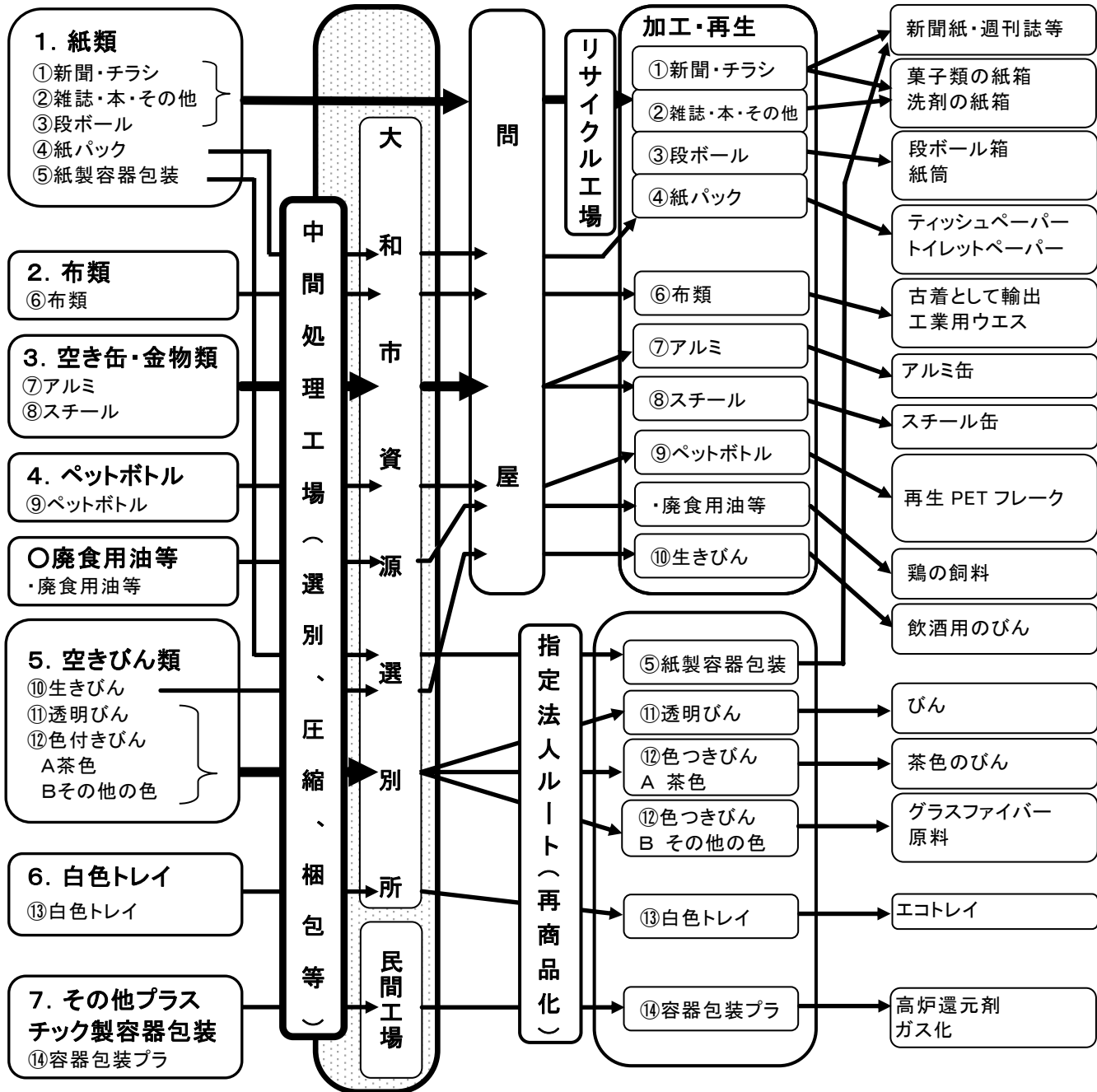
自治会が管理するリサイクルステーション以外に、市民の方であればどなたでもご利用頂ける資源選別所への持ち込みや市内各駅・市役所にて拠点回収を実施しています。

拠点回収場所	回収日	回収時間	回収品目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・つきみ野駅 駅前広場</li> <li>・中央林間駅北口(交番西側)</li> <li>・大和市役所正面入口</li> <li>・旧大和駅周辺再開発事務所敷地内(中央 4-1-14)</li> </ul>	毎月1・3回目 日曜日	午前10時から 午後2時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A 資源</li> <li>・B 資源</li> <li>・容器包装プラ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大和スポーツセンター 南側広場(上草柳 1-1-1)</li> <li>・相模大塚駅北口</li> <li>・桜ヶ丘駅西口(バス停前)</li> <li>・高座渋谷駅西口</li> </ul>	毎月2・4回目 日曜日		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大和市資源選別所 (上草柳 563-11)</li> </ul>	毎日 (年末年始を除く)	午前9時から 午後3時30分 (昼休みを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植物性廃食用油</li> <li>・電動式生ごみ処理機から発生したたい肥(処理品)</li> </ul>

① 資源の流れ



※指定法人ルート: 容器包装リサイクル法で義務付けられた再商品化を履行するための方法の一つで、同法で定められた指定法人((財)日本容器包装リサイクル協会)にリサイクルを委託しています。



② 資源化率

単位 : t

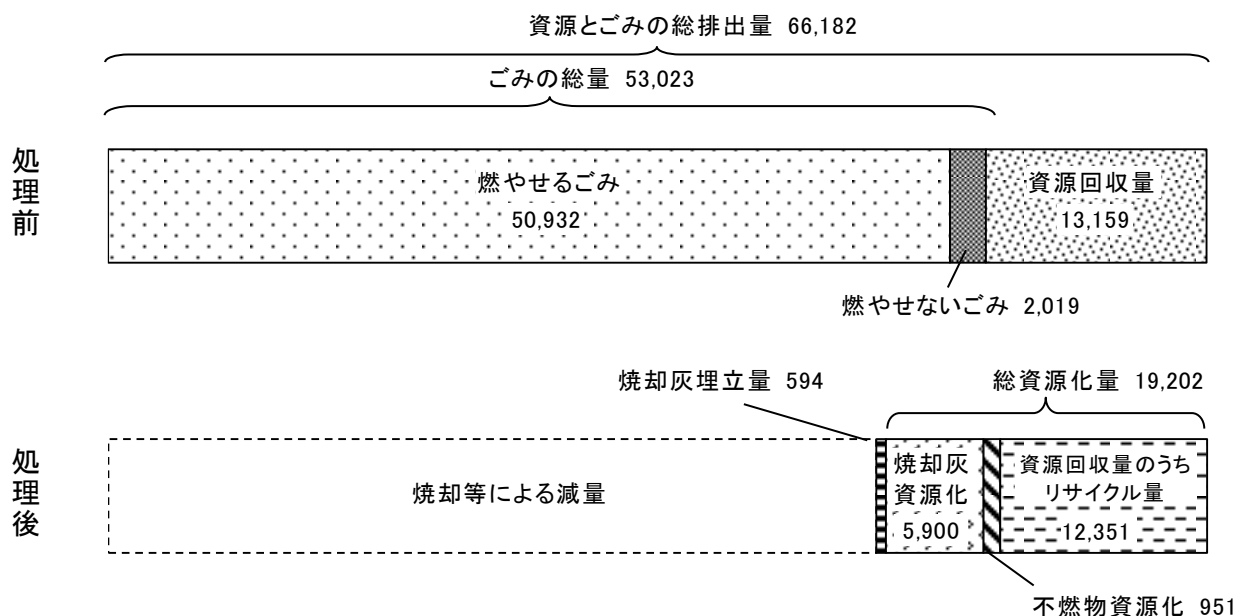
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総排出量①	67,035	68,480	68,547	67,287	66,182
ごみ総量	53,901	55,180	54,637	53,757	53,023
燃やせるごみ	51,642	52,961	52,258	51,579	50,932
燃やせないごみ	2,259	2,219	2,379	2,179	2,091
資源回収量	13,134	13,301	13,911	13,530	13,159
総資源化量②	18,602	19,292	20,508	19,657	19,202
資源回収量のうちリサイクル量	11,461	12,320	13,207	12,657	12,351
不燃物資源化	983	1,021	1,160	1,026	951
不燃物リサイクル	913	949	1,092	956	882
処理困難物資源化	69	72	67	71	70
焼却灰資源化(溶融化)	6,158	5,950	6,142	5,974	5,900
リサイクル率(=②÷①)	27.7%	28.2%	29.9%	29.2%	29.0%

※四捨五入で表示しているため、合計が一致しない場合があります。

- ・「不燃物リサイクル」、「処理困難物資源化」及び「焼却灰資源化(溶融化)」は、燃やせるごみ及び燃やせないごみ、資源化不適物から資源化したものです。
- ・「資源回収量」については、平成18年7月からその他プラスチック製容器包装を含みます。
- ・「資源回収量のうちのリサイクル量」は、資源回収量から資源化不適物を除いたものです。

【令和4年度】

(単位 : t)



リサイクル率 : 総資源化量(19,202t) ÷ 総排出量(66,182t) × 100 = 29.0%

※四捨五入で表示しているため、合計が一致しない場合があります。

③ 資源回収車両

(令和5年3月31日現在)

回収品目	車種	積載量	組合の保有台数	稼働台数	1台当たり人員
その他プラスチック製容器包装	パッカー	2t	8	5~7	運転員1人 (補助員1人)
上記以外の資源物	平ボディ	2t	32	22~25	運転員1人 (補助員1人)
		3t	4		

④ 資源分別回収実績

ア 自治会数、自治会加入世帯数及びリサイクルステーション数

(リサイクルステーションには、H18年7月からA資源とその他プラスチック製容器包装を排出する小規模リサイクルステーションを追加)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自治会数	160	160	160	159	159
自治会加入世帯数	69,641	68,592	68,670	68,096	67,303
リサイクルステーション数	1,347 (198)	1,362 (203)	1,377 (207)	1,392 (211)	1,389 (210)

※ 基準日:自治会数、世帯数・・・6月1日、

リサイクルステーション数・・・3月31日

※ リサイクルステーション数欄の( )内は、小規模リサイクルステーション数(内数)です。

イー i 自治会回収

単位 : kg

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新聞	1,307,610	1,234,870	1,061,010	982,750	894,330
雑誌	1,844,990	2,035,580	2,057,820	1,818,080	1,730,110
段ボール	1,703,845	1,709,150	1,969,000	2,006,750	1,976,740
紙パック	124,970	122,550	131,835	127,910	122,500
古布	762,735	809,070	930,265	886,795	829,805
びん	1,241,895	1,216,165	1,318,120	1,294,320	1,248,580
アルミ	335,015	366,940	407,175	408,335	391,695
鉄類	295,175	294,090	320,295	303,790	288,110
ペットボトル	551,245	557,925	596,265	609,985	622,860
白色トレイ	41,420	40,480	43,420	40,015	39,780
紙製容器包装	833,060	814,635	803,395	814,110	823,830
容器包装プラ	3,033,680	3,077,660	3,170,095	3,186,920	3,198,800
合計	12,075,640	12,279,115	12,808,695	12,479,760	12,167,140



イー ii 資源選別所持込み

単位 : kg

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新聞	68,150	58,000	47,390	48,635	37,670
雑誌	231,045	213,260	220,205	200,645	180,605
段ボール	129,580	123,200	144,745	144,255	136,130
紙パック	2,835	3,485	3,760	3,970	3,545
古布	93,335	95,080	116,835	97,915	95,710
びん	40,255	44,235	47,450	50,540	46,285
アルミ	12,845	13,635	16,575	14,310	12,915
鉄類	13,540	14,220	17,130	15,295	12,145
ペットボトル	21,095	21,030	24,475	25,820	24,995
白色トレイ	1,835	1,245	575	380	335
紙製容器包装	28,700	30,905	31,045	31,240	30,420
容器包装プラ	51,775	41,130	43,805	44,135	43,905
合計	694,990	659,425	716,630	677,140	624,660

※廃食用油、たい肥については少量のため拠点回収へ合算しています。

イー iii 拠点回収

単位 : kg

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新聞	59,090	51,740	41,880	39,825	37,920
雑誌	86,820	84,015	85,735	75,470	76,335
段ボール	56,170	57,070	68,255	67,995	65,205
紙パック	3,315	3,505	3,730	3,785	3,690
古布	30,620	31,805	37,835	34,945	34,655
びん	37,985	39,125	43,755	44,500	43,320
アルミ	8,105	8,880	10,465	11,180	10,555
鉄類	9,115	9,495	11,410	10,590	10,345
ペットボトル	12,325	13,175	14,535	15,890	16,120
白色トレイ	980	960	1,060	1,040	1,025
紙製容器包装	23,980	24,270	24,780	26,075	27,810
容器包装プラ	24,895	25,360	27,290	26,475	25,835
廃食用油	5,065	4,535	3,930	3,605	5,010
たい肥	1,045	720	100	55	395
合計	359,510	354,655	374,760	361,430	358,220

※廃食用油、たい肥については資源選別所持込み分を合算しています。

イーiv 使用済小型家電回収実績

単位 : kg

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
使用済小型家電	4,008.94	7,502.18	10,511.49	9,563.57	9,441.07

イーv 充電式電池

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
充電式電池	—	600.58	1,234.00	2,054.54	0.00

イーvi 総資源回収量

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新聞	1,434,850	1,344,610	1,150,280	1,071,210	969,920
雑誌	2,162,855	2,332,855	2,363,760	2,094,195	1,987,050
段ボール	1,889,595	1,889,420	2,182,000	2,219,000	2,178,075
紙パック	131,120	129,540	139,325	135,665	129,735
古布	886,690	935,955	1,084,935	1,019,655	960,170
びん	1,320,135	1,299,525	1,409,325	1,389,360	1,338,185
アルミ	335,965	389,455	434,215	433,825	415,165
鉄類	317,830	317,805	348,835	329,675	310,600
ペットボトル	584,665	592,130	635,275	651,695	663,975
白色トレイ	44,235	42,685	45,055	41,435	41,140
紙製容器包装	885,740	869,810	859,215	871,425	882,060
容器包装プラ	3,110,350	3,144,150	3,241,190	3,257,530	3,268,540
廃食用油	5,065	4,535	5,975	5,305	5,010
たい肥	1,045	720	700	715	395
使用済小型家電	4,009	7,502	10,511	9,564	9,441
充電式電池	—	601	1,234	2,054	0
合計	13,134,149	13,301,298	13,911,830	13,532,308	13,159,461

⑤ 資源化にかかる費用

単位：円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
i 資源回収・処理委託料	416,998,366	459,552,872	506,234,100	519,019,481	555,822,164
ii 指定法人ルート委託料	1,585,145	2,053,650	2,477,779	2,452,964	2,787,640
iii 自治会報奨金	76,302,810	77,219,680	78,351,600	77,325,520	76,337,680
iv 不燃物リサイクル委託料	342,558	217,754	384,234	296,026	376,249
v 処理困難物資源化委託料	5,051,771	5,779,518	5,318,653	5,695,376	5,686,316
vi 焼却灰資源化委託料	311,345,216	305,157,156	317,746,003	311,626,626	307,867,120
歳出計(i～viの計)(A)	811,625,866	849,969,237	910,512,369	916,415,993	948,877,169
vii 資源物売払い収入 (資源回収)	93,807,962	77,737,996	57,803,710	106,722,857	153,971,046
viii 有価物売買収入 (中間処理)	3,815,850	2,978,390	2,611,365	2,343,230	2,826,595
歳入計(vii+viii)(B)	97,623,812	80,716,386	60,415,075	109,066,087	156,797,641
市の負担額(A)-(B)	714,002,054	769,252,851	850,097,294	807,349,906	792,079,528

※歳入について

- ・vii 資源物売払い収入：資源回収で集められた新聞、雑誌、段ボール、古布、アルミ、スチール、生きびん、紙パック、ペットボトル、廃食用油、使用済小型家電の売却収入。
- ・viii 有価物売買収入：燃やせないごみの中間処理の過程で集められた金属等有価物の売却収入。

⑥ 資源選別施設

名称 大和市資源選別所

所在地 大和市上草柳563-11

敷地面積 3,214.28㎡

処理能力 4.5t/5h(缶類) ※びん類等(10t)は、一時貯留

建築物 事務所兼休憩室、事務所兼倉庫、空缶選別棟、ペットボトル保管庫、選別資源保管庫

工期 平成5年10月～平成5年12月

建設費 約90,262千円(あき缶処理対策協会から寄附金1,000万円)

主な設備

台貫(計量機) 15t用	1基
空缶投入ホッパー 30㎡	1基
空缶搬送コンベアー	1基
空缶選別・プレス機	1式
びん搬送ステージ 22.8㎡	1基
びん搬送コンベアー	3基



⑦ 容器包装プラ中間処理設備

所在地 大和市草柳3-12-1  
事業名 循環型社会形成推進交付金事業(マテリアル推進施設)  
処理能力 4.5t/5h  
処理方式 機械手選別併用方式  
工期 平成30年6月26日～平成31年3月22日  
事業費 111,769千円(うち交付金34,538千円)  
主な設備 破袋機 1基  
コンベヤ 6基(エプロン、手選別、プラ搬送×2、残渣搬送×2)  
風力選別機付フライトスクリーン 1基  
圧縮梱包機 1基  
ストックヤード 1カ所



### 3 生ごみ処理容器等設置費補助金制度

平成2年度から、ごみの減量化・資源化に対する意識向上を目的として、生ごみ処理容器(コンポストタイプ)を設置した市民を対象に、購入費の一部補助を実施しています。

平成13年度からは、従来のコンポストタイプ以外に微生物・菌活用型容器、平成14年度からは、電動式生ごみ処理機、剪定枝を粉碎しチップ化するガーデンシュレッダーも補助対象品目に加えました。

平成15年度からは、補助対象者に一般世帯のほか自治会及び事業者も加えました。

平成18年度からは、補助率及び上限額を引き上げ、また、令和元年度には、非電動処理機の普及に合わせ、「生ごみ処理容器」について補助額の上限を引き上げました。

令和4年度には、制度開始から30年以上が経過したことから、補助率・限度額・対象機器の見直しを行いました。

#### ◎生ごみ処理用容器等設置支援事業

年 度	生ごみ処理容器(基)	電動式生ごみ処理機(基)		ガーデンシュレッダー(基)			合 計(基)	設置累計(基)	世帯数	世帯累計
		家庭	事業所	家庭	事業所	自治会				
平成2年～平成29年度 累計	5,968	3,881	79	169	8	4		10,109		8,765
平成30年度	6	92	0	4	1	0	103	10,212	102	8,867
令和元年度	16	79	1	8	0	0	104	10,316	104	8,971
令和2年度	18	96	1	8	0	0	123	10,439	120	9,091
令和3年度	18	88	1	2	0	0	109	10,548	106	9,197
令和4年度	13	58	2	—	—	—	73	10,621	72	9,269
累 計	6,039	4,294	84	191	9	4		10,621		9,269

## 4 資源循環型生ごみ処理事業

市では、循環型社会の構築に向けた取組の一つとして、市内の学校給食単独調理校において、業務用生ごみ処理機を設置して学校給食の調理くず、残飯などの生ごみを減量化するとともに堆肥化の一次処理を行い、その一次処理品を市内農家で完熟堆肥化・農作物栽培・収穫まで行い、収穫した農作物を再び学校給食に利用する「資源循環システム」の構築に向けて、平成15年9月から平成18年3月までの間、学校・農業者・企業の協力を得ながら、「資源循環システム」の試験的な取組を行いました。

具体的には、学校給食単独調理校1校に小規模の業務用生ごみ処理機を設置して、給食生ごみの堆肥化（一次処理）及び一次処理品の農作物栽培利用を行い、生ごみ処理機による堆肥化の状況、農作物栽培における土壌への影響、農作物の生育状況についての検証試験等を実施しました。

### ◎実証試験等による「資源循環システム」の効果

- ① 給食残さが堆肥になることによる児童の環境に対する意識の向上
- ② 地元の農産物を学校に納品することによる農業者の生産意欲の向上
- ③ 地産地消による環境負荷の低減
- ④ ごみの減量化、資源化の推進
- ⑤ 農業体験など地域農業者との交流による都市農業に対する理解促進

これらの検証結果を踏まえ、平成18年3月末に、国の「バイオマスの環づくり交付金」を活用し、学校給食単独調理校2校（市立大和小学校及び市立深見小学校）に業務用生ごみ処理機を導入し、同年4月からは、導入校での生ごみの堆肥化、協力農家による堆肥の受入れ及び農作物栽培利用、収穫農作物の給食材利用を開始し、「資源循環システム」の構築に向けた本格稼働が始まりました。その後も、平成18年度には神奈川県食品廃棄物対策支援事業補助金を活用して2校に、平成19年度以降は市単独で4校にそれぞれ業務用生ごみ処理機を設置し、平成25年度に単独調理校全8校への設置を完了しました。

また、生ごみ処理機の設置と併行して学校関係者、農業関係者、行政等の委員で構成する「大和市資源循環システム推進協議会」を設置し、平成18年度から平成20年度まで、生ごみ処理機の導入計画の策定、「資源循環システム」の普及・啓発等について協議を行いました。

その後、平成22年度に、資源循環システムの円滑かつ持続的な稼働に資することを目的として、協力農家による資源循環システムに関する自由な情報交換の機会を設け、学校から受け取った堆肥の二次発酵方法や、二次発酵の際に発生する臭いを抑制するための対策等について、活発な意見交換が行われました。

平成23年度以降は、一部の生ごみ処理機において、構成部品の不具合や異音の発生など、経年変化などによる故障あるいはその兆候が見られました。今後は保守点検結果をもとに適切な修繕を行っていくとともに、生ごみ処理機の維持管理が困難になったときに備えて、代替手法を検討していくことが必要です。その1つとして、林間小では平成30年度から、民間事業者が生ごみ処理機を設置し、完熟堆肥化までを委託により行う手法を導入しています。

◎業務用生ごみ処理機設置校

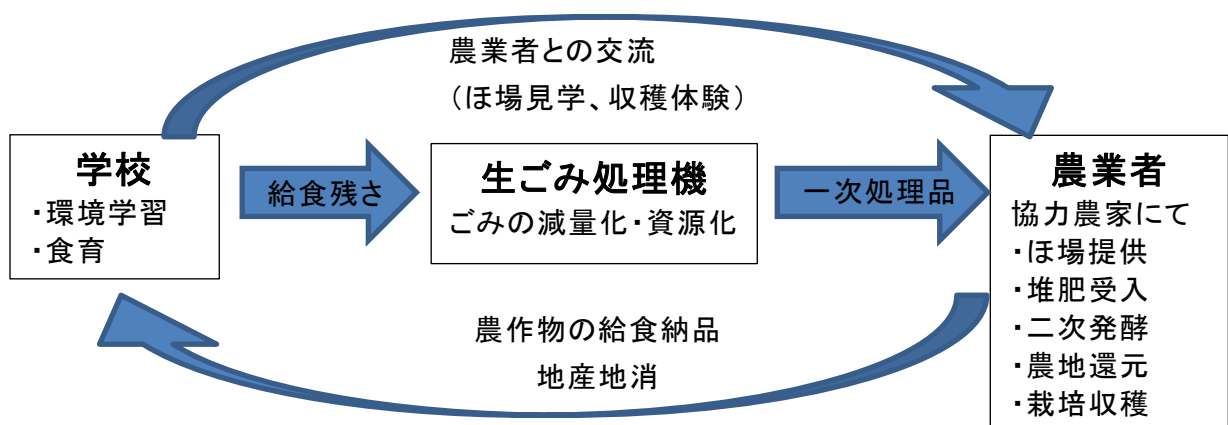
- 大和小学校 …処理能力:150kg/日(平成17年度設置)
- 深見小学校 …処理能力: 70kg/日( " )
- 北大和小学校 …処理能力:150kg/日(平成18年度設置)
- 草柳小学校 …処理能力: 55kg/日( " )
- 林間小学校 …処理能力:100kg/日(平成19年度設置、平成30年度更新)
- 渋谷小学校 …処理能力: 55kg/日(平成20年度設置)
- 桜丘小学校 …処理能力: 55kg/日(平成24年度設置)
- 西鶴間小学校 …処理能力: 70kg/日(平成25年度設置)

◎資源循環システム稼働実績

生ごみ投入量・堆肥化量・農作物納品実績(8校合計値)

	運転日数 (日)	投入量 (kg)	堆肥化量 (kg)	減量率 (%)	納品実績
平成30年度(8校)	148	23,056	5,015	78.2	じゃがいも、とまとなど 21品目
令和元年度(8校)	150	23,434	4,944	78.9	じゃがいも、たまねぎなど 22品目
令和2年度(8校)	124	10,781	1,842	82.9	白菜、じゃがいもなど 18品目
令和3年度(8校)	157	15,947	2,804	82.4	たまねぎ、じゃがいもなど 21品目
令和4年度(8校)	151	16,911	2,380	85.9	たまねぎ、じゃがいもなど 20品目

◎資源循環システムのイメージ



※ほ場…田、畑、果樹園など、農作物を栽培するために人為的に手が加えられ整備された所。

※地産地消…地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

## 5 家具類の再使用

環境管理センター内にある家具類再生展示施設「リサイクル未来館」は、ごみの減量化・資源化を目的に、家庭で不用となった家具類を頒布するために設置された施設です。(平成18年5月展示開始)

この施設では、市民からの申し込みにより、まだ使用できる家具類を「リサイクル収集」し、回収した家具を清掃した後に展示・頒布することにより、家具類の再使用(リユース)が図られています。展示品の購入希望者が多い場合は、抽選となります。購入者は購入代金を納入後、家具類を引き取ります。

### ◎家具類再生展示施設「リサイクル未来館」の運営状況

年 度	回 収			処 分	展 示		頒 布					
	リ サ イ ク ル 収 集 数	引 取 数	工 場 棟 計	処 分 粗 大 数	展 示 数	来 場 者 数	頒 布 申 込 総 数	抽 選			頒 布 数	頒 布 収 入 ( 円)
								配 布 数	抽 選 倍 率	平 均 倍 率		
30	653	348	1,001	163	2,130	9,893	1,831	465	3.90	30	634	1,551,000
1	732	275	1,007	236	2,174	9,051	1,661	453	3.70	29	600	1,396,500
2	698	179	877	183	2,168	9,682	1,542	413	3.80	44	563	1,389,000
3	466	127	593	223	1,446	6,851	907	280	3.20	30	454	966,500
4	234	82	316	78	719	3,614	483	152	3.20	18	285	525,000

※1 展示前のストックがあるため、回収数と処分・頒布数は一致しません。

※2 キャンセル及び家具の引取が抽選の翌月となるため、抽選配布数と頒布数は一致しません。

※3 平成26年8月より無抽選頒布を開始しました。

### ☆リサイクル収集の受付

- ・家具引取りの電話受付時間は、午前8時30分～午後4時30分です。
- ・再生可否を判断するため、申込時にキズ、汚れ等についてお尋ねし、戸別に引き取ります。
- ・排出される家具は粗大ごみと同じ扱いであり、粗大ごみ証紙(通常は1点500円、大型は取り扱っておりません)が必要です。



### ★展示家具の頒布方法

- ・頒布受付は、毎月1日から第4土曜日までとなっています。1日の受付時間は午前8時30分から午後4時までですが、第4土曜日は抽選のため午後2時で締め切ります。
- ・抽選は、第4土曜日午後2時以降に行います。
- ・展示家具は、瑕疵担保責任を負わないことを条件に、有料で頒布します。
- ・当選された方には、納付書付当選通知書を送付します。
- ・当選者は、期限内に金融機関で購入代金を納入のうえ、納入日から14日以内に自分で家具を引き取ります。



## 6 使用済小型家電の回収

携帯電話やPHS、デジタルカメラなどの使用済小型家電には、金や銅、レアメタルなどの貴重な有用金属が含まれています。国はこの有用金属を適正に資源化するため、「小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)」を施行しました。

市では平成25年度に、環境省の「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」(市町村提案型)を活用し、平成25年11月から市内に回収ボックスを設置し、家庭で不用となった小型家電の回収を開始しました。実証事業は平成26年3月で終了しましたが、引き続き4月からは本事業として、不燃ごみの中からも使用済小型家電をピックアップ回収し、環境管理センターで一時保管した後、認定事業者に定期的に引渡しして再資源化を行っています。

### ◎使用済小型家電回収実績(ボックス回収分)

	携帯電話等 (カッコ内は個数)	携帯電話等以外	合計
平成30年度	357.88kg(2,790 個)	3,651.06kg	4,008.94kg
令和元年度	567.25kg(4,215 個)	6,934.93kg	7,502.18kg
令和2年度	648.10kg(5,014 個)	9,863.39kg	10,511.49kg
令和3年度	771.91kg(5,432 個)	8,791.66kg	9,563.57kg
令和4年度	835.73kg(5,204 個)	8,605.34kg	9,441.07kg

### ◎使用済小型家電回収実績(燃やせないごみより取り出した分)

	携帯電話等
平成30年度	391.9kg
令和元年度	376.9kg
令和2年度	433.9kg
令和3年度	515.6kg
令和4年度	361.2kg

#### ー回収指定品目ー

1. 携帯電話等
  2. ノート型パソコン
  3. 携帯型音響機器
  4. ゲーム機(携帯型、据置型)
  5. 携帯ビデオカメラ
  6. デジタルカメラ
  7. 卓上電話機
  8. ICレコーダー
  9. 電子辞書
  10. 携帯型ラジオ
  11. 電動歯ブラシ
  12. 電気シェーバー
  13. 電卓
  14. これらの付属品(ACアダプタ・充電器・リモコン)
- ※いずれも回収ボックス投入口(約 15cm×30cm)に入るもの。

#### ー回収ボックス設置施設ー

1. 市役所本庁舎
2. 桜ヶ丘連絡所
3. 渋谷分室
4. 保健福祉センター
5. 文化創造拠点シリウス4F
6. つきみ野学習センター
7. 桜丘学習センター
8. 環境管理センター
9. 大和市資源選別所
10. 大和商工会議所
11. しらかしのいえ
12. 大和スポーツセンター
13. ぷらっと高座渋谷
14. イオン大和鶴間店3F
15. 市民交流拠点ポラリス
16. 中央林間東急スクエア1F

## 7 「大和市ごみカレンダーアプリ」の配信

市では、分別ルールに対する理解を深めてもらうとともに、分別作業の利便性を高めることを目的として、平成27年1月から「大和市ごみカレンダーアプリ」の配信を開始しました。

収集地区番号、自治会名、又は住所を設定することで、当該地区の収集カレンダーを表示する機能や、有料指定ごみ袋取扱店、証紙取扱店やリサイクルステーションなどの場所が確認できる地図機能、大雪による収集の中止や遅れなどのタイムリーな情報を市から発信する機能などが搭載されています。また、キーワード検索が可能な「ごみの分別検索辞典」や、スマートフォンに読みやすく再編集した「家庭の資源とごみの分け方・出し方」パンフレットの閲覧などもできます。

### ◎アプリの主な機能

収集カレンダー	パンフレット	分別検索辞典	地図機能
			
<p>居住地区の資源・ごみの収集日を表示します。</p>	<p>スマートフォン用に再編集した分け方・出し方パンフレットです。</p>	<p>登録品目数は3,300以上。キーワードによる絞り込みもできます。</p>	<p>証紙取扱店やリサイクルステーションなどの場所が確認できます。</p>

### ①アプリのOS・国別ダウンロード数

年度	計	OS別件数		国別件数				
		iOS	Android	日本語	中国語	米国語	韓国語	その他
平成30年度	8,151	5,501	2,650	8,078	25	16	5	27
令和元年度	8,546	5,777	2,769	8,449	22	24	6	45
令和2年度	10,671	7,161	3,510	10,568	21	36	2	44
令和3年度	10,135	6,875	3,260	10,024	15	39	2	55
令和4年度	10,505	6,930	3,575	10,396	21	46	2	40
累積	83,434	57,230	26,204	74,103	8,796	230	29	276

※国の識別は、スマートフォンの設定言語によるものです。

※基準日：ダウンロード数…3月31日。

## IV 美化思想の普及・公衆衛生

1	大和市クリーンキャンペーン	51
(1)	清掃の日	51
(2)	例月まち並み清掃	51
(3)	美化推進月間クリーンキャンペーン	52
(4)	環境サポーター	53
2	大和市環境ポスターコンクール	54
3	環境事業推進員	54
4	大和市環境フェア	55
5	ポイ捨て等の防止	55
6	公衆衛生	56
(1)	公衆便所	56

## 1 大和市クリーンキャンペーン

市では、ごみの散乱のない清潔できれいなまち並みを維持するために、市民、各種団体、事業者及び市職員が協力して、年間を通して様々なクリーンキャンペーン活動を展開しています。これらの活動によって、公共の場所が清潔に保たれている社会が、快適に生活する上での基盤になるという認識を深め、美化意識の高揚・定着を図ります。

### (1) 清掃の日

大和市自治会連絡協議会との共催による「ごみの散乱のない、清潔できれいなまちづくり」を推進するため、「清掃の日」を設けて、公共の場所の一斉清掃日として地域美化の推進を図っています。

昭和53年秋から自治会を中心に、毎年5月30日の日曜日又はその直近の日曜日に、市内全域での一斉清掃を行っています。

#### ① 令和4年度事業実施状況

新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

#### ② ごみ収集量

単位 : t

年 度	収 集 量		
	燃やせるごみ	燃やせないごみ	計
平成30年度	55.53	1.32	56.85
令和元年度	54.55	1.31	55.86
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0
令和4年度	0	0	0

### (2) 例月まち並み清掃

平成16年度から、きれいなまち並みを維持するため、日頃から行っている家の前の清掃を、「例月まち並み清掃」として実施しています。個人から地域へと連携し通学路などの清掃活動につなげ、地域美化活動の推進とともに、近隣との挨拶・声かけ・情報交換など地域の交流が深まることを目指しています。

① 令和4年度事業実施状況

- i 実施日: 原則、毎月の最終日曜日
- ii 対象地域: 市内全域の道路、公園等の公共の場所
- iii 参加者: 市民、自治会、市内事業所、市内ボランティア団体等

② ごみ収集量

年度	収 集 量		
	収集数(袋の数)	重量(t)	団体数(延べ活動団体)
平成30年度	6,997	30.04	513
令和元年度	4,529	22.29	347
令和2年度	5,884	25.67	321
令和3年度	5,354	21.91	336
令和4年度	4,719	19.81	321

※ 収集数は、生活環境保全課で収集した袋の数を集計しています。

(3) 美化推進月間クリーンキャンペーン

環境啓発活動の一環として開催している「環境フェア」にあわせて、毎年11月を「美化推進月間」と位置付け、市民、事業者、各種団体及び市が協働して各種の清掃活動を行う「美化推進月間クリーンキャンペーン」を実施しています。

令和4年度の「美化推進月間クリーンキャンペーン」は、次の4つの清掃活動を実施しました。

① 令和4年度事業実施状況

- i 実施月: 令和4年11月
- ii 実施内容:

ア. 駅前クリーン活動

自治会、事業所等に参加を呼び掛け、大和駅周辺の清掃を行いました。

イ. 例月まち並み清掃

家庭、自治会などが、身近な公共の場所を地域ぐるみで清掃しました。

ウ. 事業所周辺クリーン活動

市内各事業所が、月間の中で事業所周辺の道路等を清掃しました。

エ. 緑と水辺のクリーン活動

環境活動団体が、月間の中で河川や緑地を清掃しました。

- iii 参加者: 市民、自治会、市内事業所、市内環境活動団体等

② 参加者とごみ等収集量

年 度	参加者(人)	除却した看板等(枚)	ごみ収集量(t)
平成30年度	3,554	55	5.55
令和元年度	3,295	22	5.55
令和2年度	1,225	0	4.81
令和3年度	1,543	0	4.27
令和4年度	1,536	0	5.61

(4)環境サポーター

環境サポーター活動は、参加者が外出することで自身の健康(人の健康)に寄与するとともに、環境を守ること(まちの健康)やボランティアの活発化(社会の健康)につなげることを目的として、日常的に行っている散歩やウォーキング、ジョギング、またペットの散歩などの中で気軽に個人が参加しパトロールをしていただく活動です。

① 事業開始日 平成30年4月15日

② 登録者数 100名(令和5年3月31日現在)

## 2 大和市環境ポスターコンクール

美化・資源化意識の啓発及び環境教育の一環として、平成元年度から小学校4・5・6年生を対象に、環境ポスターの募集を行い、最優秀作品をポスター化し、市内公共施設等に掲示しています。

平成22年度からは、小学校1年生から6年生を対象を広げ、1年生から3年生までを「低学年部門」、4年生から6年生までを「高学年部門」に分けて優秀作品を選定しており、ごみ・資源などのリサイクル、ごみのポイ捨て防止、路上喫煙禁止、犬のふんの放置禁止などをテーマとして環境ポスターコンクールを実施しました。

令和4年度 応募状況	参加学校数 18	応募作品数 1,269	入賞作品数 8
---------------	----------	-------------	---------

## 3 環境事業推進員

今日の清掃行政の課題は、ごみの迅速な収集、処理処分に対応した処理施設の整備など、いわゆるごみの適正処理だけにとどまりません。分別回収などによるごみの減量の推進、リサイクルステーションの清潔保持、散乱ごみ対策など、環境美化の促進等も大きな課題となっています。

これらの諸課題を解決していくためには、行政の努力だけではなく、市民一人ひとりの自覚と協力が不可欠であり、地域ぐるみの積極的かつ主体的な活動展開も必要です。

「環境事業推進員制度」は、このような地域活動を推進するリーダー役を担っていただく方にその役をお願いし、市と市民がともにより快適な環境づくりを進めることを目的として、平成5年の条例改正に伴い、従前の環境保全指導員制度を変更・拡大したものです。

しかしながら、近年は、なり手不足や高齢化などにより環境事業推進員の負担が増大しており、定数70名に対して54名まで減少していました。

また、現在は、全戸配布する家庭の資源とごみの分け方・出し方パンフレットや大和市ごみカレンダーアプリなどの代替手段も整いました。

このような状況を鑑み、令和4年度をもって環境事業推進員を廃止しました。

環境事業推進員の地域別人数

(令和5年3月31日現在)

地域	つきみ野	下鶴間	中央林間	南林間	鶴間	上草柳西	上草柳東	深見南	深見北	大和	中央	桜ヶ丘	渋谷東	上福田	渋谷西	合計
人数	27人					12人					15人					54人

## 4 大和市環境フェア

市民、環境団体及び行政の環境に関する取組みを紹介する環境フェアを開催し、また、同時期に市内小学生から募集した環境に関するポスターの展示や優秀作品の表彰を行うことにより、環境意識の啓発を行いました。

令和4年度の環境フェアは、11月12日(土)及び13日(日)に大和商工会議所及び中央1号公園で開催された「やまと産業フェア2022」に参加しました。

催し物	概要	内容
環境コーナー	環境団体等による取組の紹介	<p>・各種環境団体の活動を紹介しました。</p> <p>〔 2日間で 環境団体 2団体 市の機関 3課 〕</p>
環境ポスターの展示・表彰		<p>大和市文化創造拠点シリウス3階において、入賞作品の展示を行いました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により表彰式は中止しました。</p>

※ やまと産業フェアへの参加は、平成22年度から引き続き11回目となります。

## 5 ポイ捨て等の防止

市民等、事業者及び市の相互協力のもとでポイ捨てや犬のふんの放置を防止することにより、ごみの散乱のない清潔できれいなまちづくりを推進し、市民の快適な生活環境を保持することを目的として、平成22年10月1日から「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」を、施行しています。また、大和市によりふさわしく、効果的な対策となるよう平成24年7月1日に一部改正を行い、違反者に対する罰則適用などの規定を設けました。

平成30年10月からは、市道等の公共の場所に放置された犬のふんの周囲を黄色いチョークで囲うことにより、飼い主への警告とふんの回収を促し、飼育マナーの向上を目的とした「イエローチョーク作戦」を開始しました。

①一部改正条例の施行日 平成24年7月1日

※罰則規定については平成25年1月1日から

- ②啓発内容
- ア. ポイ捨て防止啓発用横断幕の設置
  - イ. ポイ捨て禁止、犬のふんの放置の防止看板の作成及び配布
  - ウ. パトロール活動の実施



## 6 公衆衛生

### (1) 公衆便所

公衆便所は3ヶ所あり、1ヶ所は市の便所を委託により清掃・維持管理しています。もう2ヶ所は、民間団体と協定を結び、当該団体の便所を公衆便所としています。

区分	名称	場所	概要	清掃状況	
委託	つきみ野駅前 公衆便所 ※	つきみ野 4-5-4	鉄筋コンクリート造 建築面積 22.4㎡	男性用 小便器3基 和式1基 女性用 和式2基	週5回
協定	小田急マルシェ大和 公衆用トイレ	中央 1-1-26	面積 42.6㎡ (商業施設内)	男性用 小便器3基 洋式2基 女性用 洋式3基 多目的用 洋式1基	1日2回
協定	南店街共栄会 共同便所	大和南 1-4-2	面積 4.34㎡ (大和駅前南店街内)	男女共用 小便器2基 和式2基	1日1回

※建物設備の老朽化により令和5年2月に解体しました。

### (2) 公共のトイレ協力店

令和4年2月、高齢な方の外出促進を目的に公共のトイレ協力店登録事業を開始し、令和5年3月31日現在の公共のトイレ協力店は14店舗です。

なお、公共のトイレ協力店へは、年間200ロールのトイレトーパーを5月と11月の2回に分けて配付しました。

# V し尿

1	し尿収集業務	57
	(1) し尿処理形態別人口	57
	(2) し尿・浄化槽汲取状況	57
2	家庭し尿浄化槽放流水・家庭污水汲取業務	58
	(1) 家庭し尿浄化槽放流水汲取状況	58
	(2) 家庭污水汲取状況	58
3	処理	58

## 1 し尿収集業務

本市では、昭和40年度からし尿の収集・運搬業務を委託しています。委託業者は、平成7年度までは3社でしたが、平成8年度から1社となりました。一般家庭の汲取りは、月1回を原則としています。

汲取料金は、定額制と従量制に区分しています。料金は、証紙により徴収しています。

現在、し尿の汲取業務は、公共下水道の普及に伴い年々減少し、対象世帯数は令和4年度末で177世帯(全世帯の0.15%)になっています。

一方、浄化槽の汲取り(清掃)は、平成19年7月に1社が廃業し、許可業者4社により行われています。

### (1)し尿処理形態別人口

単位：人（各年度3月31日現在）

年 度	下水道人口	浄化槽人口	非水洗化人口 (汲取人口)	合 計
平成30年度	224,391	11,260	427	236,078
令和元年度	227,011	11,121	398	238,530
令和2年度	228,820	11,119	362	240,301
令和3年度	230,165	11,077	323	241,565
令和4年度	231,580	12,476	281	244,337

### (2)し尿・浄化槽汲取状況

(各年度3月31日現在)

年 度	し 尿			浄化槽汚泥 汲取量(kℓ)
	汲取量(kℓ)	手数料(千円)	委託料(千円)	
平成30年度	793	3,859	28,512	2,364
令和元年度	791	4,252	28,776	2,357
令和2年度	668	3,532	29,040	1,654
令和3年度	746	4,189	30,360	2,442
令和4年度	694	4,001	30,360	2,681

## 2 家庭し尿浄化槽放流水・家庭污水汲取業務

昭和45年5月から、「一般家庭から排出される汚水のうち汲取ったものを処理場へ運搬する業務」を、委託により開始しました。

本市の地盤は、関東ローム層が多く、各家庭に設置された浸透槽の水の浸透が悪いため、公共下水道が普及していない地域ではこの業務は不可欠となりました。

汲取りは、市民からの申し出により市が受け付け、委託業者1社で実施しています。料金は、大和市手数料条例に規定する額を委託業者が徴収し、市に納入しています。

### (1)家庭し尿浄化槽放流水汲取状況

(各年度3月31日現在)

年 度	汲取量(kℓ)	委託料(千円)	手数料(千円)
平成30年度	2,358	7,781	1,310
令和元年度	2,238	7,905	1,268
令和2年度	2,214	7,804	1,230
令和3年度	2,625	9,581	1,458
令和4年度	2,474	9,029	1,374

### (2)家庭污水汲取状況

(各年度3月31日現在)

年 度	汲取量(kℓ)	委託料(千円)	手数料(千円)
平成30年度	425	1,401	118
令和元年度	465	1,613	129
令和2年度	501	1,764	139
令和3年度	467	1,702	130
令和4年度	467	1,702	130

## 3 処理

下水道の整備に伴い、し尿、雑排水等(家庭し尿浄化槽放流水、家庭污水)の搬入量が減少したため、平成4年度から水質管理センター中部浄化センターで、し尿、浄化槽汚泥及び雑排水を下水道施設へ、直接投入しています。

## ○ 資 料

1	ごみの月別搬入状況	59
2	処理・処分状況	61
3	廃乾電池等回収量	61
4	ダイオキシン類分析結果	62
5	犬・猫死体収集状況	62
6	有価物回収状況	63
7	収集車両稼働状況	63
8	ごみの組成分析	65
	(1) 組成分析結果(乾分析)	65
	(2) 組成分析結果(湿分析)	66
	(3) ごみ発熱量の推移	66
9	ごみ焼却による発電の状況	67
	(1) 発電電力量の推移	67
	(2) 発電電力量及び使用電力量	67
10	大気(排ガス)分析結果	68
11	最終処分場水質分析結果	69
	(1) 最終処分場水処理施設放流水分析結果	69
	(2) 地下水調査結果(下流側)	70
	(3) 地下水調査結果(上流側)	71
12	環境管理センターの視察・施設見学	72
13	柳橋ふれあいプラザ利用状況	72

## ○ 条例等

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例	73
大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則	77
大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱	80
大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱	82
大和市資源分別回収事業実施規則	82
大和市柳橋ふれあいプラザ条例	83
大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則	85
大和市証紙条例	87
大和市証紙条例施行規則	87
大和市ポイ捨て等の防止に関する条例	88
大和市ポイ捨て等の防止に関する条例施行規則	89
大和市ボランティア袋取扱要領	89
大和市手数料条例(抜粋)	90
大和市粗大ごみふれあい収集実施規則	90
大和市家具類再生展示施設運営要領	91

# 1 ごみの月別搬入状況

## ① 戸別収集可燃物搬入状況(直営、委託)

単位 : t

月	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4	2,758.55	2,772.32	2,982.73	2,851.13	2,713.58
5	2,957.30	3,065.16	3,204.32	3,000.04	2,995.55
6	2,672.57	2,597.07	3,019.20	2,852.34	2,778.28
7	2,801.94	2,944.81	2,966.80	2,920.25	2,732.91
8	2,792.83	2,801.51	2,804.36	2,917.30	2,947.62
9	2,539.62	2,760.76	2,719.60	2,776.23	2,737.20
10	2,974.36	2,824.89	2,793.88	2,646.10	2,716.37
11	2,686.93	2,585.75	2,669.09	2,783.07	2,668.47
12	2,839.75	2,981.17	2,909.06	2,856.06	2,887.97
1	2,671.51	2,617.46	2,712.49	2,660.77	2,702.78
2	2,223.27	2,324.33	2,378.32	2,251.90	2,251.74
3	2,526.15	2,730.53	2,807.31	2,672.55	2,655.04
合計	32,444.78	33,005.76	33,967.16	33,187.74	32,787.51

## ② 戸別収集以外の可燃物搬入状況(環境管理センターに直接搬入された可燃物) 単位 : t

月	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4	1,523.93	1,524.38	1,282.08	1,414.44	1,381.44
5	1,648.15	1,612.56	1,225.34	1,393.99	1,491.78
6	1,525.53	1,441.03	1,493.45	1,498.25	1,513.70
7	1,613.03	1,709.27	1,574.01	1,472.33	1,437.37
8	1,563.59	1,547.06	1,430.43	1,438.94	1,516.20
9	1,467.68	1,683.69	1,482.25	1,459.17	1,495.04
10	1,737.36	1,660.50	1,495.27	1,449.72	1,493.95
11	1,546.12	1,534.37	1,530.11	1,543.95	1,377.70
12	1,588.73	1,666.26	1,517.35	1,560.22	1,420.16
1	1,383.68	1,436.77	1,240.46	1,329.42	1,283.53
2	1,279.54	1,340.13	1,170.75	1,176.84	1,187.42
3	1,415.11	1,542.07	1,501.90	1,425.03	1,418.89
合計	18,292.45	18,698.09	16,943.40	17,162.30	17,017.18

## ③ 戸別収集家庭系不燃物搬入状況(委託)

単位 : t

月	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4	154.30	140.99	160.05	152.48	134.85
5	155.62	154.11	199.43	155.70	136.89
6	140.87	141.82	148.64	137.11	123.06
7	121.46	120.04	141.58	128.07	116.98
8	129.86	144.90	159.67	139.44	127.47
9	142.30	150.19	127.46	143.42	132.87
10	141.40	139.72	138.14	139.65	128.59
11	151.47	144.94	141.43	133.01	127.06
12	188.01	172.38	176.66	178.80	168.21
1	131.28	131.19	142.38	135.78	123.02
2	134.26	128.65	131.27	112.38	118.24
3	129.55	126.40	129.47	123.76	114.56
合計	1,720.38	1,695.33	1,796.18	1,679.60	1,551.80

④ 戸別収集以外の不燃物搬入状況(環境管理センターに直接搬入された不燃物) 単位 : t

月	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4	28.01	28.96	41.34	29.26	29.00
5	32.52	35.08	44.12	34.13	32.99
6	24.74	23.98	32.87	26.61	26.57
7	23.72	26.22	31.22	22.42	24.03
8	27.03	31.67	37.52	31.89	29.65
9	22.72	26.66	26.78	29.07	25.38
10	30.87	25.92	29.47	23.61	24.55
11	28.12	28.90	29.67	26.17	27.01
12	34.81	31.52	34.09	34.00	27.46
1	25.78	26.41	29.04	25.68	23.76
2	23.72	27.55	30.42	23.91	22.09
3	30.01	32.77	33.62	33.11	36.32
合計	332.05	345.64	400.16	339.86	328.81

⑤ 粗大ごみ搬入状況(直営) 単位 : t

月	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4	89.38	101.12	115.62	118.51	119.85
5	94.67	98.79	119.09	101.34	114.39
6	79.09	84.69	106.34	104.93	100.28
7	77.50	83.19	110.79	89.63	84.98
8	84.28	94.67	118.50	101.82	89.12
9	75.23	91.20	109.55	99.74	99.94
10	93.46	97.34	113.84	95.95	97.47
11	93.51	93.57	103.13	97.75	95.19
12	87.90	91.99	106.80	100.20	95.68
1	79.79	77.96	98.64	93.76	91.29
2	76.80	82.05	92.97	85.29	87.28
3	90.16	106.41	107.82	90.99	109.26
合計	1021.77	1,102.98	1,303.09	1,179.91	1184.73

⑥ 不法投棄収集状況 単位 : t

月	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4	4.40	5.53	20.36	20.35	13.45
5	9.12	7.28	22.07	21.94	15.43
6	7.09	4.96	17.89	22.19	13.53
7	6.50	5.87	20.85	21.29	14.35
8	6.53	10.94	17.20	17.02	14.88
9	6.73	14.48	17.82	17.78	12.97
10	7.88	17.86	18.88	15.45	11.75
11	9.66	14.67	17.67	15.83	12.73
12	8.27	15.78	18.26	16.07	11.38
1	7.57	10.29	17.68	12.32	9.25
2	8.06	13.50	17.72	13.09	11.19
3	7.44	14.92	20.52	14.46	11.63
合計	89.25	136.08	226.92	207.79	152.54

## 2 処理・処分状況

### ① 可燃物処理状況(不燃残渣焼却分を含む。)

単位 : t

年 度	焼却量	灰			残 渣 率
		埋 立 量	資源化量	合 計	
平成30年度	53,800	593	6,158	6,751	12.55 %
令和元年度	53,061	580	5,950	6,531	12.31 %
令和2年度	53,084	592	6,142	6,734	12.69 %
令和3年度	54,752	593	5,974	6,567	11.99 %
令和4年度	53,105	594	5,900	6,494	12.23 %

※平成15年度から焼却灰を資源化しています。

### ② 不燃物処理状況

単位 : t

年 度	不燃物搬入量	破碎後 焼却処理	有価物回収量	破碎残渣 埋立量	処理困難物
平成30年度	2,269	1,286	913	0	69
令和元年度	2,229	1,208	949	0	72
令和2年度	2,390	1,230	1,092	0	67
令和3年度	2,179	1,163	956	0	71
令和4年度	2,104	1,153	882	0	70

### ③ 埋立状況

平成28年6月に焼却灰の搬入を終了し、最終覆土実施後、平成29年11月に埋立終了しました。

## 3 廃乾電池等回収量

単位 : kg

年 度	回 収 量	内破碎蛍光管
平成30年度	43,660	11,410
令和元年度	48,660	9,730
令和2年度	43,660	10,240
令和3年度	48,470	12,030
令和4年度	48,360	13,240

※回収品目は乾電池、蛍光灯、水銀体温計、電球等で、全国都市清掃会議でとりまとめて処理しています。(処理先:北海道北見市留辺薬町 野村興産(株)イトム力鉱業所)



## 4 ダイオキシン類分析結果

### ① 排ガス中のダイオキシン類濃度測定値

単位：ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>

大和市環境管理センター	1号炉	2号炉	3号炉	平均値	基準値
平成30年度	0.026	0.13	0.044	0.067	1
令和元年度	0.035	0.036	0.035	0.035	
令和2年度	0.11	0.027	—	0.069	
令和3年度	0.0022	0.019	—	0.011	
令和4年度	0.015	0.039	0.042	0.020	

※ng-TEQ（最も毒性の強いダイオキシンに換算した重量の単位）：10億分の1グラム

※令和2・3年度は3号炉を待機炉としたため測定していません。

### ② 焼却灰(主灰及び飛灰)中のダイオキシン類濃度測定値

単位：ng-TEQ/g

大和市環境管理センター	主 灰	飛灰(固化灰)	参考基準
平成30年度	0.00089	0.15	3
令和元年度	0.0045	0.16	
令和2年度	0.0015	0.23	
令和3年度	0.0016	0.20	
令和4年度	0.0022	0.17	

※ng-TEQ（最も毒性の強いダイオキシンに換算した重量の単位）：10億分の1グラム

### ③ 排水中のダイオキシン類濃度測定値

単位：pg-TEQ/l

	大和市環境管理センター (工場排水)	上草柳処分場排水	基準値
平成30年度	0.00015	0.036	10
令和元年度	0.00033	0.63	
令和2年度	0.00056	0.036	
令和3年度	0.00064	0.00027	
令和4年度	0.0018	0.00023	

※pg-TEQ:1兆分の1グラム

## 5 犬・猫死体収集状況

年 度	取 扱 い 件 数 ( 体 )								合計	委託料(円)
	路 上 処 理				そ の 他					
	犬	猫	その他	小計	犬	猫	その他	小計		
平成30年度	2	448	299	749	0	36	21	57	806	2,127,384
令和元年度	0	424	302	752	0	41	24	65	817	2,347,823
令和2年度	0	351	268	619	0	45	22	67	686	2,168,804
令和3年度	0	286	362	648	0	49	43	92	740	2,499,984
令和4年度	0	252	316	605	0	38	47	85	690	2,606,450

※路上処理：道路上及び飼主不明の犬猫等の死体を、収集運搬及び処分(火葬・埋葬)する場合です。

※その他：犬猫等の死体の収集及び処分の依頼を受けたが、現場にその死体なかった場合です。

## 6 有価物回収状況

単位：回収量・・・kg、売払金額・・・円

年度	品目	鉄がら	破碎鉄くず	白カレット	アルミがら	アルミ缶	その他※	合計
H30	回収量	46,780	677,610	0	25,360	32,410	106,040	888,200
	売払金額	345,010	677,610	0	726,300	810,250	1,256,680	3,815,850
R1	回収量	40,880	713,670	0	27,320	26,440	124,400	932,710
	売払金額	40,880	713,670	0	454,700	462,400	1,306,740	2,978,390
R2	回収量	48,360	818,630	0	35,120	22,210	143,410	1,067,730
	売払金額	24,180	409,315	0	351,200	111,050	1,715,620	2,611,365
R3	回収量	43,470	729,490	0	29,000	16,060	119,010	937,030
	売払金額	21,735	364,745	0	514,600	80,300	1,361,850	2,343,230
R4	回収量	39,100	661,090	0	27,300	14,390	117,880	859,760
	売払金額	19,550	330,545	0	819,000	71,950	1,585,550	2,826,595

※その他は、機械アルミ、銅、電線コード、真鍮、プリント基板、鉛、ステンレス、家電部品等です。

※白カレットについては、平成30年度から有価物の取引は行っていません。

## 7 収集車両稼働状況

### ① 可燃物収集車両稼働状況(直営、委託)

月	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	日数	台数	重量 (t)	日数	台数	重量 (t)	日数	台数	重量 (t)
4	26	2,822	2,983.34	26	2,894	2,852.36	26	2,757	2,714.41
5	26	2,787	3,205.33	26	2,829	3,002.45	26	2,866	2,997.82
6	26	2,877	3,021.04	26	2,788	2,855.81	26	2,786	2,780.29
7	27	2,933	2,969.45	27	2,946	2,921.83	26	2,752	2,733.97
8	26	2,831	2,806.45	26	2,882	2,919.34	27	2,912	2,948.67
9	26	2,794	2,724.01	26	2,830	2,780.12	26	2,869	2,740.07
10	27	2,939	2,797.75	26	2,792	2,647.10	26	2,796	2,718.48
11	25	2,779	2,673.44	26	2,925	2,786.76	26	2,771	2,673.70
12	26	2,814	2,912.05	26	2,839	2,857.35	26	2,895	2,889.36
1	24	2,689	2,713.31	24	2,720	2,661.28	24	2,676	2,703.22
2	24	2,588	2,378.73	24	2,608	2,252.15	24	2,581	2,252.04
3	27	2,937	2,807.90	27	2,937	2,673.04	27	2,905	2,655.29
合計	310	33,790	33,992.80	310	33,990	33,209.59	310	33,566	32,807.32
月平均	25.8	2,816	2,832.73	25.8	2,833	2,767.47	25.8	2,797	2,733.94

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1日当たりの搬入回数(回)	109.0	109.6	108.3
1日当たりの収集量(t)	109.7	107.1	105.8
1日当たりの稼働車両台数(台)	21.4	23.3	23.3
1日1台当たりの稼働回数(回)	5.1	4.7	4.7
1日1台当たりの収集量(t)	5.1	4.5	4.5
1日1回当たりの収集量(t)	1.0	1.0	1.0

※平成24年度から収集困難地域の軽トラックを含めています。収集量については、軽トラック350kgを塵芥車2tの積載量に換算して求めた台数(軽トラック1台→0.175台、全体23.6台)をもとに積算しています。

② 不燃物収集車両稼働状況(委託)

月	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	日数	台数	重量 (t)	日数	台数	重量 (t)	日数	台数	重量 (t)
4	20	242	160.05	20	244	152.48	20	240	134.85
5	20	250	199.43	20	240	155.7	20	240	136.89
6	20	240	148.64	20	239	137.11	20	240	123.06
7	20	243	141.58	20	240	128.07	20	240	116.98
8	20	243	159.67	20	240	139.44	20	240	127.47
9	20	243	127.46	20	242	143.42	20	240	132.87
10	20	242	138.14	20	240	139.65	20	240	128.59
11	20	240	141.43	20	240	133.01	20	240	127.06
12	20	251	176.66	20	247	178.80	20	243	168.21
1	19	231	142.38	19	229	135.78	18	218	123.02
2	20	240	131.27	20	240	112.38	20	242	118.24
3	20	241	129.47	20	240	123.76	20	240	114.56
合計	239	2,902	1,796.18	239	2,881	1,679.60	238	2,863	1,551.80
月平均	19.9	242	149.68	19.9	240	139.97	19.8	238	129.31

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1日当たりの搬入回数(回)	12.1	12.1	12.0
1日当たりの収集量(t)	7.5	7.0	6.5
1日当たりの稼働車両台数(台)	6.0	6.0	6.0
1日1台当たりの稼働回数(回)	2.0	2.0	2.0
1日1台当たりの収集量(t)	1.3	1.2	1.1
1日1回当たりの収集量(t)	0.6	0.6	0.6

③ 粗大ごみ収集車両稼働状況(直営)

月	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	日数	台数	重量 (t)	日数	台数	重量 (t)	日数	台数	重量 (t)
4	26	279	102.23	26	381	118.16	26	347	119.69
5	26	294	95.93	26	328	100.86	26	342	114.39
6	26	289	92.62	26	367	103.88	26	327	100.20
7	27	326	104.59	27	327	89.23	26	296	84.90
8	26	321	99.67	26	368	101.50	27	308	88.98
9	26	267	82.30	26	342	95.79	26	340	99.82
10	27	325	98.98	26	344	95.31	26	331	97.21
11	25	282	82.93	26	339	97.43	26	309	95.19
12	23	302	96.64	26	329	100.10	26	303	95.57
1	24	290	85.42	24	280	93.61	24	285	91.09
2	24	280	81.85	24	268	85.13	24	267	87.20
3	27	277	95.29	27	276	90.93	27	341	109.26
合計	307	3,532	1,118.45	310	3,949	1,171.93	310	3,796	1,183.50
月平均	25.6	294	93.20	25.8	329	97.60	25.8	316	98.63

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1日当たりの搬入回数(回)	11.5	12.7	12.3
1日当たりの収集量(t)	3.6	3.8	3.8
1日当たりの稼働車両台数(台)	2.7	2.7	2.7
1日1台当たりの稼働回数(回)	4.2	4.7	4.6
1日1台当たりの収集量(t)	1.3	1.4	1.4
1日1回当たりの収集量(t)	0.3	0.3	0.3

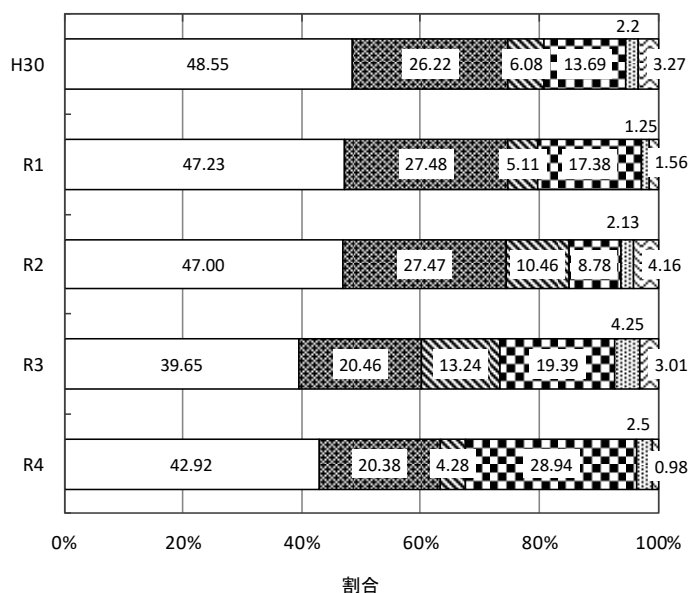
## 8 ごみの組成分析

### (1) 組成分析結果(乾分析)

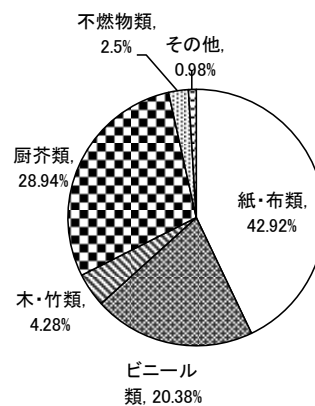
サンプリング場所：ごみピット

年 度		3年度	令和4年度				平均
		平均	6月	9月	12月	3月	
天 候			晴	曇	晴	晴	
種 類	紙・布類(%)	39.65	45.17	43.31	27.70	55.48	42.92
	ビニール・合成樹脂 ゴム・皮革類(%)	20.46	24.75	18.17	22.13	16.48	20.38
	木・竹・わら類(%)	13.24	10.67	2.48	1.60	2.38	4.28
	厨 芥 類(%)	19.39	15.74	33.86	42.86	23.31	28.94
	不 燃 物 類(%)	4.25	2.23	1.18	4.87	1.71	2.50
	そ の 他(%)	3.01	1.44	1.00	0.84	0.64	0.98
単位容積重量(kg/m <sup>3</sup> )		278	250	270	240	240	250
成 分	水 分 (%)	51.79	54.69	57.54	70.33	48.07	57.66
	灰 分 (%)	12.25	5.50	3.24	2.79	4.91	4.11
	可 燃 分 (%)	42.25	39.81	39.22	26.88	47.02	38.23
低位発熱量計算値(kJ/kg)		6,660	6,130	5,940	3,300	7,650	5,755
低位発熱量実測値(kJ/kg)		7,528	7,300	7,000	3,960	8,920	6,795

ごみの種類組成の推移(乾分析)



令和4年度  
ごみの種類組成平均値(乾分析)



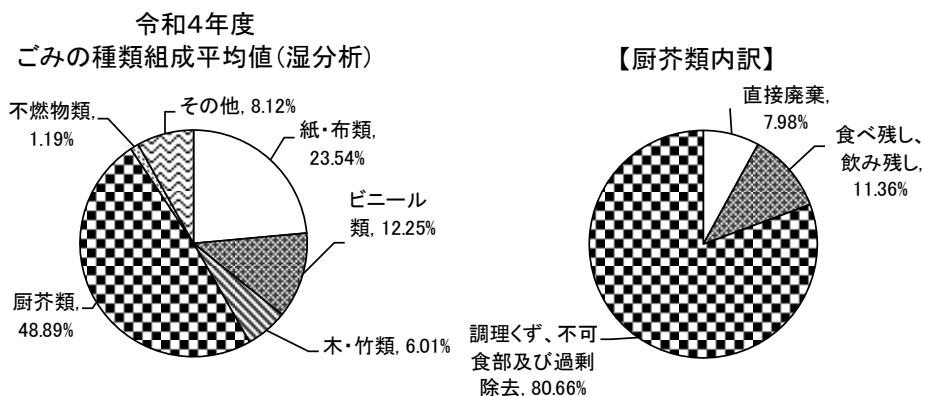
□紙・布類	■ビニール類	▨木・竹類	■厨芥類	▨不燃物類	▨その他
-------	--------	-------	------	-------	------

(2) 組成分析結果(湿分析)

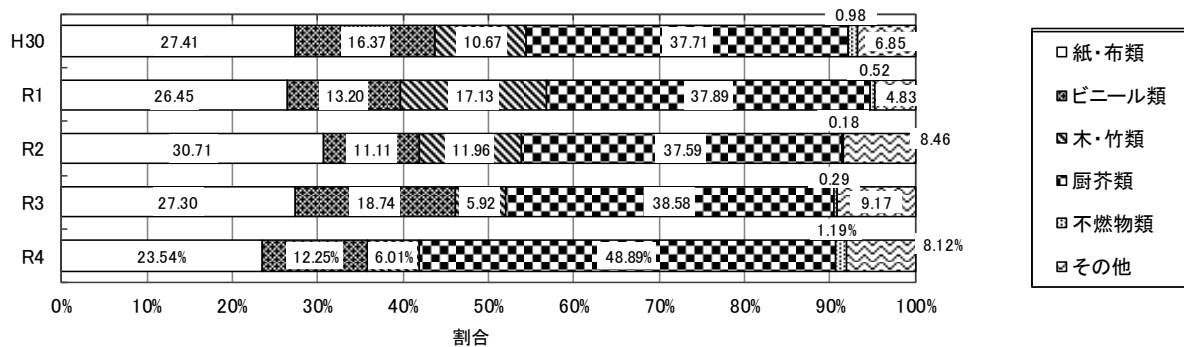
サンプリング場所 : 収集車より直接採取

ごみの種類組成(%)		年 度	3年度 平均	令和4年度					
				6月	9月	12月	3月	平均	
紙・布類			27.30	24.27	20.29	23.66	25.95	23.54	
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類			18.74	12.85	11.52	11.01	13.63	12.25	
木・竹・わら類			5.92	1.46	15.02	2.16	5.41	6.01	
厨芥類	直接廃棄		38.58	4.25	3.63	3.91	3.81	3.90	48.89
	食べ残し、飲み残し			9.34	6.58	3.29	3.01	5.56	
	調理くず・不可食部 (過剰除去を含む)			39.94	32.31	46.40	39.08	39.43	
不燃物類			0.29	0.41	4.35	0.00	0.00	1.19	
その他			9.17	7.47	6.31	9.57	9.11	8.12	

※四捨五入で表示しているため、合計が100%にならない場合があります。



ごみの種類組成の推移



(3) ごみ発熱量の推移

単位 : kJ/kg

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
低位発熱量計算値	8,400	7,425	9,700	6,660	5,755
低位発熱量実測値	10,025	9,325	11,725	7,528	6,795

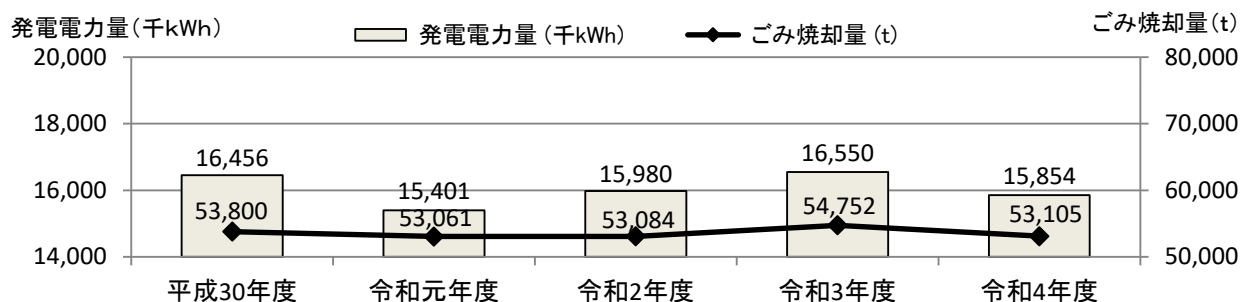
※1kJ=0.239Kcal

## 9 ごみ焼却による発電の状況

### (1) 発電電力量の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
発電電力量(千kWh)	16,456	15,401	15,980	16,550	15,854
ごみ焼却量(t) ※	53,800	53,061	53,084	54,752	53,105
単位発電量(kWh/t)	306	290	301	302	299

※他団体が搬入したごみの焼却量を含みます。



### (2) 発電電力量及び使用電力量

上段: 令和3年度 下段: 令和4年度 単位: ごみ焼却量・・・t、ごみ焼却量以外・・・千kWh

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
ごみ焼却量	6,261	4,450	3,602	3,872	4,672	3,899	7,085	62	6,446	6,006	3,648	4,749	54,752		
	4,570	3,019	4,232	4,030	5,146	6,862	339	6,116	6,564	4,063	3,674	4,490	53,105		
発電電力量①	1,986	1,427	1,072	1,104	1,420	1,176	2,017	16	1,943	1,783	1,106	1,498	16,550		
	1,434	837	1,282	1,161	1,545	2,121	98	1,666	2,107	1,185	1,030	1,391	15,854		
買電電力量②	0	2	15	25	16	8	1	348	43	1	2	3	463		
	6	198	2	67	206	1	327	128	0	3	3	2	943		
売電電力量③	1038	487	176	167	409	254	965	5	986	800	348	589	6,225		
	509	271	412	284	777	1,051	25	915	1,106	385	294	520	6,549		
使用電力量	948	943	911	962	1,027	930	1,053	359	1,000	983	760	912	10,787	100%	
[①+②-③]	930	763	871	944	973	1,071	400	879	1,001	803	740	872	10,249	100%	
用途別使用量	プラント動力	634	562	498	512	563	509	649	160	620	560	393	502	6,162	57.1%
		497	392	446	443	505	591	183	528	581	437	403	472	5,478	53.4%
	建築動力・照明	213	280	307	330	345	317	290	135	269	293	264	283	3,327	30.8%
		265	241	269	333	326	317	148	201	244	193	171	225	2,934	28.6%
	粗大ごみ処理施設	45	47	47	52	57	50	48	34	46	54	46	53	579	5.4%
		48	47	47	56	50	53	27	39	43	44	44	43	541	5.3%
	温水プール・公園	26	28	30	31	31	29	29	15	28	42	26	36	350	3.2%
		92	58	79	78	61	78	19	85	104	105	94	103	955	9.3%
野球場	30	26	29	38	31	25	37	14	37	35	31	38	369	3.4%	
	29	25	31	33	31	33	23	27	28	24	28	29	341	3.3%	

(令和4年度実績)

- 発電電力量 15,854千kWh
- 買電電力量 943千kWh
  - ①環境管理センター分 851千kWh (料金 45,994千円)
  - ②温水プール・公園・野球場分 92千kWh (料金 8,985千円)
- 売電電力量 6,549千kWh (売電収入 43,553千円)
- 使用電力量 10,249千kWh

※四捨五入で表示しているため、合計が一致しない場合があります。

# 10 大気(排ガス)分析結果

分析項目	場所	県条例 規制基準値	令和3年度 平均	令和4年度												平均	最大	最小	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
ばいじん量	1 号 炉	— g/h	N.D.	N.D.				N.D.	N.D.		N.D.					N.D.	N.D.	N.D.	
硫黄酸化物量		— Nm <sup>3</sup> /h	0.30	0.50				0.59	0.31		0.24						0.41	0.59	0.24
窒素酸化物量		— Nm <sup>3</sup> /h	0.88	0.76				0.93	0.92		0.94						0.89	0.94	0.76
塩化水素		700mg/Nm <sup>3</sup>	42	59				31	34		3.9						32	59	3.9
水銀		50 μg/Nm <sup>3</sup>	17	11				—	—		2.5						6.8	11	2.5
アンモニア		50ppm	N.D.	N.D.				—	—		N.D.						N.D.	N.D.	N.D.
フッ素化合物		2.5mg/Nm <sup>3</sup>	N.D.	N.D.				—	—		N.D.						N.D.	N.D.	N.D.
シアン化合物		10ppm	N.D.	N.D.				—	—		N.D.						N.D.	N.D.	N.D.
鉛化合物		10ppm	N.D.	N.D.				—	—		N.D.						N.D.	N.D.	N.D.
カドミウム化合物		0.5mg/Nm <sup>3</sup>	N.D.	N.D.				—	—		N.D.						N.D.	N.D.	N.D.
乾きガス量		— Nm <sup>3</sup> /h	26,800	26,128				27,983	26,133		25,976						26,555	27,983	25,976
O <sub>2</sub> 濃度		— %	8.9	9.8				9.0	9.4		7.0						8.8	9.8	7.0
ばいじん量		2 号 炉	— g/h	N.D.										N.D.			N.D.	N.D.	N.D.
硫黄酸化物量	— Nm <sup>3</sup> /h		0.20											0.26			0.26	0.26	0.26
窒素酸化物量	— Nm <sup>3</sup> /h		1.1											1.1			1.1	1.1	1.1
塩化水素	700mg/Nm <sup>3</sup>		24											16			16	16	16
水銀	50 μg/Nm <sup>3</sup>		13											7.4			7.4	7.4	7.4
アンモニア	50ppm		N.D.											N.D.			N.D.	N.D.	N.D.
フッ素化合物	2.5mg/Nm <sup>3</sup>		N.D.											N.D.			N.D.	N.D.	N.D.
シアン化合物	10ppm		N.D.											N.D.			N.D.	N.D.	N.D.
鉛化合物	10ppm		N.D.											N.D.			N.D.	N.D.	N.D.
カドミウム化合物	0.5mg/Nm <sup>3</sup>		N.D.											N.D.			N.D.	N.D.	N.D.
乾きガス量	— Nm <sup>3</sup> /h		27,593											25,554			25,554	25,554	25,554
O <sub>2</sub> 濃度	— %		7.3											9.2			9.2	9.2	9.2
ばいじん量	3 号 炉		— g/h	N.D.		N.D.		N.D.		N.D.						N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
硫黄酸化物量		— Nm <sup>3</sup> /h	0.37		0.40		0.31		0.31						0.21	0.20	0.29	0.40	0.20
窒素酸化物量		— Nm <sup>3</sup> /h	0.97		1.5		1.6		0.97						1.1	1.1	1.3	1.6	0.97
塩化水素		700mg/Nm <sup>3</sup>	26		36		30		24						28	11	26	36	11
水銀		50 μg/Nm <sup>3</sup>	14		—		3.6		—						4.8	—	4.2	4.8	3.6
アンモニア		50ppm	N.D.		—		N.D.		—						N.D.	—	N.D.	N.D.	N.D.
フッ素化合物		2.5mg/Nm <sup>3</sup>	N.D.		—		N.D.		—						N.D.	—	N.D.	N.D.	N.D.
シアン化合物		10ppm	N.D.		—		N.D.		—						N.D.	—	N.D.	N.D.	N.D.
鉛化合物		10ppm	N.D.		—		N.D.		—						N.D.	—	N.D.	N.D.	N.D.
カドミウム化合物		0.5mg/Nm <sup>3</sup>	N.D.		—		N.D.		—						N.D.	—	N.D.	N.D.	N.D.
乾きガス量		— Nm <sup>3</sup> /h	29,665		30,553		27,336		26,017						25,716	25,584	27,041	30,553	25,584
O <sub>2</sub> 濃度		— %	8.8		8.0		7.8		6.8						9.2	7.8	7.9	9.2	6.8
ばいじん総量		総量3747g/h*稼働炉	N.D.	N.D.	N.D.		N.D.	N.D.	N.D.		N.D.	N.D.		N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
硫黄酸化物総量	総量8.95Nm <sup>3</sup> /h	0.30	0.50	0.40		0.31	0.59	0.62		0.24	0.26		0.21	0.20		0.37	0.62	0.20	
窒素酸化物総量	総量9.365Nm <sup>3</sup> /h	1.1	0.76	1.5		1.6	0.93	1.9		0.94	1.1		1.1	1.1		1.2	1.9	0.76	

# 1 1 最終処分場水質分析結果

## (1)最終処分場水処理施設放流水分析結果

分析項目	場所	大和市 下水道条例 規制基準値	令和3年度 平均	令和4年度												平均	最大	最小
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
PH	放 流	5~9	7.7	8.1	8.0	7.4	6.7	7.3	7.5	7.4	7.0	7.5	7.2	7.1	7.4	8.1	6.7	
BOD		600mg/ℓ	87	160	140	4.1	6.5	7.8	18	9.7	2.1	14	4.1	2.5	3.7	31	160	2.1
COD			21	20	41	26	45	64	76	60	36	41	40	30	28	42	76	20
SS		600mg/ℓ	6	2	18	3	1	3	3	2	1	3	1	2	3	4	18	1
大腸菌群数			45	1 未満	1 未満	1 未満	13	24	2	1 未満	62	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	8	62	1 未満
がミウム		0.03mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
シアン化合物		1mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
鉛		0.1mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
六価クロム		0.5mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
ヒ素		0.1mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
総水銀		0.005mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
アルキル水銀		不検出	不検出	---	---	不検出	---	---	---	---	---	不検出	---	---	---	不検出	不検出	不検出
PCB		0.003mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
トリクロロエチレン		0.1mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
テトラクロロエチレン		0.1mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
ジクロロメタン		0.2mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
四塩化炭素		0.02mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
1,1-ジクロロエチレン		0.2mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
チウラム	0.06mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
チマジン	0.03mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
ベンゼン	0.1mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
セレン	0.1mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
有機リン	0.2mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
銅	3mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
亜鉛	2mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
溶解性鉄	10mg/ℓ	N.D.	---	---	0.05	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	0.05	N.D.	
総クロム	2mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
溶解性マンガン	1mg/ℓ	0.43	0.16	0.38	0.07	0.15	0.06	0.04	0.04	0.10	0.03	0.12	0.07	0.08	0.11	0.38	0.03	
ニッケル	1mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
フッ素化合物	8mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
ヘキサン抽出物質	30mg/ℓ	1	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
フェノール類	0.5mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
ほう素化合物	10mg/ℓ	0.4	---	---	0.4	---	---	---	---	---	0.4	---	---	---	0.4	0.4	0.4	
1,4-ジオキサン	0.5mg/ℓ	N.D.	---	---	N.D.	---	---	---	---	---	N.D.	---	---	---	N.D.	N.D.	N.D.	
硝酸・亜硝酸・ アンモニア性窒素	380mg/ℓ	11	---	---	9.0	---	---	---	---	---	8.7	---	---	---	8.9	9.0	8.7	
ヨウ素消費量	220mg/ℓ	95	---	---	22	---	---	---	---	---	38	---	---	---	30	38	22	

\*N.D. : 定量下限値未満



(2) 地下水調査結果(下流側)

採取箇所: 最終処分場内地下水集水ピット

分析項目	単位	令和3年度 平均	令和4年度												平均	最大	最小	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
ガミウム	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
シアン	mg/ℓ	不検出	-	-	不検出	-	-	-	-	-	-	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出
鉛	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
六価クロム	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
ヒ素	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
総水銀	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
アルキル水銀	mg/ℓ	不検出	-	-	不検出	-	-	-	-	-	-	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出
PCB	mg/ℓ	不検出	-	-	不検出	-	-	-	-	-	-	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出
クロロエチレン*	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
トリクロロエチレン	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
ジクロロメタン	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
四塩化炭素	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,3-ジクロロプロパン	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
チウラム	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
シマジン	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
チオベンカルブ	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
ベンゼン	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
セレン	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
フッ素化合物	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
ホウ素	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,4-ジオキサン	mg/ℓ	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
硝酸・亜硝酸性窒素	mg/ℓ	0.58	-	-	0.75	-	-	-	-	-	-	0.36	-	-	-	0.56	0.75	0.36
塩素イオン	mg/ℓ	N.D.	11	8	7	7	6	6	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	11	N.D.
電気伝導度	mS/m	17	20	18	18	18	16	18	18	18	18	20	20	20	21	19	21	16

\* H29.4.1より塩ビモノマーがクロロエチレンに名称変更

### (3)地下水調査結果(上流側)

採取箇所: 上流側観測井

分析項目	単位	令和3年度 平均	令和4年度												平均	最大	最小	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
カドミウム	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
シアン	mg/l	不検出	-	-	不検出	-	-	-	-	-	-	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出
鉛	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
六価クロム	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
ヒ素	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
総水銀	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
アルキル水銀	mg/l	不検出	-	-	不検出	-	-	-	-	-	-	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出
PCB	mg/l	不検出	-	-	不検出	-	-	-	-	-	-	不検出	-	-	-	不検出	不検出	不検出
クロロエチレン*	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
トリクロロエチレン	mg/l	0.0009	-	-	0.0010	-	-	-	-	-	-	0.0008	-	-	-	0.0009	0.0010	0.0008
テトラクロロエチレン	mg/l	0.0016	-	-	0.0015	-	-	-	-	-	-	0.0015	-	-	-	0.0015	0.0015	0.0015
ジクロロメタン	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
四塩化炭素	mg/l	0.00035	-	-	0.0004	-	-	-	-	-	-	0.0003	-	-	-	0.0004	0.0004	0.0003
1,2-ジクロロエタン	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.0003	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	0.0002	-	-	-	N.D.	0.0002	N.D.
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.0002	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	0.0002	-	-	-	N.D.	0.0002	N.D.
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,3-ジクロロプロパン	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
チウラム	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
シマジン	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
チオベンカルブ	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
ベンゼン	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
セレン	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
フッ素化合物	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
ホウ素	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
1,4-ジオキサン	mg/l	N.D.	-	-	N.D.	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	N.D.	N.D.	N.D.
硝酸・亜硝酸性窒素	mg/l	5.3	-	-	5.1	-	-	-	-	-	-	N.D.	-	-	-	2.6	5.1	N.D.
塩素イオン	mg/l	8	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	9	8
電気伝導度	mS/m	25	24	24	24	24	23	24	25	25	24	24	24	24	24	24	25	23

\* H29.4.1より塩ビモノマーがクロロエチレンに名称変更

## 12 環境管理センターの視察・施設見学

環境管理センターは、①周辺環境及び地域との調和、②最新鋭設備による徹底した公害防止対策、③コンピューターシステムによる運転の自動化、④焼却による熱エネルギーの有効利用、以上4つの特徴を備えた清掃工場です。平成6年4月から稼働しています。

当センターでは、ごみ処理問題に関する意識啓発の機会として、稼働当初から工場内の各施設の見学者を受け入れており、市民をはじめ大勢の方々が施設の見学に訪れています。

見学者の方々からはごみ量の多さ・ごみの分別の重要性・リサイクルへの関心等に関するご質問が数多く寄せられました。更に、実際に自分の目で見るということが重要だという意見もあり、見学者の関心は「施設そのもの」から「ごみ処理の実態」へと移っています。

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
市 民	25	2,226	26	2,078	0	0	0	0	13	617
他市／官公庁	3	237	1	13	0	0	0	0	4	52
事業所等	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
合 計	28	2,463	27	2,091	0	0	0	0	18	670

※ 令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため施設見学を実施しませんでした。

## 13 柳橋ふれあいプラザ利用状況

年度	開館日数	総入場者数	浴室利用者	第1集会室 (定員120名)	第2集会室 (定員30名)	会議室 (定員15名)	調理実習室 (定員10名)
H30	232	48,426	29,464	7,428	752	384	172
R1	279	57,353	33,788	9,106	1,569	622	34
R2	228	4,866	0	710	458	378	0
R3	304	9,014	0	3,015	415	294	0
R4	306	35,609	22,702	5,371	982	241	0

※ 集会室等の利用者数は、行政利用を含みます。

※ 平成30年度は空調設備改修工事のため3ヶ月間休館しました。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和元年度は1ヶ月間、令和2年度は3ヶ月間休館しました。

※ 浴室及び調理実習室利用については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2・3年度は休止しました。

# 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例

平成4年12月24日  
条例第26号

大和市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年大和市条例第19号)の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則(第1条～第7条)
- 第2章 市民の参加及び協力(第8条～第14条)
- 第3章 減量化及び資源化の推進(第15条～第20条)
- 第4章 廃棄物の適正処理(第21条～第31条)
- 第5章 一般廃棄物処理計画(第32条・第33条)
- 第5章の2 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等(第33条の2～第33条の6)
- 第5章の3 一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格(第33条の7)
- 第6章 地域の清潔の保持等(第34条・第35条)
- 第7章 手数料等(第36条～第39条)
- 第8章 雑則(第40条～第42条)
- 第9章 罰則(第43条・第44条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進し、及び適正な処理をし、あわせて地域の清潔の保持を推進することにより、良好な環境の保全、限りある資源の有効利用及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される生活の形成を図り、もって、市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
- (2) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料又は熱源として利用することをいう。
- (3) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (5) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (6) 資源物 資源化を目的として市長が行う廃棄物の収集において、分別して収集する物をいう。

一部改正〔平成15年条例16号・17年31号〕

#### (本市の責務)

第3条 本市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に必要な措置を講じなければならない。

2 本市は、前項の規定による施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の促進等必要な措置を講じなければならない。

3 本市は、前2項に規定する責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究、技術の開発等に努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関する本市の施策について、積極的に協力しなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の分別排出の促進等により、減量化及び資源化をし、廃棄物の適正処理及び排出場所等地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持に関する本市の施策について、積極的に協力しなければならない。

#### (相互協力等)

第6条 本市、事業者及び市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に当たっては、相互に協力及び

連携し合わなければならない。

#### (自主的行動)

第7条 本市、事業者及び市民は、商品等の選択に際しては、再利用できるもの、廃棄物とならないもの、廃棄物となっても減量化又は資源化できるもの等環境保全に配慮したものを優先するように努めなければならない。

#### 第2章 市民の参加及び協力

##### (市民の参加等)

第8条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理を推進するために必要な施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力のもとで行うものとする。

##### (啓発活動)

第9条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

##### (市民活動への援助)

第10条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な援助を行うものとする。

第11条から第14条まで 削除

削除〔令和元年条例5号〕

#### 第3章 減量化及び資源化の推進

##### (本市の減量化等)

第15条 本市は、事業の執行に当たり、減量化及び資源化の推進に努めるとともに、その廃棄物について適正処理しなければならない。

##### (事業者の減量化及び資源化)

第16条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等適正な処理方法についての情報を市民に提供し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を積極的に利用すること等により、資源化に努めなければならない。

一部改正〔平成12年条例30号〕

##### (適正包装の推進)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、再利用することが可能な容器、包装材等を使用するよう努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行うこと等により、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際しては、その包装、容器等の減量化及び資源化を推進するための基準を定めるよう努めなければならない。

3 市長は、前項に規定する基準に係る情報等について、事業者からの要請があった場合には、協力しなければならない。

##### (減量化等計画書)

第18条 市長は、延べ床面積が3,000平方メートル以上の事業用の建築物の所有者、占有者又は管理者(以下「事業用大規模建築物の所有者等」という。)に対して、事業系廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化等計画書」という。)を提出させることができる。

全部改正〔平成15年条例16号〕

##### (改善勧告等)

第19条 市長は、前条に規定する減量化等計画書に記載された方策又はその実施について必要があると認めるときは、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

全部改正〔平成15年条例16号〕

##### (受入拒否)

第20条 市長は、事業用大規模建築物の所有者等が第18条に規定する減量化等計画書を提出しないとき、又は前条に規定する勧告に従わず、かつ、改善の意思がないと認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者等からの事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

一部改正〔平成15年条例16号〕

#### 第4章 廃棄物の適正処理

##### (占有者等の自己処分等)

第21条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、容易に処分することができる一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分す

- るように努めなければならない。
- 2 占有者等は、容易に処分することができない一般廃棄物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等本市の定める一般廃棄物処理計画に従わなければならない。  
一部改正〔平成17年条例31号〕  
(家庭系廃棄物の排出方法)
- 第21条の2 占有者等は、市長が収集、運搬及び処分する家庭系廃棄物(資源物、し尿並びに別表第1に規定する粗大ごみ及び大型粗大ごみを除く。)を排出するときは、市長が指定する収集袋(以下「指定収集袋」という。)を使用しなければならない。ただし、占有者等が本市の処理施設へ直接搬入するとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。  
追加〔平成17年条例31号〕  
(事業者の自己処理責任等)
- 第22条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。  
(一般廃棄物の自己処理の基準)
- 第23条 占有者等又は事業者は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号、以下「政令」という。)第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。  
一部改正〔平成12年条例30号〕  
(本市が処理する事業系廃棄物)
- 第24条 本市は、家庭系廃棄物の処理に支障がないと認めた場合に限り、事業系一般廃棄物について、本市の定める一般廃棄物処理計画に基づき、収集、運搬及び処分するものとする。
- 2 法第11条第2項の規定により本市が処分する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。  
一部改正〔平成12年条例30号・15年16号〕  
(事業者の届出等)
- 第25条 事業者は、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を本市に依頼しようとするときは、当該事業系一般廃棄物の種類、予測数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出るとともに、その実施に際しては、市長の指示に従わなければならない。ただし、事業系一般廃棄物に係る指定収集袋を使用して排出する場合は、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。  
一部改正〔平成15年条例16号・17年31号〕  
(製品等の適正処理の確保)
- 第26条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、廃棄物となった場合に適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めること、当該製品、容器等の使用者等に対してその適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、適正な処理が困難になることがないようにしなければならない。  
(適正処理困難物の指定等)
- 第27条 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定し、公表することができる。
- 2 前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自らの責任で当該適正処理困難物を下取り等の方法により回収しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による回収を実行しない事業者に対しては、期限を定めて、回収するよう勧告することができる。  
(混入等の禁止)
- 第28条 占有者等及び事業者は、法第6条の2第1項の規定により、本市が行う一般廃棄物の収集に際し、次に掲げるものを混入してはならない。
- (1) 有害物質を含むもの
  - (2) 危険性のあるもの
  - (3) 著しく悪臭を発するもの
  - (4) 容積又は重量の著しく大きいもの
  - (5) 前各号に定めるもののほか、本市が行う処理に著しく支障を及ぼすおそれのあるもの
- 2 占有者等又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を本市の施設へ搬入しようとするとき、又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届け出て市長の指示に従わなければならない。  
一部改正〔平成17年条例31号〕

- (改善勧告)
- 第28条の2 市長は、占有者等が第21条又は第21条の2の規定に違反していると認めるときは、当該占有者等に対して、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。  
追加〔平成17年条例31号〕、一部改正〔平成21年条例9号〕  
(収集拒否)
- 第28条の3 市長は、占有者等が前条の規定による勧告に係る措置をとらなかったときは、当該家庭系廃棄物の収集を拒否することができる。  
追加〔平成17年条例31号〕  
(収集又は運搬の禁止等)
- 第28条の4 本市の定める一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物並びにこれらに含まれる資源物については、本市及び市長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう勧告し、及び命令することができる。  
追加〔平成23年条例9号〕  
(廃棄物搬入の届出)
- 第29条 事業者は、第24条第2項に規定する本市が処分する産業廃棄物を本市の施設へ搬入しようとするときは、あらかじめその種類、数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。  
(開発事業における事前協議)
- 第30条 規則で定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、当該開発事業の区域から生ずる廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。  
(事業系一般廃棄物管理票)
- 第31条 規則で定める事業者は、その事業系一般廃棄物を本市の施設に運搬する場合で、当該運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託して行うときは、当該一般廃棄物収集運搬業者(以下「受託一廃業者」という。)に対し、当該委託に係る事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した事業系一般廃棄物管理票(以下「管理票」という。)を交付しなければならない。
- 2 受託一廃業者は、前項の規定により交付を受けた管理票及びその写しを市長に提出しなければならない。
  - 3 市長は、受託一廃業者が委託された事業系一般廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、管理票に必要な事項を記載し、当該受託一廃業者に回付するものとする。
  - 4 受託一廃業者は、前項の規定により回付を受けた管理票を、運搬を委託した事業者に送付しなければならない。
  - 5 市長は、受託一廃業者が管理票を提出しないとき、又は提出された管理票に虚偽の記載があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物の搬入を拒否することができる。
- 第5章 一般廃棄物処理計画  
(計画の推進)
- 第32条 本市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。  
(計画の策定等)
- 第33条 市長は、一般廃棄物処理計画の基本的事項の策定に当たっては、大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 2 市長は、前項の規定による一般廃棄物処理計画の基本的事項を策定したときは、告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、一般廃棄物処理計画の基本的事項を変更する場合に準用する。  
一部改正〔平成11年条例38号〕  
第5章の2 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等  
追加〔平成12年条例30号〕  
(生活環境影響調査結果の縦覧等の対象施設)
- 第33条の2 法第9条の3第2項(同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、次

のとおりとする。

- (1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設
- (2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場  
追加[平成12年条例30号]、一部改正[平成23年条例9号]  
(縦覧の場所及び期間)

第33条の3 市長は、法第9条の3第2項の規定により調査書を縦覧に供するときは、調査書の縦覧場所を告示するものとし、調査書の縦覧の期間は、当該告示の日の翌日から起算して1月間とする。

追加[平成12年条例30号]  
(意見書の提出先及び提出期限)

第33条の4 前条の規定により市長が調査書を縦覧に供したときは、当該縦覧の対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに意見書を提出することができる。

追加[平成12年条例30号]  
(環境影響評価との関係)

第33条の5 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は神奈川県環境影響評価条例(昭和55年神奈川県条例第36号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前2条に定める手続を経たものとみなす。

追加[平成12年条例30号]  
(他の地方公共団体の長との協議)

第33条の6 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合には、当該地方公共団体の長に対し調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

追加[平成12年条例30号]  
第5章の3 一般廃棄物処理施設に係る技術管理者の資格  
追加[平成25年条例10号]  
(技術管理者の資格)

第33条の7 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

追加[平成25年条例10号]  
第6章 地域の清潔の保持等  
(清潔の保持等)

第34条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。

3 第1項に規定する公共の場所の管理者は、減量化及び資源化を推進するため、再生利用等が可能な廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるように努めなければならない。  
(土地の管理)

第35条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土地所有者等が前項に規定する必要な措置を講じていないと認めるときは、当該土地所有者等に対して勧告することができる。

3 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

第7章 手数料等  
(一般廃棄物処理手数料)

第36条 市長は、一般廃棄物の処理に関し、占有者等又は事業者から別表第11に掲げる手数料を徴収する。

2 前項の規定による手数料の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。

一部改正[平成11年条例38号・15年16号・17年31号]

(手数料の不還付)

第36条の2 既に納付した前条第1項の手料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

追加[平成15年条例16号]

(手数料の減免)

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第36条第1項の手料金を減免することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているとき、若しくはこれに準ずると認められるとき、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けているとき。
- (2) 天災その他特別の理由があると認められるとき。
- (3) その他規則で定めるとき。

一部改正[平成15年条例16号・17年31号・20年6号・26年20号]

(指定収集袋の交付)

第37条の2 市長は、第36条第1項に規定する手数料(指定収集袋を使用して排出する者に対するものに限る。以下この条において同じ。)をあらかじめ納付した者又は前条第1号の規定による手数料の減免の決定を受けた者に限り、指定収集袋を交付する。

2 指定収集袋に関し必要な事項は、規則で定める。

追加[平成15年条例16号]、一部改正[平成17年条例31号]

(産業廃棄物処分費用)

第38条 法第13条第2項の規定により本市が徴収する産業廃棄物の処分に要する費用の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する費用の徴収については、第36条第2項の規定を準用する。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第39条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 7,500円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 7,500円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 7,500円
- (4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 7,500円
- (5) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 7,500円
- (6) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1件につき 4,000円
- (7) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料 1件につき 4,000円
- (8) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき 4,000円

一部改正[平成15年条例28号]

第8章 雑則

(報告の徴収等)

第40条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、当該廃棄物の処理に関して必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第41条 市長は、法第19条第1項に規定する場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認め

られたものと解釈してはならない。  
(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
第9章 罰則  
追加〔平成23年条例9号〕  
(罰則)

第43条 第28条の4第2項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。  
追加〔平成23年条例9号〕  
(両罰規定)

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。  
追加〔平成23年条例9号〕  
附 則  
(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第36条から第38条まで、別表第1及び別表第2の規定は、平成5年7月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例施行の際現に事業系一般廃棄物の収集、運搬又は処分を本市に依頼している事業者に関する第25条第1項の規定の適用については、第25条第1項中「依頼しようとするときは」とあるのは、「既に依頼している場合においては、この条例の施行の日から3か月以内に」とする。

3 改正後の第36条から第38条まで、別表第1及び別表第2の規定は、平成5年7月1日以後の一般廃棄物の手数料又は産業廃棄物の処分に関する費用について適用し、同日前の一般廃棄物の手数料又は産業廃棄物の処分に関する費用については、なお従前の例による。  
(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
(大和市証紙条例の一部改正)

5 大和市証紙条例(昭和47年大和市条例第13号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
附 則(平成11年条例第38号)  
改正 平成12年9月28日条例第22号  
(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第11条から第13条まで及び第33条第1項の改正規定並びに次項の規定は、平成13年7月1日から施行する。  
(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
附 則(平成12年条例第22号抄)  
(施行期日)

1 この条例は、平成12年11月1日から施行する。  
附 則(平成12年条例第30号)  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正規定、第16条第2項の改正規定、第24条第2項の改正規定及び別表第1の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。  
附 則(平成15年条例第16号)  
(施行期日)

1 この条例は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)

2 この条例による改正後の大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(次項において「新条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に関する費用について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料又は産業廃棄物の処分に関する費用については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、新条例別表第1の大型粗大ごみの手数料

に係る規定は、施行日以後に本市に大型粗大ごみの収集の申込みをする場合の手数料から適用する。  
(準備行為)

4 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。  
(大和市証紙条例の一部改正)

5 大和市証紙条例(昭和47年大和市条例第13号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
附 則(平成15年条例第28号)  
この条例は、平成15年12月1日から施行する。  
附 則(平成17年条例第31号)  
(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(準備行為)

2 この条例による改正後の大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)第36条第1項及び別表第1の規定による家庭系廃棄物を指定収集袋を使用して排出するときに係る手数料の徴収並びに新条例第37条の2の規定による指定収集袋の交付その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。  
附 則(平成20年条例第6号抄)  
(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
附 則(平成20年条例第28号)  
(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第37条の2の規定により交付されている指定収集袋の使用については、なお従前の例による。  
(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。  
附 則(平成21年条例第9号)  
この条例は、平成21年4月1日から施行する。  
附 則(平成23年条例第9号)  
(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、本則に第9章を加える改正規定は、平成24年4月1日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の第9章の規定は、平成24年4月1日以後に改正後の第28条の4第1項の規定に違反した場合に係る同条第2項の規定による命令に違反した者について適用する。  
附 則(平成25年3月28日条例第10号)  
この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
附 則(平成26年9月30日条例第20号)  
この条例は、平成26年10月1日から施行する。  
附 則(令和元年9月27日条例第5号)  
この条例は、令和2年4月1日から施行する。(後略)

別表第1(第36条関係)

種別	取扱区分	手数料
し尿	定額料金 (一般家庭から排出されるとき。)	月1回目の汲取り 世帯割額100円と人頭割額100円に世帯人数を乗じて得た額との合計額
		同月2回目以降の汲取り 1回につき150円
	従量料金	定額料金の算定基準によることが著しく実情に合わないとき 市長が認める 18リットルまで100円 18リットルを超える場合は、18リットルに達するごとに100円を加算
家庭系廃棄物(特定家庭用機器廃棄物及び市長が収集しないと別に定めるもの)	本市の処理施設へ直接搬入するとき 本市が戸別に収集するとき	10キログラムまでごとに200円 指定収集袋を使用して排出するとき 5リットル袋1袋につき8円 10リットル袋1袋につき16円 20リットル袋1袋につき32円 30リットル袋1袋につき48円 40リットル袋1袋につき64円

を除外。)		粗大ごみ	1個につき500円
		大型粗大ごみ	1個につき1,000円
事業系一般 廃棄物	本市が収集するとき。		10キログラムまでごとに360円
	指定収集袋を使用して排出するとき。		10リットル袋1袋につき64円 20リットル袋1袋につき128円 45リットル袋1袋につき288円
	本市の処理施設へ直接搬入するとき。		10キログラムまでごとに200円

備考

- 1 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。
- 2 粗大ごみとは、一辺の長さがおおむね50センチメートルを超えるもの（工作物又は家屋に固定若しくは一体化されていたものを除く。）をいう。
- 3 大型粗大ごみの品目等については、規則で定める。  
全部改正〔平成15年条例16号〕、一部改正〔平成17年条例31号・20年28号・21年9号〕

別表第2(第38条関係)

取扱区分	費用
(1) 第24条第2項の規定により市長が定めた産業廃棄物を市長の指定する処理施設へ搬入するとき。	10キログラムまでごとに200円
(2) (1)の算定基準によることが著しく実情に合わないとき市長が認めるとき。	1立方メートルまでごとに3,400円

一部改正〔平成15年条例16号〕

## 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則

平成5年3月26日

規則第18号

大和市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和47年大和市規則第27号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語は、条例において使用する用語の例による。

一部改正〔平成18年規則3号・令和2年32号〕

第3条及び第4条 削除

削除〔令和2年規則9号〕

(廃棄物減量化等推進本部の設置)

第5条 条例第15条の規定による減量化及び資源化を推進するため、大和市廃棄物減量化等推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

2 推進本部の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成23年規則41号〕

(減量化等計画書)

第6条 条例第18条に規定する減量化等計画書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 事業系一般廃棄物の発生量並びに種類及びその種類ごとの数量の見込み
- (2) 事業系一般廃棄物のうち再生利用等資源化するものの種類、数量及び資源化委託先並びに再生品名
- (3) 事業系一般廃棄物のうち減量化できるものの種類及び数量並びに減量化の方法
- (4) その他減量化、資源化等の計画

一部改正〔平成10年規則18号・15年4号・60号・23年41号〕

(改善勧告及び受入拒否)

第7条 条例第19条の規定による勧告は、減量化等勧告書により行うものとする。

2 条例第20条の規定により受入れを拒否する場合は、受入拒否通知書により行うものとする。

一部改正〔平成15年規則4号・60号・23年41号〕

(事業系一般廃棄物搬入届等)

第8条 条例第25条第1項の規定による届出は、事業系一般廃棄物

搬入届により行わなければならない。

2 条例第25条第2項の規定による変更の届出は、事業系一般廃棄物搬入変更届により行わなければならない。

一部改正〔平成15年規則4号・23年41号〕

(適正処理困難物の指定手続等)

第9条 条例第27条第1項の規定による公表は、大和市公告式規則(昭和49年大和市規則第27号)第2条の規定に基づき、公告するものとする。

2 条例第27条第3項の規定による勧告は、適正処理困難物下取等勧告書により行うものとする。

一部改正〔平成15年規則4号・23年41号〕

(特別管理一般廃棄物等の届出)

第10条 条例第28条第2項の規定による届出は、特別管理一般廃棄物等排出届により行わなければならない。

一部改正〔平成15年規則4号・23年41号〕

(改善勧告)

第11条 条例第28条の2の規定による勧告は、家庭系廃棄物排出改善勧告書により行うものとする。

追加〔平成23年規則41号〕

(特定の者以外の者による収集又は運搬の禁止の勧告又は命令)

第12条 条例第28条の4第2項の規定による勧告は、口頭又は収集・運搬禁止勧告書により行うものとし、同項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書により行うものとする。

追加〔平成23年規則41号〕、一部改正〔令和2年規則32号〕

(産業廃棄物搬入の届出)

第13条 条例第29条の規定による届出は、産業廃棄物搬入届により行わなければならない。

2 前項の届出事項に変更を生じたときは、産業廃棄物搬入変更届により市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成15年規則4号・23年41号〕

(事前協議を必要とする開発事業)

第14条 条例第30条に規定する規則で定める開発事業は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により開発行為の許可を受けなければならない事業とする。

一部改正〔平成12年規則28号・23年41号〕

(事業系一般廃棄物管理票等)

第15条 条例第31条第1項に規定する規則で定める事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第1条に規定する特別管理一般廃棄物を排出する者とする。

2 条例第31条第4項の規定により事業系一般廃棄物管理票(以下この項において「管理票」という。)の送付を受けた事業者は、当該管理票を5年間保存しなければならない。

一部改正〔平成15年規則4号・60号・23年41号〕

(縦覧の告示)

第16条 条例第33条の3の規定による告示は、次の事項についても行うものとする。

- (1) 縦覧の期間及び時間
- (2) 生活環境の保全上の見地からの意見書の提出先及び提出期限
- (3) 一般廃棄物処理施設(以下この条において「対象施設」という。)の名称、設置の場所及び種類
- (4) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 対象施設の能力(一般廃棄物の最終処理場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) その他市長が必要と認める事項

追加〔平成12年規則63号〕、一部改正〔平成23年規則41号〕

(土地の管理についての勧告)

第17条 条例第35条第2項の規定による勧告は、土地管理対策勧告書により行うものとする。

一部改正〔平成15年規則4号〕

(一般廃棄物処理業の許可申請等)

第18条 法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定により、一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業(以下「処理業」という。)の許可を受けようとする者は、許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 法第7条第1項又は第6項の規定による許可を受けた者は、法第7条の2第1項の規定により、事業の範囲を変更しようとするときは、事業範囲変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

3 法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の規定



による許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条の規定により、変更の届出をしようとするときは、許可申請事項変更届を市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成15年規則4号・60号・令和2年32号〕

(許可証の交付等)

第19条 市長は、前条第1項又は第2項に規定する申請書の提出があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、許可する場合には、許可証を交付し、許可しない場合には、その旨を通知するものとする。

2 前項に規定する許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 許可業者は、許可証を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

一部改正〔平成15年規則4号・令和2年32号〕

(処理業の許可基準)

第20条 処理業の許可をする場合の基準は、法第7条第5項若しくは第10項又は浄化槽法第36条の規定によるほか、当該申請をした者が自ら事業を実施し、かつ、本市内に主たる事務所又は営業所を有する者であることとする。

一部改正〔平成10年規則18号・15年60号・令和2年32号〕

(許可期間)

第21条 許可業者に係る許可の期間は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める期間内とする。

- (1) 一般廃棄物処理業許可 2年
- (2) 浄化槽清掃業許可 3年

一部改正〔平成10年規則18号・令和2年32号〕

(事業の廃止)

第22条 許可業者は、法第7条の2第3項の規定により事業の全部若しくは一部の廃止の届出をしようとするとき、又は浄化槽法第38条の規定により事業の廃業等の届出をしようとするときは、事業の廃止・廃業等届を市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成15年規則4号〕

(許可の取消し等)

第23条 市長は、法第7条の3若しくは第7条の4又は浄化槽法第41条第2項の規定により、許可の取消しをするとき、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書又は事業停止命令書により行うものとする。

一部改正〔平成15年規則4号・60号〕

(許可証の返還)

第24条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 処理業の廃止又は廃業等をしたとき。
- (4) 事業の全部の停止を命ぜられたとき。

一部改正〔平成10年規則18号〕

(実績報告書の提出)

第25条 許可業者は、ごみの収集運搬又は浄化槽の清掃に関する前月の実績を毎月10日までに、業務実績報告書により市長に報告しなければならない。

一部改正〔平成15年規則4号〕

(手数料等の徴収方法)

第26条 一般廃棄物処理手数料(条例第37条の2第1項の規定により指定収集袋の交付を受けようとする者があらかじめ納付する場合を除く。)は、大和市証紙条例(昭和47年大和市条例第13号)第2条に規定する方法による場合のほか、搬入の都度徴収するものとする。ただし、市長が認めた場合は、毎月分を一括して徴収することができる。

2 産業廃棄物処分費用は、毎月分を市長が発行する納入通知書により徴収するものとする。

3 一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等は、その都度市長が発行する納入通知書により徴収するものとする。

一部改正〔平成15年規則60号〕

(処理手数料の還付)

第27条 条例第36条の2ただし書の規定により手数料の全部又は一部を還付するときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 家庭系廃棄物に係る指定収集袋の交付を受け当該指定収集袋を所有している占有者等が、本市の区域外へ転出すると

き。

(2) 事業系一般廃棄物に係る指定収集袋の交付を受け当該指定収集袋を所有している事業者が、本市内において事業を廃止し、又は本市の区域外へ転出するとき。

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

2 条例第36条の2ただし書の規定により一般廃棄物処理手数料の還付を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料還付請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の請求書の提出があったときは、内容を審査し、第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、一般廃棄物処理手数料の全部又は一部を還付するものとする。

追加〔平成15年規則60号〕、一部改正〔平成18年規則3号・令和2年32号〕

(処理手数料の減免基準等)

第28条 条例第37条第3号の規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 一般家庭が次に掲げる物を市長が別に定める方法及び数量で排出するとき。

- A 剪(せん)定枝
- I 枯れ葉又は雑草
- ウ 蛍光灯、乾電池等の有害ごみ
- エ 使用済紙おむつ

(2) 市民、自治会、ボランティア団体等が行う道路、公園その他の公共の施設の清掃活動により生じた一般廃棄物を市長が別に定める方法及び数量で排出するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 条例第37条第1号に該当する者が家庭系廃棄物を指定収集袋により排出するときに係る一般廃棄物処理手数料の免除は、別表第1に掲げる指定収集袋の交付数に相当する額を限度とする。

3 一般廃棄物処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者である場合

(2) 条例第37条第2号に該当し、市長がその提出を要しないと認めた場合

(3) 第1項第1号又は第2号に該当する場合

(4) 第1項第3号に該当し、市長がその提出を要しないと認めた場合

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、一般廃棄物処理手数料減免決定通知書その他市長が定める方法により通知するものとする。

全部改正〔平成18年規則3号〕、一部改正〔平成19年規則59号・20年53号・23年41号・26年60号・令和2年32号〕

(家庭系廃棄物の排出方法の例外)

第29条 条例第37条第2号、前条第1項イからIまで又は同項第3号に該当する場合にあっては、透明袋又は半透明袋で家庭系廃棄物を排出することができる。

追加〔平成18年規則3号〕、一部改正〔平成19年規則59号・令和2年32号〕

(指定収集袋等)

第30条 指定収集袋の様子は、家庭系廃棄物に係る指定収集袋については別図第1のとおりとし、事業系一般廃棄物に係る指定収集袋については別図第2のとおりとする。

2 事業系一般廃棄物に係る指定収集袋による排出は、当該指定収集袋の大きさにかかわらず、1の収集日につき2袋までとする。

追加〔平成15年規則60号〕、一部改正〔平成18年規則3号・令和2年32号〕

(指定収集袋の交付方法)

第31条 条例第37条の2第1項の規定による指定収集袋の交付は、指定収集袋の種別ごとに10袋を1組として、当該一般廃棄物処理手数料を納付した者に行うものとする。

追加〔平成18年規則3号〕

(処理手数料の算定基準)

第32条 月の途中で世帯人数に変更があったときは、当月分のし尿に係る処理手数料は、変更前の世帯人数により徴収するものとする。

- 2 月の中途から収集を開始し、又は停止したときは、当月分のし尿に係る処理手数料は、定額料金を徴収するものとする。
- 3 前2項の規定によることが不適当な場合は、市長の認定するところによる。

全部改正〔令和2年規則32号〕

(大型粗大ごみの品目等)

- 第33条 条例別表第1備考3に規定する規則で定める品目等は、別表第2のとおりとする。

追加〔平成15年規則60号〕、一部改正〔平成18年規則3号〕

(様式)

- 第34条 この規則の規定により使用する様式は、別表第3に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

追加〔平成15年規則4号〕、一部改正〔平成15年規則60号・18年3号〕

(委任)

- 第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

追加〔令和2年規則32号〕

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第26条から第28条までの規定は、平成5年7月1日から施行する。

- 2 この規則施行の際現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則(平成10年規則第18号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第42号)

この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第28号)

- この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第3条から第5条までの改正規定は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年規則第4号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第60号)

- この規則は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第18条、第20条及び第23条の改正規定は、平成15年12月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第75号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第3号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第103号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第59号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。ただし、別図第2の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている大和市事業系一般廃棄物指定収集袋が残存する間は、当該収集袋を引き続き使用することができる。

附 則(平成20年規則第53号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第88号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第59号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている大和市事業系一般廃棄物指定収集袋が残存する間は、当該収集袋を引き続き使用することができる。

附 則(平成23年規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則(平成26年9月30日規則第60号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日規則第9号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この規則の公布の日において現に第1条の規定による廃止前又は第3条の規定による改正前のそれぞれの規則(以下この項において「旧各規則」と総称する。)に規定する非常勤特別職の職員である者の任期は、旧各規則の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。任期の定めがない者も、同様とする。

附 則(令和2年3月30日規則第32号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第28条関係)

1世帯当たりの構成人数	指定収集袋の交付数
1人	10リットル袋を120袋
2人から5人まで	20リットル袋を120袋
6人以上	40リットル袋を120袋

備考

- 1 指定収集袋の交付は、世帯ごとに行うものとする。

- 2 指定収集袋の交付数は、1年度(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)当たりの数とする。ただし、年度の中途において、条例第37条第1号に該当することとなった者における指定収集袋の交付数は、その該当することとなった日の属する月から月割りをもって算出するものとする。

追加〔平成18年規則3号〕、一部改正〔平成20年規則88号・令和2年32号〕

別表第2(第33条関係)

品名	内容
家庭用オルガン、電子ピアノ	キーボード型を除く。
スチール製物置	床面積が1.65平方メートルを超え、3.3平方メートル以下のもので、解体済みのもの
ソファ	2人掛用以上のもの
畳	1畳の大きさのもの
たんす、食器戸棚、本棚等	いずれか一辺の長さが150センチメートル以上のもの
ベッド	マットレス付ベッド、2段ベッド、ソファベッド等

備考 畳については、1回の搬入につき6枚までとする。

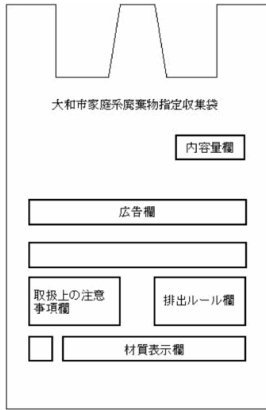
追加〔平成15年規則60号〕、一部改正〔平成16年規則75号・18年3号〕

別表第3(第34条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	減量化等計画書	第6条
第2号様式	減量化等勧告書	第7条
第3号様式	受入拒否通知書	第7条
第4号様式	事業系一般廃棄物搬入届	第8条
第5号様式	事業系一般廃棄物搬入変更届	第8条
第6号様式	適正処理困難物下取等勧告書	第9条
第7号様式	特別管理一般廃棄物等排出届	第10条
第8号様式	家庭系廃棄物排出改善勧告書	第11条
第9号様式	収集・運搬禁止勧告書	第12条
第10号様式	収集・運搬禁止命令書	第12条
第11号様式	産業廃棄物搬入届	第13条
第12号様式	産業廃棄物搬入変更届	第13条
第13号様式	事業系一般廃棄物管理票	第15条
第14号様式	土地管理対策勧告書	第17条
第15号様式	許可申請書	第18条
第16号様式	事業範囲変更許可申請書	第18条
第17号様式	許可申請事項変更届	第18条
第18号様式	許可証	第19条
第19号様式	許可証再交付申請書	第19条
第20号様式	事業の廃止・廃業等届	第22条
第21号様式	許可取消書	第23条
第22号様式	事業停止命令書	第23条
第23号様式	業務実績報告書	第25条
第24号様式	一般廃棄物処理手数料還付請求書	第27条
第25号様式	一般廃棄物処理手数料減免申請書	第28条
第26号様式	一般廃棄物処理手数料減免決定通知書	第28条

追加〔平成15年規則4号〕、一部改正〔平成15年規則60号〕

別図第1(第30条関係)



【寸法】

(単位: ミリメートル)

区分	内容量	横マテ	
		縦	厚み
5リットル袋	5リットル	420	0.03
		180/300	
10リットル袋	10リットル	500	0.03
		290/400	
20リットル袋	20リットル	600	0.03
		360/500	
30リットル袋	30リットル	700	0.03
		380/560	
40リットル袋	40リットル	750	0.03
		470/650	

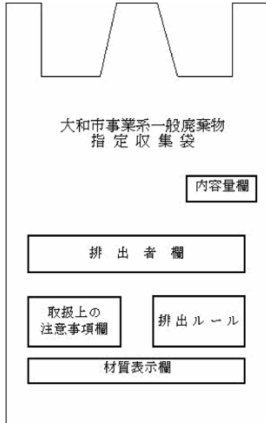
【袋の色】 黄色

【袋の文字の色】 黒

備考

- 5リットル袋については、広告欄を記載しない。
- 広告掲載の申込みがない場合は、広告欄を省略することができる。  
全部改正〔平成20年規則88号〕、一部改正〔令和2年規則32号〕

別図第2(第30条関係)



【寸法】

(単位: ミリメートル)

区分	内容量	横マテ	
		縦	厚み
10リットル袋	10リットル	500	0.03
		290/400	
20リットル袋	20リットル	600	0.03
		360/500	
45リットル袋	45リットル	800	0.03
		470/650	

【袋の色】 若草色

【袋の文字の色】 深緑色

全部改正〔平成21年規則59号〕

## 大和市一般廃棄物収集運搬業に関する許可及び不利益処分の基準等に関する要綱

平成15年10月1日  
告示第121号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号)及び大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則(平成5年大和市規則第18号。以下「規則」という。)に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項本文の規定による一般廃棄物収集運搬業(し尿及び浄化槽清掃業を除く。以下同じ。)の許可に関する基準の細目、不利益処分の基準その他必要な事項について定めるものとする。  
(許可の申請)

第2条 法第7条第1項又は第6項の規定による市長の許可又は同条第2項又は第7項の規定による許可の更新を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、許可申請書に次に掲げる書類(当該許可の更新を受けようとする者については、第9号に掲げる書類を除く。)を添えて、市長に提出しなければならない。

- 事業計画書
- 定款その他これに類するもの(法人の場合に限る。)
- 商業登記簿謄本(個人にあつては、住民票の写し)
- 役員の履歴書(個人にあつては、履歴書)
- 法人市民税納税証明書(個人にあつては、市県民税納税証明書)
- 代表者の印鑑証明書(個人にあつては、印鑑証明書)
- 従業員名簿
- 保有車両表(市の施設への搬入を希望する車両のみ車検証

の写しとその車両の写真を添付)

- 事業系一般廃棄物搬入届
- 事業所の配置図及び土地の登記簿謄本(自己の所有に属さない場合にあつては、賃貸借契約書の写し)
- 駐車場の位置図(自己の所有に属さない場合にあつては、賃貸借契約書の写しを添付)
- 処理施設、処分施設等の構造仕様書、計画図、付近の見取図及び写真(自己で所有している場合に限る。)
- 法令及び許可条件を遵守し、誠実に業務を行う旨を記載した書類
- 委託又は許可を受けている地方公共団体名一覧表
- その他市長が必要と認める書類

2 許可申請者は、前項各号に掲げる書類の記載事項等に変更が生じたときは、その都度速やかに市長に届け出なければならない。  
一部改正〔平成31年告示62号・令和元年123号〕

(許可基準)

第3条 一般廃棄物処理業の許可をする場合の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 法第7条第5項各号又は第10項各号(これらの規定を法第7条の第2項において準用する場合を含む。)に適合していること。
- 市の施設に搬入する使用車両は、走行中に廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれのないものであつて、重量が4トン以下であること。
- 使用車両には、許可を受けようとする法人の名称(個人にあつては氏名又は屋号)を車両の両側面に表示していること。
- 無蓋車両のシート類は、十分に大きいものを使用し、ローフその他所要の付属品(予備品を含む。)を常備していること。
- 使用車両に適合した保管場所を有し、かつ、保管場所の使用に対する権利を有していること。
- その他市長が特に認める事項

一部改正〔平成31年告示62号〕

(検査)

第4条 市長は、市の施設へ一般廃棄物の搬入を希望する法人又は個人(一般廃棄物の収集を業とする者に限る。以下「搬入業者」という。)に対し、本市の施設搬入時(受付から後計量までの最終行程に至るまでの間)において、次に掲げる事項について随時検査を行うものとする。

- 許可申請書等の記載内容に関する事項
- 作業の実施にあたり、法令等の規定又は許可条件に関する事項
- 施設の維持管理上必要と認める事項
- 生活環境の保全上必要と認める事項
- その他必要と認める事項

一部改正〔平成31年告示62号〕

(不利益処分の基準)

第5条 市長は、前条に規定する検査を行い不正行為が発覚したとき、又は施設内で事故等を起こしたときは、当該搬入業者に対し、許可の取消し等の不利益処分を行うものとする。

2 前項の規定による不利益処分の基準は、別表に定めるとおりとする。

一部改正〔平成31年告示62号〕

(審査委員会)

第6条 市長は、前条に規定する許可の取消し等の不利益処分に関する事項を審査するため、大和市一般廃棄物処理業不利益処分審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 規則第23条に規定する許可の取消し及び搬入停止に係る不利益処分に関すること。
  - その他指導に関すること。
- 3 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。
- 環境施設農政部長
  - 総務部長
  - 環境管理センター所長
  - 環境総務課長
  - 生活環境保全課長
  - 施設課長
  - 廃棄物対策課長

4 委員会に委員長を置き、環境施設農政部長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ

- 委員長の指定する委員がその職務を代理する。
- 7 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 8 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 9 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 10 委員会の庶務は、環境管理センター施設課管理係において処理するものとする。
- 一部改正〔平成21年告示119号・31年62号・令和3年告示41号〕

(委員会審査の省略)

第7条 第5条の規定による不利益処分のうち、搬入停止7日以内の不利益処分を課すときは、前条に規定する委員会における審査の手続を省略することができる。

一部改正〔平成31年告示62号〕

(仮処分等)

第8条 環境管理センター所長は、前条に規定する以外のときで、施設の維持管理上、生活環境の保全上等緊急を要すると判断したときは、仮処分を行うことができる。

2 仮処分を行ったときは、速やかに委員会を開催し、正式処分を決定するものとする。

3 許可の取消し等の不利益処分を行う場合において、許可を取り消すときは聴聞、事業の停止を命ずるときは弁明の機会の付与をそれぞれ行うこととする。

一部改正〔平成31年告示62号〕

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度市長が定める。

一部改正〔平成31年告示62号〕

附 則

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に一般廃棄物処理業の許可証の交付を受けている者は、この要綱の相当規定により許可を受けたものとみなす。

附 則(平成21年告示第119号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日告示第62号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月11日告示第123号)

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日告示第41号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

不利益処分の基準

(1) 不正行為

項目	回数										具体例	
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目以降		
資源物の混入	指示書	搬入停止1日	搬入停止3日	搬入停止5日	搬入停止7日	搬入停止10日	搬入停止15日	搬入停止20日	搬入停止25日	搬入停止30日		
市域外廃棄物の混入	指示書	搬入停止1日	搬入停止3日	搬入停止5日	搬入停止10日	搬入停止15日	搬入停止20日	搬入停止25日	搬入停止30日	許可取消し		
産業廃棄物の混入	指示書	搬入停止3日	搬入停止5日	搬入停止10日	搬入停止15日	搬入停止20日	搬入停止25日	搬入停止30日	許可取消し			
適正処理困難物の混入	指示書	搬入停止	搬入停止	搬入停止	搬入停止	搬入停止	搬入停止	搬入停止	許可取			・不燃物 ・粗大ごみ

		止3日	止5日	止10日	止15日	止20日	止25日	止30日	消し		
医療系廃棄物の混入	指示書	搬入停止3日	搬入停止5日	搬入停止10日	搬入停止15日	搬入停止20日	搬入停止30日	許可取消し			・注射針 ・血液付着物 ・透析器具 ・その他感染性医療廃棄物
その他の違反	指示書	搬入停止1日	搬入停止3日	搬入停止5日	搬入停止7日	搬入停止10日	搬入停止15日	搬入停止20日	搬入停止25日	搬入停止30日	・許可基準違反 ・許可条件違反 ・市民への迷惑行為 ・その他

備考

- 1 表中の日数は、環境管理センターへのごみ搬入停止期間を示す。
- 2 搬入停止の期間は、不正行為が発覚した日を除き、指定する暦日による期間とする。
- 3 2以上の項目が重なった場合は、それぞれの項目の停止回数ごとに規定する搬入停止期間を合算した期間を搬入停止の期間とする。
- 4 違反回数の積算は、当該不正行為が行われた日の5年前から起算する。
- 5 違反回数は、搬入業者ごとに集計する。

(2) 施設内における事故等

項目	被害状況	処分内容(搬入停止期間等)
事故	物損(車両)事故のみの場合	事故等報告書及び改善計画書が提出されるまでの期間(当該書類の内容に不備等がある場合は、当該期間に補正に要する期間を加えた期間。以下同じ。)とする。ただし、同事故を通算して2回以上起こした場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	人身事故(軽傷)の場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に5日間を加えた期間とする。ただし、同事故を通算して2回以上起こした場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	人身事故(重傷)の場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に15日間を加えた期間とする。ただし、同事故を再度起こした場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	人身事故(死亡)の場合	許可の取消し
施設(財産)に与えた損害	安全又は円滑な運営に軽微な支障が生じた場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間とする。ただし、同損害を通算して2回以上与えた場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	処理施設の機能を一部停止させた場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に5日間を加えた期間とする。ただし、同損害を通算して2回以上与えた場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	安全又は円滑な運営に重大な支障が生じた場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に15日間を加えた期間とする。ただし、同損害を通算して2回以上与えた場合の処分内容は、次項本文と同様のものとする。
	処理施設の機能を全部停止させた場合	事故等報告書及び改善計画書が受理されるまでの期間に20日間を加えた期間とする。ただし、同損害を再度与えた場合の処分内容は、許可の取消しとする。

備考

- 1 事故等の回数の積算は、当該事故等を起こした日の5年前から起

- 算する。
- 2 事故等の回数は、搬入業者ごとに集計する。
- 3 事故等において、被害又は損害状況が重複した場合には、それぞれの処分内容を合算した期間とする。  
一部改正〔平成31年告示62号〕

## 大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱

平成20年1月30日  
告示第24号

大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱(平成14年4月1日施行)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭及び事業所から排出される厨芥(ちゅうかい)類等の生ごみの減量化及び資源化対策の一環として、生ごみ処理容器又は電動式生ごみ処理機(以下「生ごみ処理容器等」という。)を設置する者に対し、その購入費の一部を補助することについて、大和市補助金交付規則(昭和42年大和市規則第21号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生ごみ処理容器 土中の微生物を利用して生ごみを分解し、及び減容することにより、当該生ごみをたい肥化する容器又は器具
- (2) 電動式生ごみ処理機 電力を利用して生ごみを分解し、及び減容することにより、当該生ごみをたい肥化し、又は消滅させる器具(補助事業等)

第3条 補助事業は、次条に規定する補助対象者による生ごみ処理容器等の購入とする。

2 補助の対象となる経費は、材質が耐久性及び耐久性を備えた生ごみ処理容器等の購入費用とする。

3 補助の対象となる生ごみ処理容器等の数の上限は、生ごみ処理容器は1世帯又は1事業所当たりそれぞれ2基とし、電動式生ごみ処理機は1世帯又は1事業所当たりそれぞれ1基とする。

4 第2項の規定にかかわらず、環境への負荷が懸念されるディスプレイタイプのものは、補助の対象としないものとする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 生ごみ処理容器等を、家庭及び事業所から排出される厨芥類等の生ごみの処理に活用しようとする者
- (2) 大和市内に住所を有し、現に居住している世帯の代表者又は大和市内で事業を1年以上営み、引き続き事業を営む事業所
- (3) 市税等の滞納がないこと。

2 過去にこの要綱による補助金の交付を受けている場合は、前回の補助の対象となった生ごみ処理容器等を購入した日から5年を経過した後に買い替えた場合に限り、補助の対象とすることができる。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額及び上限金額は、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に端数が生じた場合は、その区分に応じて生ごみ処理容器は100円未満を切り捨てるものとし、電動式生ごみ処理機は1,000円未満を切り捨てるものとする。  
(交付の申請)

第6条 申請者は、生ごみ処理容器等を購入後6月以内に、生ごみ処理容器等設置費補助金交付申請書に保証書又は取扱説明書の写し及び領収書の原本を添付して申請しなければならない。  
(交付の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、生ごみ処理容器等設置費補助金交付決定通知書により申請者にその旨を通知するものとする。  
(交付の請求)

第8条 補助事業者は、生ごみ処理容器等設置費補助金請求書を市長に提出しなければならない。  
(補助事業者の責務)

第9条 補助事業者は、当該生ごみ処理容器等を常に良好な状態で保持できるよう維持管理に努めなければならない。  
(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内

容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、公表の日から施行する。

附則(平成31年3月28日告示第63号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和4年3月24日告示第44号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

別表第1(第5条関係)

区分	補助金の額	補助金の上限金額
生ごみ処理容器	購入金額に4分の3	20,000円
電動式生ごみ処理機	を乗じて得た額	35,000円

別表第2(第10条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	生ごみ処理容器等設置費補助金交付申請書	第6条
第2号様式	生ごみ処理容器等設置費補助金交付決定通知書	第7条
第3号様式	生ごみ処理容器等設置費補助金請求書	第8条

## 大和市資源分別回収事業実施規則

平成21年3月30日  
規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号。以下「条例」という。)の趣旨にのっとり、資源の分別回収の拡大及び安定化を通じて廃棄物の減量化、資源化を図るために、家庭系廃棄物に含まれる資源を市が分別回収する事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源 条例第2条第2項第6号に定める資源物をいう。
- (2) 自治会 大和市自治会連絡協議会に加入している住民組織をいう。ただし、当該住民組織が存在しない地域にあっては、その地域において市が実施する資源の分別回収に協力する法人又は団体とする。

(3) リサイクルステーション 次の区分により、市民及び事業者が分別した資源を排出する場所として自治会が選定し市長に届け出たものをいう。

ア 総合リサイクルステーション 第4条第2項各号に掲げる資源の全てを回収する場所又は同項第2号に規定するB資源を回収する場所であって30世帯以上の利用があるもの(ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、30世帯未満でも設置できるものとする。)

イ 小規模リサイクルステーション 第4条第2項第1号に規定するA資源又は同項第3号に規定するその他プラスチック製容器包装を回収する場所  
一部改正〔平成21年規則79号〕

(リサイクルステーション)

第3条 自治会は、次の各号のいずれにも該当する場所を、資源回収の開始を希望する日の2週間前までにリサイクルステーションとして選定し、リサイクルステーション設置等申請書により市長へ届け出なければならない。

- (1) 市民が安全に資源を排出できること。

- (2) 資源を置くことができる十分な広さがあること。  
(3) 回収車が横付けでき、安全で効率的な回収作業を行うことができること。  
(4) 土地所有者、周辺住民等に設置の了解を得ていること。
- 2 自治会は、総合リサイクルステーションを新設する場合には、リサイクルステーション設置等申請書に併せ、利用者の一覧表等当該リサイクルステーションの利用世帯数が確認できる書類を添付しなければならない。
- 3 リサイクルステーションの場所等に変更が生じた場合又はリサイクルステーションを廃止する場合についても、リサイクルステーション設置等申請書により市長へ届け出なければならない。
- 4 リサイクルステーションの設置に関し必要な事項は別に定める。  
(資源の分別回収)
- 第4条 市は、別に定める資源回収日に、リサイクルステーションに排出された資源を回収するものとする。
- 2 前項の規定により、市が回収する資源は次の区分のとおりとする。
- (1) A資源  
ア 新聞及び折り込みチラシ  
イ 段ボール  
ウ 雑誌、本その他の紙  
エ 布類
- (2) B資源  
ア 紙パック  
イ 紙製容器包装  
ウ 空き缶・金物類(アルミ、スチールその他の金属)  
エ 空きびん類(生きびん、透明びん及び色付きびん)  
オ ペットボトル  
カ 白色トレイ
- (3) その他プラスチック製容器包装
- 3 市長は、資源を、A資源、B資源及びその他プラスチック製容器包装の各品目に分けて回収するものとする。  
(相互協力)
- 第5条 市長及び自治会は、資源の回収を実施するにあたっては、相互に協力し、及び連携するものとする。
- 2 市長は、リサイクルステーションに不法投棄された廃棄物の回収等を自治会と協力して行うものとする。
- 3 自治会は、共同住宅専用のリサイクルステーションに不法投棄された廃棄物については、条例第35条第3項の規定により、自らの責任で処理するものとする。  
(維持管理及び資源の分別指導)
- 第6条 自治会は、リサイクルステーションの清掃等の維持管理を行うものとする。この場合において、B資源の回収に際しては、回収に使用するコンテナ等の回収用具の配置、片付け等を併せて行うものとする。
- 2 自治会は、A資源、B資源及びその他プラスチック製容器包装が適正に排出されるよう、当該自治会の区域の市民に対し、資源の分別指導を行うものとする。
- 3 市長は、前2項の規定によるリサイクルステーションの維持管理及び資源の分別指導に関し、自治会を指導し、当該指導に必要な書類の提出を求めることができる。  
(報奨金及び維持管理費)
- 第7条 市長は、資源の分別回収を市と協力して実施する自治会に、次の資源回収報奨金(以下「報奨金」という。)及びリサイクルステーション維持管理費(以下「維持管理費」という。)を交付する。
- (1) 報奨金 次に定める種類ごとに、資源回収量の実績に基づき1キログラム当たりの定額により自治会へ交付するもの  
ア 可燃性資源(新聞と折り込みチラシ、段ボール、雑誌・本・その他の紙、紙パック及び布類) 回収量1キログラムにつき3円  
イ 不燃性・樹脂資源(空き缶・金属類、空きびん類、ペットボトル及び白色トレイ) 回収量1キログラムにつき2円
- (2) 維持管理費 総合リサイクルステーション1か所につき月額4,000円を自治会に交付するもの(ただし、利用世帯が30世帯未満の総合リサイクルステーションについては、交付しない。)
- 2 前項の報奨金及び維持管理費は、1年度を3か月ずつ4期に区分した各期ごとに、自治会ごとに算定するものとする。この場合において、報奨金の算定方法は別に定める。
- 3 市長は、資源回収報奨金交付通知書により、前項の区分各期の最終の月の翌月の末日までに報奨金及び維持管理費を交付する。
- 4 リサイクルステーションが新設された場合の報奨金及び維持管理

費については、新設日の属する月の分から支払うものとし、廃止の場合は、廃止日の属する月までの分を支払うものとする。

- 5 市長は、自治会が次の各号のいずれかに該当する場合は、報奨金及び維持管理費を交付しないことができる。
- (1) 資源回収報奨金辞退届により報奨金及び維持管理費の交付を辞退したとき。  
(2) リサイクルステーションを維持管理する者又は資源の回収における分別指導を実施する者が不在のとき。  
(3) 前条第3項の規定による指導にも関わらず、リサイクルステーションを適正に維持管理しないとき、又は資源の回収における分別指導を適正に実施しないとき。  
(4) 前条第3項及び次条第2項の規定による提出要求に応じないとき。

一部改正〔平成21年規則79号〕

(報奨金及び維持管理費の返還)

第8条 市長は、自治会が、偽りその他不正な行為により報奨金及び維持管理費の交付を受けたときは、当該報奨金及び維持管理費の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項に関する調査の目的のため、自治会に対して必要な書類の提出を求めることができる。

(様式)

第9条 この規則の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に資源回収事業の対象となっている自治会については、この規則の相当規定により認められたものとみなす。

附 則(平成21年規則第79号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

別表(第9条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	リサイクルステーション設置等申請書	第3条
第2号様式	資源回収報奨金交付通知書	第7条
第3号様式	資源回収報奨金辞退届	第7条

## 大和市柳橋ふれあいプラザ条例

平成5年12月24日

条例第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、柳橋ふれあいプラザの設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 ごみ焼却に伴う余熱を有効利用し、市民の健康及び福祉の増進と文化の向上を図るため、柳橋ふれあいプラザ(以下「プラザ」という。)を設置する。

2 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 大和市柳橋ふれあいプラザ

(2) 位置 大和市草柳三丁目12番地1

一部改正〔平成16年条例3号〕

(指定管理者による管理)

第3条 プラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

追加〔平成17年条例11号〕

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) プラザの使用の承認に関する業務

(2) プラザの使用料に関する業務

(3) プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、プラザの業務のうち、市長が必要と認めるもの

追加〔平成17年条例11号〕

(公募)

第5条 市長は、指定管理者にプラザの管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) プラザの概要
- (2) 申込期間
- (3) 使用料に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
- (6) 選定の基準
- (7) その他市長が別に定める事項

追加[平成17年条例11号]、一部改正[平成17年条例11号]  
(指定管理者の指定の申込み)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書にプラザの管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

追加[平成17年条例11号]、一部改正[平成17年条例11号]  
(選定基準)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) プラザを使用する者に対し、平等な使用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) プラザの効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) プラザの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) プラザの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める基準

追加[平成17年条例11号]、一部改正[平成17年条例11号]  
(選定の結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。

追加[平成17年条例11号]、一部改正[平成17年条例11号]  
(再選定等)

第9条 市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第7条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
  - (2) 新たに判明した事実により、プラザの管理を行うことが不適当であると認められたとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第5条の規定による次の公募については、申し込むことができない。

追加[平成17年条例11号]、一部改正[平成17年条例11号]  
(指定管理者の指定の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

追加[平成17年条例11号]  
(指定期間)

第11条 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

追加[平成17年条例11号]  
(協定の締結)

第12条 指定管理者は、市長とプラザの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 使用料に関する事項
- (4) 管理業務報告に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(9) その他市長が別に定める事項  
追加[平成17年条例11号]

(事業報告書の作成及び提出等)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、プラザに関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) プラザの管理業務の実施状況
- (2) プラザの使用料の収入の実績
- (3) プラザの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プラザの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

追加[平成17年条例11号]

(指定の取消しの告示等)

第14条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地、その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

2 前項に該当した指定管理者は、第5条の規定による次の公募については、申し込むことができない。

追加[平成17年条例11号]

(開館時間)

第15条 プラザの開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

追加[平成17年条例11号]

(休館日)

第16条 プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該日の直後の休日でない日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更することができる。

追加[平成17年条例11号]

(使用の承認)

第17条 プラザを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。この場合において、特別な設備等を設け、又は既存の設備等を使用するときは、その旨を申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

一部改正[平成17年条例11号]

(使用の不承認)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの使用の承認をしない。

- (1) プラザの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) プラザの建物及びその附属設備等を損傷又は亡失するおそれがあると認められたとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められたとき。
- (4) その他指定管理者が管理上その使用を不適当と認められたとき。

一部改正[平成9年条例20号・17年11号]

(使用承認の取消等)

第19条 指定管理者は、第17条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又はその使用を中止若しくは変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じてもその責任を負わない。

- (1) 第17条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 使用の承認後前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- (4) 天災等により本市において緊急に使用する必要が生じたとき。
- (5) その他指定管理者が管理上支障があると認めるとき。
- 2 前項の規定は、使用者の使用目的に応じて入場した者(以下「利用者」という。)(について準用する。  
一部改正〔平成17年条例11号〕
- (入場の拒否)
- 第20条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入場を拒否することができる。  
一部改正〔平成17年条例11号〕
- (目的外使用等の禁止)
- 第21条 使用者は、承認を受けた目的以外にプラザを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。  
一部改正〔平成17年条例11号〕
- (原状回復の義務)
- 第22条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、プラザの施設又は設備(以下「施設等」という。)を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 使用者は、施設等の使用を終わったときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第19条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の中止を命じられたときも同様とする。
- 3 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が使用者に代わって、これを執行することができる。この場合において、これに要した費用は、使用者の負担とする。  
一部改正〔平成17年条例11号〕
- (損害賠償義務)
- 第23条 指定管理者又は使用者若しくは利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。  
追加〔平成17年条例11号〕
- (使用料)
- 第24条 使用者は、別表第1に掲げる施設を使用しようとするときは、使用時間(使用の承認を受けた時間をいう。以下同じ。)(に応じ、別表第2に掲げる施設を使用しようとするときは、使用回数に応じ、それぞれ当該各表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、公用又は公益のために使用する場合その他特別の理由がある場合において、市長が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。
- 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。  
一部改正〔平成8年条例29号・17年11号〕
- (個人情報の取扱い等)
- 第25条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定管理者及びプラザの業務に従事している者は、プラザの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。  
追加〔平成17年条例11号〕一部改正〔令和4年条例15号〕
- (情報公開)
- 第26条 指定管理者は、大和市情報公開条例(平成12年大和市条例第19号)の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。  
追加〔平成17年条例11号〕
- (委任)
- 第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
一部改正〔平成17年条例11号〕

- 附 則  
(施工期日)
- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。  
一部改正〔令和3年条例3号〕  
(令和3年度における浴室の共用停止)
- 2 第16条第1項の規定にかかわらず、令和3年4月1日から令和4

- 年3月31日までの間、浴室の共用を停止する。  
一部改正〔令和3年条例3号〕
- 附 則(平成8年条例第29号)  
この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則(平成9年条例第20号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成16年条例第3号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成17年条例第11号)  
(施行期日)
- 1 この条例中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の大和市柳橋ふれあいプラザ条例第8条の規定により受けた承認であって、第2条の規定の施行の日以後の使用に係るものは、第2条の規定による改正後の大和市柳橋ふれあいプラザ条例第17条の規定により受けた承認とみなす。  
附 則(平成28年3月23日条例第2号)  
この条例は、平成28年4月1日から施行する。  
附 則(令和3年3月30日条例第3号)  
この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
附 則(令和4年12月27日条例第15号抄)
- 1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

別表第1(第24条関係)

施設名	区分	
	午前10時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
第1集会室	1時間につき 600円	1時間につき 750円
第2集会室	1時間につき 300円	1時間につき 400円
会議室	1時間につき 150円	1時間につき 200円
調理実習室	1時間につき 200円	1時間につき 250円

備考 使用時間又は使用時間を超えて使用した時間に、1時間未満の端数が生じたときは、その端数を1時間とみなして使用料を計算するものとする。  
一部改正〔平成8年条例29号・17年11号〕

別表第2(第24条関係)

施設名	区分		市内に住所を有する者		市外に住所を有する者	
	中学生以上	小学生	幼児	無料	中学生以上	小学生
浴室	1回につき 100円	1回につき 50円	無料		1回につき 300円	1回につき 150円

- 備考
- 1 1回とは、浴室に入場してから退場するまでをいう。
- 2 中学生とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者をいう。
- 3 小学生とは、学校教育法に規定する小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者をいう。
- 4 幼児とは、小学校就学前の者をいう。  
追加〔平成8年条例29号〕、一部改正〔平成17年条例11号・28年2号〕

## 大和市柳橋ふれあいプラザ条例施行規則

平成6年2月24日  
規則第2号

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、大和市柳橋ふれあいプラザ条例(平成5年大和市条例第32号。以下「条例」という。)第27条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。  
一部改正〔平成17年規則33号・18年30号〕
- (申込書)
- 第2条 条例第6条の申込書は、指定管理者指定申込書とする。  
追加〔平成17年規則33号〕、一部改正〔平成18年規則30号〕
- (申込書に添えて提出する書類)
- 第3条 条例第6条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 申込みを行う団体の活動実績及び経営状況を説明する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類  
追加〔平成17年規則33号〕、一部改正〔平成18年規則30号〕



(利用時間)

第4条 大和市柳橋ふれあいプラザ(以下「プラザ」という。)の利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、利用時間を臨時に変更することができる。

(1) 浴室 午前10時から午後4時まで  
(2) 浴室以外の施設 午前10時から午後9時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、利用時間を臨時に変更することができる。  
一部改正〔平成17年規則33号・18年30号〕

(使用申請)

第5条 条例第17条の規定によりプラザの使用(特別な設備等をつけ、又は既存の設備等を使用するときを含む。)の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める手続を行わなければならない。

(1) 条例別表第1に掲げる施設(以下「集会室等」という。) 次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める期間内にプラザ使用申請書を指定管理者に提出すること。  
ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者又は本市内に事務所を有する事業者等の団体 使用日の6月前から前日(休館日の場合は、その前日)まで  
イ 第15条第1号に規定する事業に使用するもの 使用日の1年前から前日(休館日の場合は、その前日)まで  
ウ ア及びイに掲げるもの以外のもの 使用日の3月前から前日(休館日の場合は、その前日)まで

(2) 集会室等以外の施設 使用する前に次条に規定する利用者カードを提示し、受付簿に所定事項を記載すること。  
一部改正〔平成7年規則18号・9年14号・17年33号・18年30号・23年17号・24年15号・令和3年43号〕

(利用者カードの交付)

第6条 集会室等以外の施設を使用しようとする者は、あらかじめ利用登録票を提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。  
一部改正〔平成7年規則18号・9年14号・17年33号・18年30号〕

(登録内容の変更)

第7条 利用者カードの交付を受けた者が、登録内容を変更したいときは、速やかにその旨を届け出なければならない。  
一部改正〔平成7年規則18号・17年33号〕

(利用者カードの再交付)

第8条 利用者カードの交付を受けた者が、利用者カードを紛失したときは、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。  
一部改正〔平成7年規則18号・17年33号〕

(利用者カードの譲渡等の禁止)

第9条 利用者カードの交付を受けた者は、その利用者カードを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。  
一部改正〔平成7年規則18号・17年33号〕

(使用の承認等)

第10条 指定管理者は、第5条に掲げる施設があったときは、その適否を決定し、申請者に通知するものとする。この場合において、同条第1号に掲げる施設については、プラザ使用決定通知書を申請者に交付するものとする。

2 集会室等の使用時間は、準備及び原状に回復するための時間を含むものとする。

3 集会室等の使用者は、使用の際、第1項後段に規定するプラザ使用決定通知書を携帯し、係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。  
一部改正〔平成7年規則18号・9年14号・17年33号・18年30号・令和3年43号〕

(遵守事項)

第11条 使用者又は使用者の使用目的に応じて入場した者(第17条において「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された使用目的以外に施設、付属設備その他の器具等を使用しないこと。  
(2) 付属設備その他の器具等を当該施設外に承認を得ずに持ち出さないこと。  
(3) 火気を承認を得ずに使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。  
(4) 施設及び付属設備に承認を得ずにはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。

(5) 騒音、怒声等を生じ、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。  
(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上不適当な行為をしないこと。

一部改正〔平成7年規則18号・17年33号・18年30号〕  
(管理上の入室)

第12条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用中の施設に入室することができる。

一部改正〔平成7年規則18号・17年33号・18年30号〕  
(使用の変更又は取消し)

第13条 使用者が使用日時等の変更又は取消しをしようとするときは、プラザ使用変更(取消)承認申請書をあらかじめ指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による承認申請があったときは、その適否を決定し、プラザ使用変更(取消)決定通知書により使用者に通知するものとする。

一部改正〔平成7年規則18号・17年33号・18年30号〕  
(使用料の納付)

第14条 使用者は、条例第24条第1項本文の規定による使用料を前納しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 使用の承認後に使用の内容を変更したため、追加して納入する使用料については、市長が指定する期日までに納入しなければならない。

一部改正〔平成7年規則18号・17年33号・18年30号〕  
(使用料の減免)

第15条 条例第24条第1項ただし書の規定による減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を減額する。

(1) 市が主催し、又は共催する事業に使用するとき。使用料の全額

(2) 指定管理者が主催する事業のうち、市長が必要と認める事業に使用するとき。使用料の全額

(3) 地域における自治活動その他公共的活動を目的とする団体が、その目的のために使用するとき。使用料の2分の1の額

(4) 市の出資した一般財団法人及び一般社団法人並びに社会福祉法人が使用するとき。使用料の2分の1の額

(5) 国又は地方公共団体が主催する事業に使用するとき。使用料の2分の1の額

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めるとき。使用料の全額

全部改正〔平成14年規則19号〕、一部改正〔平成17年規則33号・18年30号・20年96号・令和3年43号〕

(使用料の還付)

第16条 条例第24条第2項ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当するときに使用料の全額を還付する。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 第13条の規定により使用日の3日前までに使用の取消しの承認申請をし、指定管理者が承認したとき。

一部改正〔平成7年規則18号・9年14号・17年33号・18年30号〕

(破損又は滅失の届出)

第17条 指定管理者又は使用者若しくは利用者は、プラザの施設又は付属設備その他の器具等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出てその指示を受けなければならない。

一部改正〔平成7年規則18号・17年33号・18年30号〕  
(様式)

第18条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は第1号様式については市長が、第2号様式から第6号様式までについては指定管理者が別に定める。

追加〔平成18年規則30号〕

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成7年規則18号・9年14号・17年33号・18年30号・令和3年43号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施工する。

(浴室の利用時間に関する暫定措置)

一部改正〔令和3年43号〕

2 第4条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項第1号中「午後4時」とあるのは「午後零時30分まで及び午後1時30分から午後4時」とする。

一部改正〔令和3年43号〕

附 則(平成7年規則第18号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第14号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第19号)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の規定は、平成14年4月1日以後の使用の申請に係るものについて適用し、同日前に行われた使用の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成16年規則第44号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

附 則(平成17年規則第33号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第30号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第96号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第17号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第15号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和3年12月27日規則第43号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、本則の改正規定は、公布日から施行する。

#### 別表(第18条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	指定管理者指定申込書	第2条
第2号様式	プラザ使用申請書	第5条及び第10条
第3号様式	利用者カード	第5条から第9条まで
第4号様式	プラザ使用決定通知書	第10条
第5号様式	プラザ使用変更(取消)承認申請書	第13条
第6号様式	プラザ使用変更(取消)決定通知書	第13条

追加〔平成18年規則30号〕

## 大和市証紙条例

昭和47年3月25日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第1項の規定に基づき、証紙による収入の方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(徴収する歳入)

第2条 証紙による収入の方法により徴収する歳入は、次のとおりとする。

(1) 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号)別表第1に定めるし尿並びに粗大ごみ及び大型粗大ごみの手数料

(2) 大和市コミュニティセンター設置条例(昭和54年大和市条例第6号)別表第2に定める施設使用料

全部改正〔平成19年条例31号〕

(証紙の種類)

第3条 証紙の種類は、10円、30円、40円、50円、100円、150円、200円、250円、300円、400円、500円及び1,000円とする。

一部改正〔昭和56年条例35号〕

(領収書の不発行)

第4条 第2条の規定により歳入を徴収したときは、領収書を発行しない。

(証紙の売りさばき)

第5条 証紙の売りさばきは、市長が指定する売りさばき人(以下「売

りさばき人」という。)において行うものとする。

2 売りさばき人は、市長の定めるところにより、本市から証紙を買受けるものとする。

3 市長は、第1項の規定により売りさばき人を指定したときは、速やかにこれを告示しなければならない。指定を取り消したときも、同様とする。

一部改正〔昭和56年条例35号〕

(証紙の無効)

第6条 消印された証紙又は著しく汚染し、若しくはき損した証紙は、無効とする。

一部改正〔昭和56年条例35号〕

(証紙の返還等)

第7条 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第3条の規定による証紙の種類を変更し、若しくは廃止したとき、又は第5条第1項の規定による売りさばき人の指定を取り消したとき、その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により証紙を返還して還付を受けようとする者は、返還しようとする証紙の額面金額の合計額に対応する証紙の売りさばき手数料に相当する金額の現金を同時に納付しなければならない。証紙を他の証紙と交換する場合も、同様とする。

一部改正〔昭和56年条例35号〕

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月をこえない期間内において規則で定める日から施行する。(昭和47年規則第29号で昭和47年5月15日から施行)

附 則(昭和49年条例第30号)

この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第35号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成19年条例第31号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成19年10月1日から施行する。

## 大和市証紙条例施行規則

昭和47年5月14日

規則第30号

注 昭和55年9月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市証紙条例(昭和47年大和市条例第13号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(証紙の形式等)

第2条 証紙の形式等は、し尿証紙(第1号様式(その1))、粗大ごみ証紙(第1号様式(その2))及びコミュニティセンター証紙(第1号様式(その3))とする。

全部改正〔平成19年規則76号〕

(証紙の調製)

第3条 証紙を調製するときは、会計管理者が指定する職員(以下「職員」という。)を立ち合わせなければならない。

2 職員は、印刷の開始から終了まで立ち会い、印刷済の証紙の盗難その他の事故がないようにしなければならない。

一部改正〔昭和55年規則32号・平成5年11号・19年34号〕

(証紙の調製報告)

第4条 職員は、証紙の印刷が終了したときは、証紙調製報告書(第2号様式)とともに印刷した証紙を遅滞なく会計管理者に提出しなければならない。

2 会計管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、内容を照査したうえ証紙を保管するものとする。

一部改正〔昭和55年規則32号・平成5年11号・19年34号〕

(証紙の出納)  
第5条 会計管理者は、証紙出納簿(第3号様式)を備え、引渡しを受けた証紙を種類別に整理し、記録しておかなければならない。  
一部改正〔平成19年規則34号〕  
(本市の証紙発売所)  
第6条 本市の証紙の発売所は、証紙主管課、市民課及び大和市役所連絡所設置規則(昭和49年大和市規則第5号)別表に定める連絡所(以下「発売所」という。)とする。  
全部改正〔昭和55年規則32号〕、一部改正〔昭和56年規則55号・平成元年53号・11年43号〕  
(証紙の請求及び受付)  
第7条 前条に規定する発売所で証紙を発売する出納員(以下「発売人」という。)が証紙の交付を受けようとするときは、証紙交付請求書(第4号様式)を会計管理者に提出して交付を受けなければならない。  
一部改正〔昭和55年規則32号・平成19年34号〕  
(発売人の備付帳簿)  
第8条 発売人は、保管証紙の受払い及び売りさばき代金の出納を明らかにするため、証紙売りさばき代金出納簿(第5号様式)を備えておかなければならない。  
一部改正〔昭和55年規則32号〕  
(証紙の返納)  
第9条 発売人は、保管中の証紙のうち、き損又は汚染等のため使用できないと認めるものが生じたときは、証紙返納書(第6号様式)により会計管理者に返納しなければならない。  
一部改正〔昭和55年規則32号・平成19年34号〕  
(検査)  
第10条 会計管理者は、必要があると認めるときは、発売人の保管する証紙及び帳簿を検査することができる。  
一部改正〔昭和55年規則32号・平成19年34号〕  
(売りさばき手数料の額の算定等)  
第11条 売りさばき人に対する証紙売りさばき手数料は、し尿証紙購入総額に100分の10を乗じて得た額、粗大ごみ証紙購入総額に100分の15を乗じて得た額及びコミュニティセンター証紙購入総額に100分の10を乗じて得た額のそれぞれの額(以下この項において「各算出額」という。)に各算出額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率を乗じて得た額(以下この項において「消費税相当額」という。)及び消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た額を加算した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。  
2 前項に規定する証紙売りさばき手数料は、証紙購入のときに支給する。  
一部改正〔昭和55年規則32号・56年55号・平成元年23号・5年11号・11年43号・19年76号〕  
(焼却処分)  
第12条 会計管理者は、保管中の証紙で使用できないと認めるものがあるときは、焼却処分することができる。  
一部改正〔平成19年規則34号〕  
(証紙のはり付け)  
第13条 し尿証紙はし尿くみ取り報告伝票(第7号様式)に、粗大ごみ証紙は排出する粗大ごみに、コミュニティセンター証紙はコミュニティセンター使用申請書にそれぞれはり付けて使用しなければならない。  
一部改正〔平成20年規則4号〕  
(使用済証紙)  
第14条 証紙主管の課長は、はり付けられた証紙が再使用できないように処理しなければならない。  
全部改正〔昭和55年規則32号〕、一部改正〔平成5年規則11号〕  
附 則  
この規則は、昭和47年5月15日から施行する。  
附 則(昭和48年規則第15号)  
この規則は、昭和48年4月1日から施行する。  
附 則(昭和48年規則第39号)  
この規則は、昭和48年10月1日から施行する。  
附 則(昭和49年規則第25号)  
この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。  
附 則(昭和49年規則第28号)  
この規則は、昭和49年7月1日から施行する。  
附 則(昭和55年規則第32号)  
この規則は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則(昭和56年規則第55号)  
この規則は、昭和57年4月1日から施行する。  
附 則(昭和61年規則第58号)  
この規則は、昭和62年4月1日から施行する。  
附 則(平成元年規則第23号)  
この規則は、平成元年4月1日から施行する。  
附 則(平成元年規則第53号)  
この規則は、平成元年10月1日から施行する。  
附 則(平成5年規則第11号)  
この規則は、平成5年7月1日から施行する。  
附 則(平成11年規則第43号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成19年規則第34号)  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則(平成19年規則第76号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成20年規則第4号)  
(施行期日)  
1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。  
(準備行為)  
2 この規則による改正後の大和市証紙条例施行規則(以下この項において「新規則」という。)第13条の規定による証紙のはり付けその他の新規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前に行うことができる。  
附 則(令和3年3月30日規則第13号)  
(施行期日)  
1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
2 この規則の施行の際、現に調整されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。  
(改正経過は一部省略)

## 大和市ポイ捨て等の防止に関する条例

平成22年6月29日  
条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、市民等、事業者及び市の相互協力のもとでポイ捨てや犬のふんの放置を防止することにより、ごみの散乱のない清潔できれいなまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 飲食用容器等 飲食物を収納し、又は収納していた袋、ペットボトル、缶その他の容器及びチューインガムのかみかす、たばこの吸い殻、紙くずその他これらに類する物で、捨てられることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- 2 犬の飼い主 犬を所有し、又は管理する者をいう。
- 3 ポイ捨て等 飲食用容器等をごみ箱等の回収容器以外の場所に捨てること及び犬の飼い主が飼い犬のふんを放置することをいう。
- 4 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。
- 5 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- 6 所有者等 市内において、土地、建物又は工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- 7 公共の場所等 道路、広場、公園、河川その他の公共の用に供される場所及び他人が所有し、又は管理する土地、建物又は工作物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、ポイ捨て等の防止に係る意識啓発等この条例の目的を達成するために必要な施策を推進しなければならない。

2 市は、市民等、事業者及び所有者等がこの条例の目的を達成するために行う自主的な取組を支援するよう努めなければならない。(市民等の責務)

第4条 市民等は、公共の場所等で自ら生じさせた飲食用容器等を持ち帰り、又はごみ箱等の回収容器に収納しなければならない。

2 市民等は、地域におけるポイ捨て等を防止するため、清潔できれいなまちづくりの推進への意識を高めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めな

ればならない。

一部改正〔平成24年条例16号〕

(事業者の責務)

第5条 事業者は、ポイ捨て等を防止するため、事業所及びその周辺  
その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実に努める  
とともに、ポイ捨て等の防止に向けた意識の啓発その他の必要  
な措置を講じるよう努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策  
に協力するよう努めなければならない。

一部改正〔平成24年条例16号〕

(犬の飼い主の責務)

第6条 犬の飼い主は、飼い犬が公共の場所等でふんをしたときは、  
そのふんを回収し、自宅に持ち帰った上で適正に処理しなければ  
ならない。

(所有者等の責務)

第7条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地、建物又  
は工作物等にポイ捨て等をされないように必要な措置を講じるよ  
う努めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施す  
る施策に協力するよう努めなければならない。

一部改正〔平成24年条例16号〕

(ポイ捨て等の禁止)

第8条 何人も、公共の場所等にポイ捨て等をしてはならない。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中  
止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう口頭により指導し、又  
は書面により勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に  
従わないときは、当該勧告に従うよう命令することができる。

一部改正〔平成24年条例16号〕

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要  
な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成24年条例16号〕

(罰則)

第12条 第10条の規定による命令に違反した者は、20,000円以下の  
罰金に処する。

追加〔平成24年条例16号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第10条の規  
定は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第10条の規定は、平成23年1月1日以後に第8条の規定に違反し  
た場合に係る第9条の規定による勧告に違反した者に対して適  
用する。

附 則(平成24年6月29日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、改正後の第  
12条の規定は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条の規定は、平成25年1月1日以後に第8条の規定  
に違反した場合に係る改正後の第10条の規定による命令に違  
反した者に対して適用する。

## 大和市ポイ捨て等の防止に関する条例施行規則

平成22年9月29日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市ポイ捨て等の防止に関する条例(平成22  
年大和市条例第13号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づ  
き、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年規則54号〕

(勧告)

第2条 条例第9条の規定による勧告は、勧告書(第1号様式)により  
行うものとする。

(命令)

第3条 条例第10条の規定による命令は、命令書(第2号様式)により  
行うものとする。

全部改正〔平成24年規則54号〕

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定  
める。

一部改正〔平成24年規則54号〕

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第3条の規  
定は、平成23年1月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日規則第54号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第44号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(第1号様式、第2号様式及び第3号様式は省略)

## 大和市ボランティア袋取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市民、市民団体及び事業者による市内の公共  
の場所の自主的なボランティア清掃活動(以下「ボランティア清掃」  
という。)により生じた一般廃棄物(以下「清掃ごみ」という。)を処  
理するためのボランティア袋の交付方法、排出方法その他の必要  
な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に  
定めるところによる。

(1) 市民団体 自治会その他の公共的団体、特定非営利活動法  
人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2  
項に規定する特定非営利法人をいう。)及びこれらに類する団  
体をいう。

(2) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

(3) 公共の場所 市内の道路、広場、公園、河川その他の公共  
の用に供される場所をいう。

(ボランティア清掃)

第3条 支援の対象となるボランティア清掃は、市民、市民団体及び  
事業者が地域の環境美化を目的に公共の場所を義務なく無償で  
行う清掃とする。

(支援内容)

第4条 市長は、ボランティア清掃を行う者に対し、次の各号に掲げ  
る支援を行うことができる。

(1) ボランティア袋の支給

(2) 清掃ごみの処理

(3) 前2号に掲げるもののほか、ボランティア清掃に必要と認めら  
れる事項

(ボランティア袋の交付)

第5条 ボランティア袋の交付を受けようとする者は、ボランティア袋  
交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。た  
だし、市長が不要とした場合は、この限りでない。

2 ボランティア袋の仕様は、別図第1のとおりとする。

3 ボランティア袋の交付は、次の窓口で行う。

(1) 生活環境保全課

(2) 環境管理センター

4 ボランティア袋の交付枚数は、次の各号に掲げる区分に応じ、そ  
れぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個人 1回の申請につき10枚単位で50枚を限度とする枚数

(2) 団体 1回の申請につき10枚単位で100枚を限度とする枚  
数

(排出できる清掃ごみ)

第6条 ボランティア袋により排出することができる清掃ごみは、市  
長が別に定める環境管理センターに搬入することのできる燃やせる  
ごみ及び燃やせないごみとする。

(清掃ごみの排出方法)

第7条 ボランティア袋により清掃ごみを排出する者は、燃やせるご  
み及び燃やせないごみに分別し、それぞれ各地域の戸別収集日に  
排出しなければならない。

2 1回の収集日に排出できるボランティア袋は、3袋までとする。

3 前2項の規定以外の方法で清掃ごみを排出しようとする者は、あ  
らかじめ生活環境保全課と協議し、その指示に従わなければならない

ない。

(用途)

第8条 ボランティア袋は、第1条に規定する目的以外の用途に使用してはならない。

2 市長は、前項に規定する用途以外に使用され排出されたボランティア袋及び前条に定める排出方法によらずに排出された清掃ごみは、収集しないものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

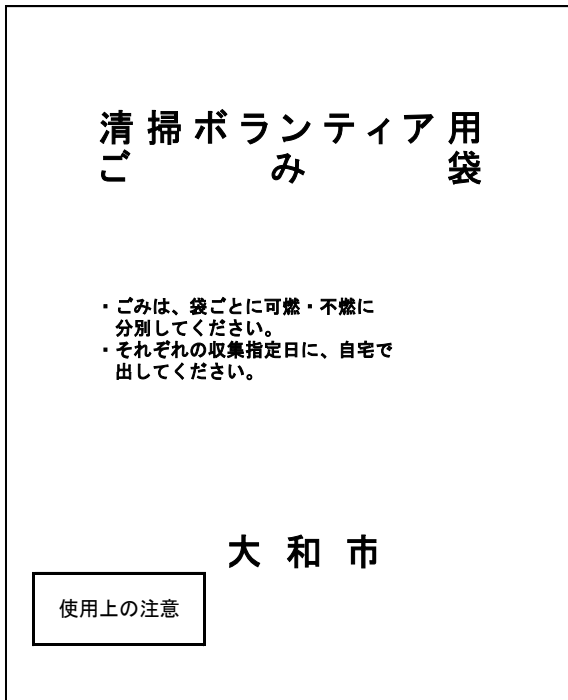
#### 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

様式番号	様 式 の 名 称
第1号様式	ボランティア袋交付申請書

別図第1(第5条関係)



※透明(45ℓ)については、文字なしとする。

【寸法】

	区分	縦	横	厚み
1	大(45ℓ)	800 mm	650 mm	0.04 mm
2	小(20ℓ)	600 mm	650 mm	0.04 mm
3	透明(45ℓ)	800 mm	650 mm	0.03 mm

【袋の色】 緑色

【袋の文字の色】 黒色

### 大和市手数料条例(抜粋)

昭和26年4月1日  
条例第9号

(手数料の額)

第2条 手数料の額は、別表のとおりとする。

(納付方法)

第3条 手数料は、申請又は交付のときに納付しなければならない。

ただし、別表家庭汚水等のくみ取り関係に定める手数料については、くみ取りの都度納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料の免除等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。

(1) 本市の住民で公費の扶助を受けている者又は扶助を受けるために必要とする者から請求があったとき。

(2) 公簿、図面その他一般に周知させる必要があると認めものの閲覧について請求があったとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、法令の規定により無料とされるものについて請求があったときは、手数料を徴収しない。

別表(第2条関係)

家庭汚水等のくみ取り関係

番号	名 称	区 分	金 額
1	家庭汚水(し尿を除く。)	18 リットルにつき	5 円
2	家庭し尿浄化槽放流水(家庭汚水と一緒に含む。)	18 リットルにつき	10 円

### 大和市粗大ごみふれあい収集実施規則

平成21年3月30日  
規則第61号

(目的)

第1条 この規則は、粗大ごみ等の処理が困難な者に対する市民サービスの充実を図るため、粗大ごみ等のふれあい収集について必要な事項を定め、もって高齢者等の暮らしやすい生活環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 粗大ごみ等 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号。以下「条例」という。)第2条第2項第3号に規定する家庭系廃棄物のうち、条例別表第1に規定する粗大ごみ及び大型粗大ごみをいう。

(2) 持ち出し 粗大ごみ等を市長が別に定める収集場所まで搬出することをいう。

(3) 粗大ふれあい収集 次条第1項に定める世帯ごとに、粗大ごみ等を戸別に収集することをいう。

(対象世帯)

第3条 粗大ふれあい収集の対象は、次の各号のいずれかに該当する者で構成されている世帯であつて、持ち出しができず、かつ、持ち出しについて他の者の協力を受けられない世帯とする。

(1) 65歳以上の高齢者

(2) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当する障害のある者

(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者

(4) 前3号のほか、特に市長が必要と認められた者

(申込手続等)

第4条 粗大ふれあい収集を利用しようとする世帯の世帯主は、口頭により市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みを受けたときは、粗大ふれあい収集受付票を作成し、当該世帯の状態等を調査した上で、その可否を決定し、当該世帯主に回答するものとする。

3 市長は、前項の規定により粗大ふれあい収集の実施を決定した場合、当該世帯主と協議し、申込みのあった日から10日以内に実施するものとする。この場合において、当該世帯主に粗大ふれあい収集を実施する際に、確認書に必要な事項を記載するものとする。

(収集方法)

第5条 市長は、粗大ふれあい収集を、粗大ごみ等が現存する場所から搬出することにより実施するものとする。

2 前項に規定する搬出の際に生じた家財又は家屋の損傷等については、市長は責任を負わないものとする。ただし、故意又は過失によるものについては、この限りでない。

(利用の制限)

第6条 次に掲げる場合については、粗大ふれあい収集を利用することができない。

- (1) 粗大ごみ等の搬出に際し、当該物品の取り出し工事、家屋の解体工事等を要する場合
- (2) 粗大ごみ等の搬出に際し、屋内の他の物品の移動を要する場合
- (3) 粗大ごみ等が、引越し等の家財道具に該当する場合
- (4) その他市長が利用を適当でないとする場合  
(変更等の届出)

第7条 粗大ふれあい収集を利用しようとする世帯の世帯主は、次の各号のいずれかに該当する時は、口頭により市長に届け出なければならない。

- (1) 当該世帯が第3条に該当しなくなったとき。
  - (2) 粗大ふれあい収集の中止を希望するとき。
- 2 前項の届出による変更決定は、口頭により当該世帯主に通知するものとする。  
(利用の中止等)

第8条 市長は、ふれあい収集の利用世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい収集を中止することができる。

- (1) 当該世帯が第3条に該当しなくなったとき。
  - (2) 第6条各号に該当することが判明したとき。
  - (3) その他粗大ふれあい収集の実施が困難なとき。
- 2 前項による中止は、口頭により当該世帯主に通知するものとする。  
(変更)

第9条 市長は、相当の理由があると認めるときは、粗大ふれあい収集の日時を変更することができる。

2 前項による変更は、口頭により当該世帯主に通知するものとする。  
(様式)

第10条 この規則の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。  
(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。  
附 則

- (施行期日)  
1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に受けている粗大ふれあい収集の申込みについては、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第10条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	粗大ふれあい収集受付票	第4条
第2号様式	確認書	第4条

## 大和市家具類再生展示施設運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市家具類再生展示施設の運営に関し、必要な事項を定める。

(事業)

第2条 大和市家具類再生展示施設は、次の事業を行う。

- (1) 市民の申し込みにより、再生可能な家具類(以下「再生家具類」という。)の戸別収集を実施すること。
- (2) 再生家具類を清掃等により再生し、再使用に供すること。
- (3) その他必要な事業を実施すること。  
(休館日)

第3条 大和市家具類再生展示施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める日
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休館日を開館日とすることができる。  
(開館時間等)

第4条 大和市家具類再生展示施設の開館時間は、午前8時30分から午後4時とする。ただし、午前11時30分から午後1時まで、自動車での入場はできない。

2 再生家具類の戸別収集の申し込み受付時間は、午前8時30分から午後4時30分とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。  
(再生可能な基準)

第5条 再生家具類は、木製家具類を基本とし、再生の可否は再生家具類判定基準(別表第1)によるものとする。

(再生家具類の戸別収集)

第6条 再生家具類の戸別収集に際しては、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号)第36条第1項に規定する手数料に相当する証紙を、再生に支障が無い部分に貼り付けてあることを確認し、収集するものとする。

(再生家具類の購入申込み等)

第7条 再生家具類の購入の申込受付期間は、展示期間内(別表第2)とする。

2 再生家具類の購入の申込みは、前項の展示期間内において1人につき1点限りとする。

3 前項の規定にかかわらず、公開抽選の対象としなかった再生家具類(以下「無抽選再生家具類」という。)の購入については、1人につき1週間に1点まで申し込むことができる。

(公開抽選)

第8条 再生家具類の購入申込みが1人の場合はその者を当選者とし、2人以上の場合は公開抽選により当選者を決定する。

2 公開抽選は、前条に定める展示期間最終日(別表第3)に行うものとする。

3 公開抽選を行うときは、当日の来場者又は市職員をこれに立ち合わせるものとする。  
(当選者等への通知)

第9条 当選者には、当選通知書(第1号様式)により通知する。

2 当選者が都合等により再生家具類の購入を辞退し、次点の者がいる場合は、その者を当該再生家具類の当選者とし、前項を適用する。

3 無抽選再生家具類の申込者には、頒布通知書(第2号様式)により通知する。  
(購入代金等)

第10条 再生家具類の当選者は、大和市に当該再生家具類の購入代金を納付しなければならない。

2 購入代金は、納入通知(納付)書兼領収書により指定する日までに納入しなければならない。

3 購入代金は別に定める基準により、1点500円から5,000円の範囲で設定するものとする。

4 当選者が納入した購入代金は返金しない。ただし、納入後に再生家具類の引取り辞退の申し出があった場合を除く。

5 前項による辞退の申し出は、辞退届(第3号様式)によるものとする。

(再生家具類の引取り等)

第11条 再生家具類の引取期間は、購入代金を納入した日から起算して14日以内とする。

2 再生家具類を引き取る者(以下「引取り者」という。)は、領収日付印の押印された納入通知(納付)書兼領収書を提示しなければならない。

3 再生家具類の搬出は、引取り者が引取り書(第4号様式)を提出後、自らの責任において行うものとする。

4 大和市は、前項により搬出された再生家具類の瑕疵担保責任を負わないものとする。  
(当選の取消し)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、当選を取り消すことができる。

- (1) 当選者から当該権利の辞退の申し出があったとき。
- (2) 当選者が納入期限までに購入代金を納入しなかったとき。
- (3) 当選者が引取期限まで再生家具類の引取りを行わなかったとき。  
(無抽選再生家具類に関する準用)

第13条 前3条の規定は、無抽選再生家具類及びその申込者に準用する。

(入館者の遵守事項)

第14条 入館する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 附属設備、器具等を大和市家具類再生展示施設の外に持ち出さないこと。
- (2) 許可なく壁、柱、扉等にポスター、看板、旗その他これらに類するものを掲げ、若しくは張りつけ、文字等を書き、又は釘類を打たないこと。
- (3) 許可なく動物、不潔な物品等を持ち込まないこと。
- (4) 許可なく火気を使用しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙はしないこと。
- (6) 騒音、怒声等が発生し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及

ぼす行為をしないこと。

(7) その他係員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第15条 利用者は、施設等を損傷し、又は損傷させたときは、直ちにその旨を書面により市長に届け出なければならない。

(再生家具類の公用への転用)

第16条 第7条に規定する購入の申込みがない再生家具類、又は汚損等により再生に適さない家具類に公用の需要があるときは、当該家具類を無償で当該公用に供することができる。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

#### 別表第1(第5条関係)

##### 再生家具類判定基準

キズ	家具正面などに3cm以上の目立つキズやへこみがない。
汚れ	多量のシール、油性マジック等の書き込みがない。
破損	欠損及び損傷(破れ、ササクレ、折損)がない。
機能	操作テストにおいて動作不良又は引出し、扉若しくは脚が弱くすぐに破損する恐れがない。

#### 別表第2(第7条関係)

##### 展示期間

展示期間	毎月1日から第4土曜日の午後2時まで。 ただし、変更がある場合は、別途期間を提示し周知する。
------	---

#### 別表第3(第8条関係)

##### 公開抽選日

公開抽選日	毎月の第4土曜日の午後2時以降。 ただし、変更がある場合は、別途日時を提示し周知する。
-------	--

(第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式は省略)



令和4年度 大和市環境ポスターコンクール最優秀賞〔高学年部門〕  
上西 結奈 さん 文ヶ岡小学校6年

令和5年度版  
清掃事業の概要  
令和4年度実績

発行 大和市  
令和5年12月  
編集 環境施設農政部  
〒242-0026 大和市草柳三丁目12番1号  
電話 046-269-7343

この冊子は再生紙を使用しています